

《 東日本大震災 》

－ 被災自治体への支援と震災後の取組み －

〔平成 23 年 3 月～平成 24 年 3 月 活動報告〕

平成 24 年 4 月
特別区長会

東日本大震災への対応 ～ 1 年間の活動のまとめ～

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、宮城県牡鹿半島の東南東沖 130km の海底を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大の規模、マグニチュード 9.0 を記録し、震源域も岩手県沖から茨城県沖までの広範囲に及んでいます。この地震により、場所によっては波高 10m 以上、最大遡上高 40m にも上る大津波が発生し、東北、関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。

発災から 1 年が過ぎた平成 24 年 3 月 28 日時点で、死者 15,854 人、依然 3,089 人が行方不明で、建築物の全壊、半壊は合わせて 38 万戸以上となっています（警察庁緊急災害警備本部調べ）。ピーク時の避難者は 40 万人以上、停電世帯は 800 万戸以上、断水世帯も 180 万戸以上に上るなど、未曾有の大災害となりました。

この大災害に対し、特別区は発災直後から被災自治体への生活物資等の緊急輸送を行い、また、人的支援として、現地での避難所運営や被災証明発行等の応急的な対応、また区内施設への避難者の受入など、多くの職員を派遣し被災地を支援してきました。災害協定に基づき支援する区のほか、この震災を機に被災自治体を新たに支援し始めた区など、各区が個別に被災自治体の要請を受けて職員を派遣しました。

それ以外にも、特別区は、東京都の岩手県、宮城県、福島県の現地事務所に寄せられる被災自治体の派遣要請を受け止め、都や市町村とも連携、協力して、多くの職員を派遣し続けました。

この地震と津波により、東京電力福島第一原子力発電所で水素爆発が発生し、飛散した放射能のため 10 万人を超える住民が屋内退避や警戒区域外への避難を余儀なくされ、都内でも放射能物質が検出されたほか、原発停止による電力不足も深刻な影響をもたらしました。

特別区は、放射能の影響を心配する区民の不安軽減のため、放射線量を自主的に測定、公表する一方、国に対し安全基準値の早期設定と適切な情報開示を強く求めました。

電力不足に対しても、各区が 15% 以上の節電対策を講じるなど、区民、事業者と各区が協力し危機的な状況を乗り切りました。

発災後 1 年が経過し、被災地では、応急的な復旧作業からいよいよまちの再生に向けた本格的な復興の取り組みが進められています。しかし、膨大な災害廃棄物の処理や土地の区画整理、高台への集団移転など、課題は山積しています。

特別区は、これからも被災地の復興を支援するため、4 月以降も長期的な視点から職員を派遣するとともに、女川町の災害廃棄物を受け入れるなど、被災地の方々が一日も早く安心して暮らせるよう、全力で取り組んでいきます。

この活動報告は、平成 23 年 3 月から 24 年 3 月までの 1 年間、特別区が東日本大震災に対して連携、協力して取り組んだ活動を、被災地支援を中心に時系列にまとめたものです。

各区での活動の整理等に活用していただければと思います。

《東日本大震災》～被災自治体への支援と震災後の取り組み～（概要）

【平成23年3月～平成24年3月 活動報告】

1 特別区長会方針

◇ 区長会声明（H23.3.16）

＜要旨＞23特別区は、日頃東京の活動を支えていただいている被災地を、国や東京都等の関係機関と協力しながら、連携して支える諸活動の一翼を担う。

- (1) 救援物資の搬送、専門職員の派遣
 - (2) 23区共同での義援金10億円拠出
 - (3) 計画停電への取り組み、23特別区総力を挙げての節電対策への取り組み
- ※23.3.24 区長会会長が、各区長に節電運動のさらなる強化を呼びかけ

2 1年間の主な動き

(1) 各区の取組状況等の集約

- 概要を区長会ホームページに掲載（毎週更新）

(2) 職員派遣の調整

- 都知事から区市町村長に人的支援の協力依頼（都が調整を行う旨）（23.3.30）
- 全国市長会に対し、東京都市区長会として職員派遣の窓口を都に一本化する旨回答（23.4.7）
- 副区長会が関係部課長会に職員派遣調整を下命（23.4.8、23.4.20）
（総務部長会、人事・研修担当課長会、保健衛生主管部・課長会、清掃主管部・課長会、福祉主管部・課長会、高齢福祉・介護保険担当課長会）
- 24年度の中長期派遣 …岩手県、宮城県、福島県の19市町村に88人の職員を派遣（内訳：事務47人、土木26人、建築13人、電気1、保健師1）

※延べ5,900人の職員を派遣（H24.3.31現在）
（内訳：区連携対応：2,620人、個別対応：3,280）

(3) 義援金の拠出（特別区長会）

- 計10億円（岩手県、宮城県、福島県 … 3億円 茨城県 … 4千万円 栃木県、千葉県 … 3千万円）

(4) 節電対策

- 政府の夏期電力15%削減目標に対し、より一層の取組みを区長会で申し合わせ（23.5.25 区長会会長声明発表）
- 講演会「電力危機への対応策（LCS停電予防連絡ネットワーク）について」開催（23.6.16 講師：低炭素社会戦略センター教授）

(5) 放射線量測定等に関する要請 …東京都知事あて（23.6.7）、内閣総理大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣あて（23.6.16）

(6) 基礎自治体間の災害支援の制度化要請 …厚生労働大臣あて（23.6.21） ※東京都市区長会として要請

(7) 東日本大震災による住宅被災世帯に対する支援の要請 …東京都知事あて（23.6.28）

(8) 東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入

- …宮城県女川町長、宮城県及び東京都より災害廃棄物について受入要請（23.10.14 区長会総会）
- …宮城県女川町の災害廃棄物の受入について基本合意締結（23.11.24）
- …試験焼却実施（23.12.13、14 大田区、23.12.20、21品川区）
- …受入開始（24.3.2 中央清掃工場、24.3.19 新江東清掃工場）

(9) 給食用牛乳の放射性物質測定検査の結果数値公表に関する要請 …農林水産大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣あて（23.12.20）

(10) 東京電力(株)の電気料金値上げに対する要請 …内閣総理大臣、経済産業大臣、東京電力(株)あて（24.3.19）

(11) 平成24年度国・都の施策及び予算に関する要望 …都知事あて（23.7.8）、内閣府、経済産業大臣あて（23.8.25）

目次

1 特別区長会方針	1
(1) 東北地方太平洋沖地震への対応に関する声明(H23.3.17)	1
(2) 節電運動のさらなる強化に関するお願い(H23.3.24)	2
2 1年間の主な動き	3
(1) 各区の取組状況等の集約	6
(2) 職員派遣の調整	11
・被災地支援のための職員派遣に係る都と区の連絡体制	11
・職員派遣全般(特別区総務部長会、特別区人事・研修担当課長会)	13
・平成24年度 東日本大震災に伴う被災自治体への派遣職員数	34
・東日本大震災による被災自治体に対する人的支援の状況について	42
・保健師等派遣(特別区保健衛生主管部長会、特別区保健衛生主管課長会)	46
・清掃関係職員派遣(特別区清掃主管部長会、特別区清掃リサイクル主管課長会)	55
・介護保険関係職員派遣(特別区福祉主管部長会、特別区高齢福祉・介護保険課長会)	61
(3) 義援金の拠出	65
(4) 節電対策(緊急声明 H23.5.25)	73
(5) 放射線量測定充実の要請	86
・放射線量測定の充実について(H23.6.7)	86
・放射線量の安全基準値の早期設定等について(H23.6.16)	89
(6) 基礎自治体間の災害支援の制度化要請	90
・東日本大震災に関する緊急決議(H23.6.8 全国市長会)	90
・基礎自治体間の災害支援に係る財政措置と法制化について (H23. 6. 21 東京都市区長会)	101
(7) 東日本大震災による住宅被災世帯に対する支援の要請(H23.6.28)	103
(8) 東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入	104
・宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意締結(H23.11.24)	106
・特別区副区長会 宮城県女川町現地視察(H23.12.19)	128
(9) 給食用牛乳の放射性物質測定検査の結果数値公表に関する要請 (H23.12.20)	134
(10) 東京電力株式会社の電気料金値上げに対する要請(H24.3.19)	141
(11) 平成24年度国・都の施策及び予算に関する要望	145
・国への要望(H23. 8. 25)	145
・東京都への要望(H23. 7. 8)	147

1 特別区長会方針

特別区長会は、平成23年3月16日開催の総会において、「東北地方太平洋沖地震」の被災地域への支援等について、考えられる全ての支援協力を全力で行うことを申し合わせました。

(1) 東北地方太平洋沖地震への対応に関する声明

先般の東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

現地では時間の経過と共に、未曾有の広域的な被害の状況が刻々と伝えられています。

まさに国難と言える事態に遭遇し、我が国を挙げて一日も早い救援、復興に総力を挙げて取組むべきものと考えます。

東京23特別区は、既に被災した友好交流都市等への救援物資の搬送や被災地への専門職員の派遣準備をはじめ、さまざまな支援活動を開始しておりますが、日頃東京の活動を支えていただいている被災地の窮状に鑑み、昨日の特別区長会総会において、考えられる全ての支援協力を全力で行うことを申し合わせました。

このため、今後、専門職員の派遣や救援物資の搬送等を継続的に実施することはもとより、23特別区共同で、10億円の義援金を拠出することを決定しました。

また、発電所の被災に伴い電力が大幅に不足する非常事態を踏まえ、東京電力の「計画停電」への協力はもとより、23特別区全域で総力を挙げて節電対策に取り組むことを確認しました。

23特別区は、区民とともに、今後も国や東京都をはじめ、関係機関と協力しながら、連携して被災地を全力で支える諸活動の一翼を担ってまいります。

被災地の住民の皆さん、自治体各位におかれては、この危機を乗り越えていただくようお願いいたします。

平成23年3月17日

特別区長会会長 多 田 正 見

（２）節電運動のさらなる強化に関するお願い

平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震にともない、福島原子力発電所をはじめ多くの発電所が被害を受け、電力の供給が極めて厳しい事態となったため、東京電力は去る３月１４日から計画停電を実施しています。

計画停電の長期化が懸念される中、現時点で特別区では荒川区・足立区がその実施区域とされ、度重なる強制的な停電によって大変に不便な状況となり、住民生活や事業活動にとっても重大な支障をきたしております。

さる３月１６日の区長会において、こうした事態を踏まえ、徹底した節電に努力することを確認したところであります。

各区におかれても様々な取り組みをしてくださっているとは思いますが、上記両区の苦境をより軽減し、ひいては計画停電の解消に向けて一層の努力をしなければなりません。

東京２３区は電力消費量が大変多い地域であります。今、私たち特別区が一丸となり、率先して節電運動の強化に取り組むことが、極めて重要であると考えます。

つきましては、各区におかれましても、このような状況に鑑み、なお一層の節電運動の強化を展開していただきたく、お願い申し上げます。

平成２３年３月２４日

特別区長会会長 多 田 正 見

2 1年間の主な動き

(1)各区の取組状況等の集約

- 3/28 各区支援状況等調査結果を各区に情報提供
- 3/29 概要をホームページに掲載(以降、原則毎週木曜に情報提供、金曜日に公表)
- 9/16 区長会総会で震災後半年間の職員派遣実績確認
- 9/30 概要をホームページに掲載

(2)職員派遣の調整

- 3/25 東京都行政部に、各区市町村の個別対応を除き、都が派遣先を調整し、その要請により区市町村が調整して実施する対応を依頼(区長会、市長会両事務局から)
- 3/30 都知事から区市町村長に人的支援の協力依頼(都が調整を行う旨)
＜参考＞3/22～東京都が被災地支援現地事務所を開設
(宮城、福島、岩手の3県)
- 4/7 全国市長会に対し、東京都市区長会として、職員派遣の調整窓口を都に一本化する旨及び派遣可能職員数は500人程度である旨回答
- 4/8、4/20 副区長会が派遣調整を関係部課長会に下命
 - ※総務部長会、人事・研修担当課長会、保健衛生主管部・課長会、清掃主管部・課長会、福祉主管部長会、高齢福祉・介護保険担当課長会
 - ※都教育長からの依頼のうち教員以外の派遣については、一般職員派遣の枠組みで対応
 - ※7/7 副区長会総会で、被災地の選挙管理委員会への職員派遣について、一般職員派遣の枠組みで対応することを確認
- 《派遣状況》「別紙 特別区連携対応による職員派遣等状況」参照
 - ※4 県 30 市町
- 4/28 区長会総会で、中長期の職員派遣は300人程度を目途とすること、また、基礎自治体間の災害支援の制度化を国に求めることを確認
- 6/23 全国市長会から調査のあった中長期派遣について、東京都市区長会として 36 名の派遣を回答(内、特別区対応分 20 名は、23 区連携対応または各区独自対応で派遣実績のある市町)

※今後、被災自治体からの要請があれば、派遣元区市の調整を行う

なお、この全国市長会ルートとは別に、都を通じた派遣要請があった場合は、これまでと同様の調整を行う

○8/2 副区長会総会、8/5 区長会総会で、職員派遣に係る今後の対応について、当面短期派遣と中長期派遣は並行して対応することを確認

※短期派遣は、今後も被災自治体から要請が見込まれることから、当面維持する

※中長期派遣は、短期派遣で実績のある被災自治体への派遣を基本とし、全国市長会経由または、東京都経由により対応する

<参考>東京都及び東京都市長会は、8月迄で短期派遣を終了し、今後は、中長期派遣にシフト変更(東京都町村会は、中長期派遣は困難との立場)

○1/25 全国市長会から調査のあった 24 年度中長期派遣について、東京都市区長会として 63 名の派遣を回答(内、特別区対応分 52 名)

※今後、被災自治体からの要請があれば、派遣元区市の調整を行う

○3/26 岩手県、宮城県、福島県の 19 市町村に、24 年度中長期派遣として当面 88 名の派遣を行うことを公表

(3) 義援金の拠出

○岩手県、宮城県、福島県各3億円、茨城県4千万円、栃木県、千葉県各3千万円、計10億円を 5/10 に送金

(4) 節電対策

○5/25 区長会会長が、夏期の電力危機に向け、政府の15%削減目標に対し、率先してより一層の取組みを申し合わせた旨の声明を発表

○5/30 夏期の電力危機に向けた節電対策の各区の計画等を調査

○6/16 各区に情報提供

○6/16 区長会総会で低炭素社会戦略センターの松橋教授より電力危機への対応策(緊急停電予防(防止)システム)について講演

○6/21 各区に住民への節電協力要請の連絡方法等を調査

○7/7 各区に情報提供

(5) 放射線量測定充実の要請

○6/7 都知事あて観測体制の充実及び国への安全基準値策定等の働きかけを要請

○6/16 国に対し放射線量の安全基準値策定及び基準値を超えた場合の対応等を要請

(6) 基礎自治体間の災害支援の制度化要請

○6/8 全国市長会の緊急決議に反映

○6/21 東京都市区長会として厚生労働大臣あて基礎自治体間の災害支援に係る財政措置と法制化を要請

(7) 東日本大震災による住宅被災世帯に対する支援の要請

○6/28 都知事あて被災者生活再建支援法の適応範囲拡大についての国への働きかけ及び法改正までの間の都の支援を要請

(8) 東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入

○10/14 区長会総会で宮城県女川町長、宮城県及び東京都より災害廃棄物について受入要請

○11/15 区長会総会で宮城県女川町の災害廃棄物の受入支援を確認

○11/24 宮城県女川町の災害廃棄物の受入について、特別区長会、東京都市長会、宮城県女川町、宮城県及び東京都と基本合意を締結、同時に宮城県、東京都及び東京都整備公社の3者で「災害廃棄物の処理基本協定」を締結(共同記者会見実施)

○12/7 大田区試験焼却に関する住民説明会実施

○12/13 品川区試験焼却に関する住民説明会実施

○12/13～14 大田区試験焼却実施

○12/20～21 品川区試験焼却実施

○1/31 試験焼却結果評価公表

○2/3～29(16区 22回)試験焼却に関する住民説明会実施

○3/2 中央清掃工場受入開始

○3/19 新江東清掃工場受入開始

(9) 給食用牛乳の放射性物質測定検査の結果数値公表に関する要請

○12/20 農林水産省・厚生労働省・文部科学省の各大臣あて業界が行う牛乳の放射性物質測定検査の結果数値に関する公表を要請

(10) 東京電力株式会社の電気料金値上げに対する要請

○3/19 内閣総理大臣・経済産業大臣及び東京電力取締役社長あて電気料金値上げの見直し、中小企業に対する特段の措置などを要請

2（1）各区の取組状況等の集約

＜第52報＞ 平成24年3月22日現在

「東日本大震災」への特別区の支援事業等の概要

平成24年 3月22日

特 別 区 長 会

1 被災地への主な支援

(1) 義 援 金：292,490万円（26区市町）※その他、23区共同での義援金10億円拠出

(2) 職員の派遣（53区市町村）

3月22日現在派遣中 (a)	既派遣職員数 (b)	今後派遣予定数 (c)	派遣数計(予定含む) (a)+(b)+(c)
43人	5,852人	137人	6,032人

※滞在日数に係わらず従事した職員等の数（予定を含む）。職員派遣等状況については、別紙1をご参照ください。

(3) 物資による支援（50区市町村）

品目	食糧類				乳幼児用品、衛生用品等					
	主食類	白米	飲料水	その他	粉ミルク	ほ乳びん	紙おむつ	タオル	マスク	生理用品
数量	289,164食	11,471kg	105,312ℓ	233,403食	6,577缶	1,840本	166,119枚	62,933枚	706,468枚	76,852個

品目	燃料類		防寒用品			避難所用品				
	ガソリン	灯油	毛布	ストーブ	カイロ	ブルーシート	簡易トイレ	トレットペーパー	カセットコンロ	カセットガス
数量	320ℓ	1,530ℓ	25,633枚	652台	36,329個	4,809枚	8,819台	18,841巻	117台	507個

※上表の他、マット、仮設トイレ、自転車等の支援も実施しています。

2 被災者に対する主な直接支援

(1) 避難所の提供：3,917名（37か所）

(2) 避難住宅の提供：391戸

(3) 駐車場の提供：1,326台分（その他、区立運動場（台数未定）を提供）

※避難所等の詳細については、別紙2をご参照ください。

3 支援先自治体

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県
県	1	1	1	1	1	1	1	－
市町村	1	11	18	22	7	4	1	1

4 主な節電対策

庁舎内節電	1/2消灯、エレベータ・エスカレーター1/2停止、離席時PC停止、冷暖房停止、自販機休止
区立施設	全日・夜間休止、営業時間短縮、施設貸出中止、運動施設のナイター照明運用停止、冷暖房停止
区民向け事業	イベント、催し物、講座等の中止・延期
街路灯等	区道街路灯1/2消灯、公園の全照明消灯、駅前広場照明の80%消灯、公園等の噴水停止
団体への要請	商店会、民間マンション等への節電の要請
区民への周知	区HP、区報、防災行政無線、広報車、防犯パトロールカー、CATVによる周知・節電要請
節電コンテスト実施	前年との電力使用料を比較し、削減率に応じて賞品を進呈する節電マイレージコンテスト実施

※上記支援内容には、既に完了したもの、実施を予定しているものも含まれます。

各区の取り組み内容は、各区ホームページ等をご参照ください。

特別区連携対応による職員派遣等状況

別紙 1

平成24年3月22日現在（予定含む）

派遣先	従事事務	派遣規模	派遣期間
1 保健師等			
岩手県宮古市	被災者健康管理	保健師2名・事務2名等	4/19～8/2
宮城県気仙沼市		保健師3名等	3/23～10/31
福島県相馬市		保健師2名等	4/12～4/19
福島県広野町		保健師3名等	5/23～11/28
東京武道館避難所		保健師2名等	3/17～3/31
2 事務職・建築系技術職等			
岩手県釜石市	避難所支援等	事務職15名等	5/2～8/1
	選挙事務	事務職1名	8/14～9/13
	市道の維持管理に係る補助業務	土木職1～2名	2/1～
岩手県大槌町	戸籍住民票の受付・登録事務(*)	事務職1名(中長期)	10/5～1/27
	児童福祉関係事務(*)	事務職1名(中長期)	24.3.16まで
宮城県 教育委員会	派遣教職員関係事務	事務職3名	5/23～6/3
宮城県仙台市	り災証明事務等	主に事務職10名	5/8～7/31
		事務系若しくは建築系10名等	7/18～8/31
		建築系技術職10名	10/18～
	災害援護資金等申請受付	事務職3名	7/27～9/30
	応急仮設住宅受付審査等	事務職3名	7/11～9/30
	国民健康保険関係業務	事務職5名	7/11～8/31
	災害援護資金等申請審査業務(*)	事務職1名(中長期)	24.3.31まで
家屋解体撤去の願出受付等(*)	事務職3名(中長期)	24.3.31まで	
宮城県気仙沼市	り災証明事務等	主に事務職15名等	4/16～
	地震被害判定、家屋調査等	建築系技術職4名等	4/25～5/24
	第2次地震被害判定等	建築系技術職10名	5/26～6/30
	生活支援関係事務	主に事務職10名	5/13～5/18
	生活支援金等の申請受付等	事務職4名	7/27～9/30
	選挙事務	事務職1名等	10/3～11/14
	被害家屋調査	建築系技術職2名	10/16～12/1
宮城県石巻市	介護保険認定業務等	事務職1名	6/27～8/21
	り災状況調査二次調査業務	建築系技術職2名	7/1～8/29
	り災状況調査及び申請受付等	事務職5名等	8/18～
	選挙事務	事務職15名	9/19～11/15
宮城県名取市	介護保険認定業務等	事務職2名	6/27～7/31
	選挙事務	事務職2名	9/11～11/14
宮城県大崎市	り災証明事務等	建築系技術職4名	5/16～6/17
宮城県岩沼市	市民検診・国保関連等(☆)	事務職1名(中長期)	24.3.31まで
宮城県東松島市	選挙事務	事務職6名	11/2～11/4
宮城県南三陸町	地震被害判定、家屋調査等	建築系技術職15名等	4/17～5/16
	確定申告受付業務	事務職10名	5/30～6/17
	公有財産管理業務	事務職1名	6/15～12/31
	家屋課税台帳復元業務	事務系若しくは建築系20名	7/3～9/2
	介護保険認定業務等	事務職1名	7/3～9/2
	り災証明書の発行管理	事務職5名	8/3～10/1

特別区連携対応による職員派遣等状況

別紙 1

平成24年3月22日現在（予定含む）

派遣先	従事事務	派遣規模	派遣期間
宮城県美里町	り災証明事務等	主に事務職10名	4/17～4/29
宮城県松島町	介護保険認定業務等	事務職1名	6/27～12/16
宮城県亘理町	被災住宅応急修理関連(☆)	建築系技術職1名(中長期)	24.3.31まで
	公共施設災害復旧関連(☆)	建築系技術職1名(中長期)	24.3.31まで
	瓦礫撤去二次処理関連(☆)	事務職1名(中長期)	24.3.31まで
	仮設住宅入居者支援等(☆)	事務職1名(中長期)	24.3.31まで
	災害公営住宅建設関連業務(☆)	土木職2名(中長期)	24.3.31まで
宮城県山元町	選挙事務	事務職1名	9/4～11/14
	介護保険認定業務等	事務職2名	10/27～11/14
宮城県女川町	介護保険認定業務等	事務職1名	12/20～
宮城県女川町	選挙事務	事務職2名	9/5～11/30
宮城県七ヶ浜町	選挙事務	事務職2名	9/2～9/7
		事務職2名	11/2～11/4
福島県相馬市	民間住宅借上受付業務	事務職2名	6/10～10/31
	選挙事務	事務職2名	11/7～11/21
福島県南相馬市	民間住宅借上受付業務	事務職4名	5/31～12/20
	選挙事務	事務職6名	11/1～11/21
福島県いわき市	緊急雇用対策補助(*)	事務職1名(中長期)	24.3.31まで
	被災事業者の復興支援業務(*)	事務職1名(中長期)	24.3.31まで
	民間賃貸住宅一時入居業務(*)	事務職1名(中長期)	24.3.15まで
	災害復旧に係る設計書作成業務等(☆)	電気系技術職1名(中長期)	24.3.31まで
福島県広野町	二次避難、仮設住宅等の受付業務等	事務職2名	6/1～7/31
福島県楡葉町	一時帰宅、仮設住宅の受付業務等	事務職2名	6/1～9/30
	民間住宅借上受付業務	事務職4名	5/31～6/18
福島県双葉町	義援金支給、仮設住宅等の受付業務	事務職5名等	5/30～8/31
福島県浪江町	支援金支給事務等	事務職3名	4/28～6/2
	一時帰宅、仮設住宅の受付業務等	事務職3名	5/30～9/30
	仮設住宅への入居調整業務等	事務職3名	7/7～8/31
福島県富岡町	義援金配分申請受付等	事務職3名	8/18～8/31

3 清掃作業員及び車両

宮城県仙台市	災害廃棄物を被災現場で収集し、仮置場まで運搬	運転15名、収集員34名、管理班6名等 小型プレス車14台、連絡車1台	4/17～5/7
--------	------------------------	--	----------

4 介護職等

宮城県気仙沼市	福祉避難所の高齢者介護	介護職4名等	4/26～6/13
---------	-------------	--------	-----------

5 被災宅地応急危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士

宮城県仙台市	被災宅地応急危険度判定	3～4名	3/29～4/3
宮城県女川町	被災建築物応急危険度判定	8名	4/22～4/24

(*) 全国市長会経由の中長期派遣要請 (☆) 東京都経由の中長期派遣要請

※他に各区対応:(岩手県)大船渡市、一関市、釜石市、大槌町、(宮城県)石巻市、気仙沼市、角田市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、(福島県)いわき市、南相馬市、福島市(千葉県)浦安市

避難所・避難住宅一覧

別紙 2

<第52報> 平成24年3月22日現在

区	受入時期	避難所等の名称	避難所等の所在地	受入人数
千代田	3月25日～9月30日	孀恋自然休養村	群馬県吾妻郡孀恋村	50人
		軽井沢少年自然の家	長野県北佐久郡軽井沢町	200人
中央	6月～	まちづくり用支援住宅	中央区内	5戸
	6月～	職員寮	中央区内	10人
港	3月28日～	区立住宅	港区高輪	2戸
	3月28日～	区民向け住宅	港区赤坂	2戸
	3月28日～	区民向け住宅	港区港南	1戸
	3月28日～12月8日	区立住宅	港区芝	1戸
	3月28日～	区民向け住宅	港区浜松町	1戸
	4月19日～	災害対策職員住宅	港区高輪	3戸
新宿	3月22日～4月30日	新宿コズミックスポーツセンター	新宿区大久保	400人
		女神湖高原学園「ヴィレッジ女神湖」	長野県北佐久郡立科町	200人
		区民健康村「グリーンヒルハヶ岳」	山梨県北杜市長坂町	100人
		中強羅区民保養所「箱根つつじ荘」	神奈川県足柄下郡箱根町	100人
文京	4月1日～平成24年3月31日	区立住宅、職員住宅等	文京区内	8戸
台東	3月22日～4月30日	台東リバーサイドスポーツセンター	台東区今戸	300人
	4月1日～4月30日	今戸社会教育会館	台東区今戸	10人程度
	未定(検討中)	区民住宅	台東区内	5戸
	未定(検討中)	特定優良住宅	台東区内	15戸
墨田	3月22日～	旧曳舟中学校 体育館	墨田区文花	50人程度
	3月22日～4月30日	すみだセミナーハウス	墨田区堤通	50人程度
		あわの自然学園	栃木県鹿沼市	180人程度
	6月16日～	文花二丁目コミュニティ住宅	墨田区文花	1戸
江東	3月22日～4月30日	江東区スポーツ会館	江東区北砂	100人
品川	3月25日～8月31日	日光林間学園	栃木県日光市	96人
	3月30日～平成24年7月31日	区民住宅 他	品川区南品川 他	29戸
目黒	3月22日～4月30日	東部地区特別会議室	目黒区中目黒	10人
	3月22日～4月30日	五本木老人いこいの家	目黒区五本木	30人
大田	3月23日～	区民住宅 他	大田区本羽田 他	36戸
	3月29日～	大田区立中小企業者賃貸住宅	大田区本羽田 他	7戸
世田谷	3月23日～3月31日	区民センター	世田谷区太子堂 他	55人
		地区会館	世田谷区代沢 他	185人
	3月22日～4月27日	区民健康村施設	群馬県川場村	80人
	4月1日～	区営住宅	世田谷区上北沢	1戸
		せたがやの家	世田谷区給田	8戸
		区営住宅	世田谷区北烏山	1戸
		せたがやの家	世田谷区給田	1戸
		せたがやの家	世田谷区上祖師谷	8戸
		区営住宅	世田谷区北烏山	1戸
		せたがやの家	世田谷区喜多見	4戸
		せたがやの家	世田谷区喜多見	4戸
		区営住宅	世田谷区千歳台	1戸
		せたがやの家	世田谷区喜多見	5戸
		区営住宅	世田谷区経堂	1戸
		区営住宅	世田谷区桜丘	2戸
		区営住宅	世田谷区上野毛	1戸
		区営住宅	世田谷区上用賀	1戸
		区営住宅	世田谷区玉川	2戸

区	受入時期	避難所等の名称	避難所等の所在地	受入人数
世田谷	4月1日～	区営住宅	世田谷区深沢	2戸
		区営住宅	世田谷区用賀	1戸
	4月22日～	区営住宅	世田谷区太子堂	2戸
		区営住宅	世田谷区世田谷	2戸
		区立特定公共賃貸住宅	世田谷区経堂	1戸
		区営住宅	世田谷区赤堤	1戸
		区営住宅	世田谷区千歳台	1戸
		区営住宅	世田谷区鎌田	1戸
		区営住宅	世田谷区粕谷	1戸
渋谷	3月18日～4月末	ケアコミュニティ・美竹の丘	渋谷区渋谷	100人
	3月18日～4月末	ケアコミュニティ・原宿の丘	渋谷区神宮前	100人
	3月18日～8月15日	青少年施設「檜原自然の家」	西多摩郡檜原村	100人
中野	3月18日～4月6日	旧中野区立東中野小学校	中野区東中野	150人
杉並	3月18日～10月19日	区民保養所及び同町の宿泊可能施設	群馬県東吾妻町	406人
	4月25日～11月30日	民間賃貸住宅	杉並区内	11戸
	4月25日～12月9日	区営住宅・区民住宅	杉並区内	5戸
豊島	4月～	区民住宅、安心住宅	豊島区内	40戸
北	5月中旬～	豊島緊急避難施設	北区豊島	100名程度
	5月9日～	那須高原学園「北区しらかば荘」	栃木県那須郡那須町	団体室8室
	8月3日～H24年8月2日	区営住宅	北区浮間	1戸
	10月12日～H24年10月11日	区営住宅	北区東田端	1戸
	10月14日～H24年10月13日	区営住宅	北区西が丘	1戸
荒川	3月16日～	区民保養所「グリーンパール那須」	栃木県那須郡那須町	100人
	4月1日～	区内都営住宅	荒川区町屋	13戸
	4月1日～	区内都営住宅	荒川区南千住	5戸
板橋	3月20日～4月30日	いたばし総合ボランティアセンター	板橋区本町	40人
	3月20日～4月30日	仲宿いこいの家	板橋区仲宿	30人
	3月20日～4月30日	大和いこいの家	板橋区大和町	38人
	3月20日～4月30日	西台いこいの家	板橋区西台	46人
	4月1日～	まちづくり推進住宅	板橋区仲宿	6戸
	4月1日～	区立住宅	板橋区成増	4戸
	4月1日～	区立住宅	板橋区大和町	2戸
	4月1日～	区立住宅	板橋区向原	2戸
	4月1日～	区立住宅	板橋区大山町	5戸
	4月1日～	区立住宅	板橋区板橋	2戸
	4月1日～	区立住宅	板橋区双葉町	1戸
	4月1日～	区立住宅	板橋区前野町	3戸
	4月1日～	区立住宅	板橋区弥生町	5戸
	4月1日～	区立住宅	板橋区中丸町	5戸
練馬	3月25日～5月20日	旧練馬区立光が丘第二小学校	練馬区光が丘	250人
	5月～10月31日	区営住宅 他	区内	100戸
足立	3月16日～3月18日	老人会館(住区センター)	足立区西保木間	11人
葛飾	3月18日～4月30日	地域コミュニティ施設「水元学び交流館」	葛飾区南水元	53人
	3月22日～4月17日	日光林間学校	栃木県日光市	0人
	6月5日～7月31日	校外学園「あだたら高原学園」	福島県二本松市	36人
江戸川	3月22日～4月30日	江戸川区「くつろぎの家」	江戸川区江戸川	65人
		塩沢江戸川荘	新潟県南魚沼市	96人

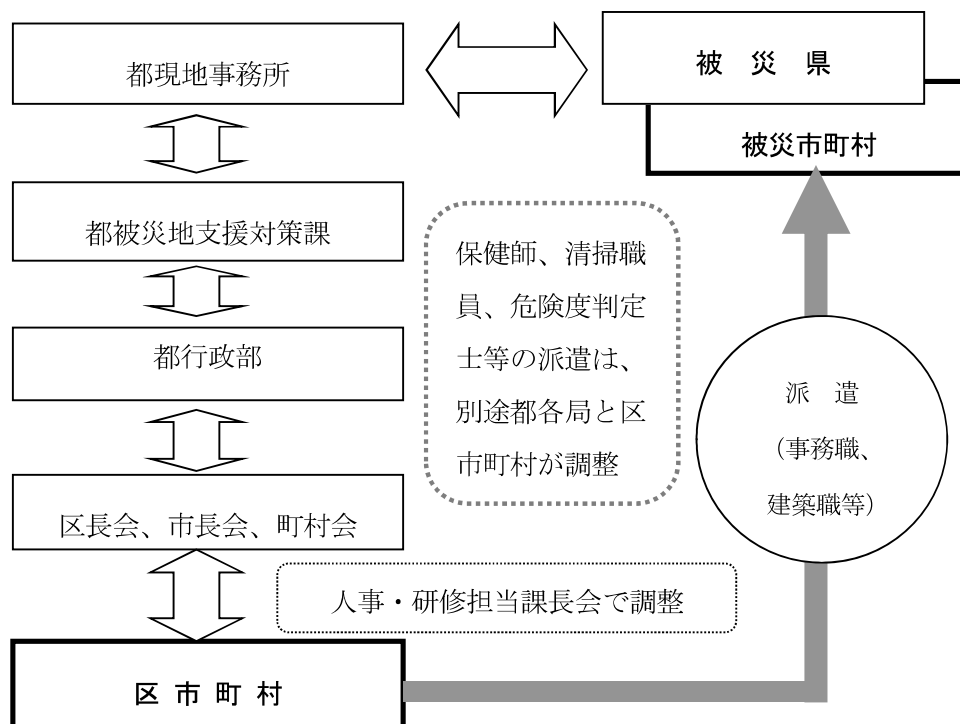
※このリストは公表分のみを掲載しています。

避難所の詳細については、該当区役所へお問い合わせください。

※網掛けは避難所等の提供を終了したもの。

2（2）職員派遣の調整

被災地支援のための職員派遣に係る都と区市町村の連携体制



参 考 東京都被災地支援組織（総務局）

<本庁>

被災地支援対策担当部長、被災地調整担当部長
被災地支援対策課長、被災地支援対策担当課長

<現地事務所>

被災地調整担当部長

＝被災地支援宮城県事務所長、同福島県事務所長、同岩手県事務所長

被災地調整担当課長

＝被災地支援宮城県事務所 3 名、同福島県事務所 2 名、同岩手県事務所 3 名

※現地事務所の活動内容

- ・宮城県、福島県、岩手県、東北地方整備局、自衛隊等との情報交換、必要情報の入手
- ・都からの支援を円滑に行うための総合調整
- ・都からの派遣者の総合的な支援

特 区 会 第 1 8 号
平成23年4月12日

特別区総務部長会
会長 原 信 男 様

特別区副区長会
会長 水 島 正 彦

特別区副区長会下命事項の検討について

特別区副区長会会議体設置要綱第3条により、指定会議体として指定し、下記事項について下命する。

記

1 指定会議体

- 特別区総務部長会
- 特別区人事・研修担当課長会

2 下命事項

「東日本大震災」による被災自治体の窮状に鑑み、被災自治体の要請に応じ、速やかに被災自治体に特別区職員を派遣できるよう、東京都と連携を保ちつつ、23区間の調整を行い実施すること。

なお、対応状況等については、適宜、副区長会に報告すること。

被災地の復旧・復興に向けた一般職員の派遣について

○経過等

3 月 22 日 都が被災地支援現地事務所を開設（宮城県仙台市）

3 月 23 日 総務局の宮城県の現地事務所からの情報提供

「現地では役所機能が壊滅的な状況であり、多くの被災自治体から職員派遣の要請がでている」

3 月 24 日 区政課・市町村課と 2 団体事務局との打ち合わせ

- ・ 2 団体：是非、都は現地の情報をもとに、派遣先となる被災地自治体を調整してもらいたい。都から要請があれば、区市町村は輪番等で派遣調整し対応する用意がある。
- ・ 行政部：現地支援事務所から、一般職も含めた職員を派遣して欲しいとの情報がきている。連携して中長期の支援も含め検討していきたい。

3 月 30 日 都知事から各区市町村長あてに依頼

「東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」

- ・ 被災地方公共団体の行政機能を回復させるための長期的かつ継続的な人的支援がより重要になってくる。
- ・ 市町村にも、復旧・復興に向けた職員派遣の更なる支援をお願いしたい。
- ・ 人的支援を効果的かつ効率的に行うために、区市町村との連携のもとで総力を挙げて取り組むことが重要であり、今後、具体的な調整を進めていく。

3 月 31 日 総務部長会会長、人担課長会幹事長、人事企画部に、現況を情報提供。

4 月 4 日 行政部、被災地支援担当と 3 団体事務局との打ち合わせ

- ・ 総務局：現地の要望からすると第 1 陣を早く派遣したい。人員は多くなくとも良いと思う。後方支援は各団体で分担してもらいたい。
- ・ 3 団体：早急に派遣できる体制作りに入るので、派遣先・要員数等を示してほしい。

4 月 5 日 人担課長会幹事長、人事企画部に情報提供。

4 月 7 日 東京都から依頼：宮城県気仙沼市 15 名（特別区）、岩手県市町村 10 名（市町村）、宮城県美里町 10 名（区市町村）

◇4 月 8 日副区長会で今後の派遣方針を確認

東京都及び市町村と連携を保ちつつ、速やかに被災自治体に特別区の職員を派遣する。

- ・ 派遣先、職員数は、総務局と現地事務所の調整を待って決める。
- ・ 23 区の調整は、短期派遣、中長期派遣も含め、総務部長会、人担課長会が行う。
- ・ 後方支援体制は、都の助言も得ながら早急に整える。

※後方支援：派遣職員との連絡、移動手段・宿泊先、旅費支給等など

- ・ 経費等は当該区が一旦負担し、後日調整する。

- 4月11日 人事・研修担当課長会臨時会を開催し、対応案（原案）等について決定**
- ① 今後の要請に備え、ブロック持ち回りで派遣元の調整を行う。
 - ② 派遣に係る経費は、派遣元区が一旦負担する。
 - ③ 派遣職員のサービスの扱いは公務出張とする。
 - ④ 旅費については、旅費支給規程により支給する。
 - ⑤ 現在要請がきている被災自治体への派遣については、区長会会長区の属する第5ブロックで担当する。
- 4月12日 総務部長会の会長から、各特別区の総務部長へ、人担課長会の対応案（原案）等について意見収集**
宮城県南三陸町から新たに派遣要請
- 4月13日 総務部長会として、人担課長会の対応案（原案）等のおとり職員を派遣することを決定**
 南三陸町からの派遣要請について、決定した対応に基づき、第1ブロック（幹事区：新宿区）に職員派遣の調整を依頼
- 4月16日 第5ブロックが宮城県気仙沼市へ職員派遣**
- ・ 担当 : 江戸川区
 - ・ 派遣数 : 主に事務職を 15 名
 - ・ 派遣期間 : 1 ヶ月半程度
 - ・ 従事する業務 : り災証明事務等
- 4月17日 第5ブロックが宮城県美里町へ職員派遣**
- ・ 担当 : 足立区、以後葛飾区、江東区、墨田区の順で派遣
 - ・ 派遣数 : 主に事務職を 10 名
 - ・ 派遣期間 : 1 ヶ月程度
 - ・ 従事する業務 : り災証明事務等
- 第1ブロックが宮城県南三陸町へ職員派遣**
- ・ 担当、派遣数 : 千代田区 3 名、中央区 3 名、港区 4 名、新宿区 5 名
 建築系技術職 計 15 名
 - ・ 派遣期間 : 1 週間程度
 - ・ 従事する業務 : 地震被害判定、家屋調査等
- 4月18日 特別区教育長会 都教育庁から職員派遣の協力依頼**
- ・ 派遣先 : 岩手県、宮城県
 - ・ 派遣数 : 第一次 10 名程度（第二次以降は未定）
 - ・ 派遣期間 : 1 学期中を目途
 - ・ 従事する業務 : 県教育委員会への後方支援 等

◇4月20日副区長会において、これまでの取組みに加え、以下の点を確認

- ① 福祉保健局から依頼の介護職員の派遣調整については、福祉主管部長会、高齢福祉・介護保険課長会に下命する。
 - ② 教育長会から依頼のあった、都教育庁から依頼の教育委員会・学校関係事務職員等の派遣調整については、先般総務部長会・人事研修担当課長会に下命した一般職員の調整の枠組みで対応する。
 - ③ 今後の追加派遣要請については、臨機応変に対応する。

4月20日 岩手県釜石市から新たに派遣要請（事務職15名程度）

→ 決定した対応に基づき、第2ブロック（幹事区：台東区）に職員派遣の調整を依頼

宮城県南三陸町から追加の派遣要請（建築系技術職16名）

→ 決定した対応に基づき、第3ブロック（幹事区：大田区）に職員派遣の調整を依頼

4月21日 副区長会決定に基づき、都教育庁からの派遣協力依頼（4月18日参照）について、第4ブロック（幹事区：板橋区）に職員派遣の調整を依頼

4月22日 宮城県南三陸町から追加の派遣要請（建築系技術職16名）

→ 決定した対応に基づき、第5ブロック（幹事区：足立区）に職員派遣の調整を依頼

人事・研修担当課長会で、各特別区の情報共有

福島県浪江町災害対策本部（二本松市役所東和支所内）から新たに派遣要請（事務職3名程度）

→ 決定した対応に基づき、第1ブロック（幹事区：新宿区）に職員派遣の調整を依頼

4月24日 宮城県気仙沼市から派遣要請（建築系技術職4名）

4月25日 第3ブロックが宮城県南三陸町、気仙沼市へ職員派遣

- ・ 担当、派遣数：大田区5名（内4名 気仙沼）、世田谷区5名、品川区3名、渋谷区3名 建築系技術職 計16名

- ・ 派遣期間：1週間程度

- ・ 従事する業務：地震被害判定、家屋調査等

※ その後、南三陸町、気仙沼市から追加の派遣要請あり調整中

4月27日 第1ブロックが福島県浪江町災害対策本部へ職員派遣

- ・ 担当：新宿区、以後千代田区、中央区、港区の順で派遣

- ・ 派遣数：主に事務職を3名

- ・ 派遣期間：5週間程度

- ・ 従事する業務：生活再建支援金支給に伴う電話対応、窓口業務、未申請者対応 など

○今後の派遣方針

中長期の派遣については、人事・研修担当課長会において調整する。

第5ブロック(江戸川区) 宮城県気仙沼市の状況



第5ブロック(足立区) 宮城県美里町の状況



第1ブロック(千代田・中央・港・新宿) 宮城県南三陸町の状況





22 総行振第 1866 号
平成 23 年 3 月 30 日

各区市町村長 殿

東京都知事
石原 慎太郎



東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体
に対する人的支援について（依頼）

甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震の被災地では、多くの方が避難生活を余儀なくされており、被災者の生活支援や被災地の復旧に対応するための人的支援が必要となっております。

都では、発災直後から、警視庁・東京消防庁の緊急援助隊の派遣をはじめ、東京DMA T等による医療支援、水道事業に係る技術支援等を行ってまいりました。また、宮城県、福島県及び岩手県に現地事務所を開設するとともに、被災県の要請に応じ、4月から、延べ 1,000 名の東京都職員を派遣することとしております。

今後、被災地の復旧・復興に向けた支援活動が本格化することに伴い、必要となる活動内容は多岐にわたるとともに、その規模も増大していくことが予想されます。こうした中においては、被災地方公共団体の行政機能を回復させるための長期的かつ継続的な人的支援がより重要になってまいります。

各区市町村におかれましても、被災地の一日も早い復旧・復興に向けた職員の派遣につきまして、さらなるご支援をお願い申し上げます。

都としては、これらの活動を効果的かつ効率的に行うためには、都内区市町村との連携のもとで総力を挙げて取り組むことが重要であると考えており、今後、具体的な調整を進めてまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

【担当】

総務局行政部区政課 梅村・橋本

電話 03 (5388) 2421

FAX 03 (5388) 1257

総務局行政部市町村課 佐々木・松縄

電話 03 (5388) 2431

FAX 03 (5388) 1258

全国市長会

事務総長 芳山達郎 殿

東京都市区長会

事務局長 石井恒利



東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する
人的支援のための職員派遣について（報告）

東北地方太平洋沖地震の発災からこれまでの間、総務省や全国の各市区との連絡調整における全国市長会の早期かつ積極的な取り組みに敬意を表しております。

一方、東京都においては、被災者の生活支援や被災地の復旧に対応するための人的支援として、発災直後から緊急援助隊の派遣をはじめ、医療支援などの技術支援等が行われています。

また、宮城県、福島県及び岩手県に現地事務所を開設するとともに、被災県の要請に応じ、4月から延べ1,000名の東京都職員が派遣されることとなっています。

更には、今後の派遣規模の拡大等に対応するため、平成23年3月30日付けで都知事から各区市町村長あてに職員派遣の支援要請がありました。

職員派遣については、全国市長会からも支援要請があったところですが、東京都市区長会としては、各市区での混乱を避け、速やかな対応を図るため、都に窓口を一本化した上で、都の支援体制と連携した職員派遣を行うこととしました。

なお、今後、具体的な派遣の実施内容などについて、都との調整が整い次第、市及び区から職員の派遣が開始されますが、その派遣先及び派遣規模等については、適宜、東京都市区長会が取りまとめの上、全国市長会へ報告しますので、よろしくご了解のほどお願い申し上げます。

【 担当 】

東京都市区長会事務局 堀

電話 042(384)6287

派遣可能職員回答票[短期・中長期]

貴市区名 東京都市区長会

[派遣可能職員回答欄]

職 種	派遣可能 人数	派遣開始 可能日	派遣可能期間 (延べ期間)	交替職員 の有無	備 考
事務 (罹災証明 発行等)	20	4月15日	約1ヶ月間	有 (1週間)	東京都特別区長会 (宮城県気仙沼市)
事務 (避難所の 管理運営)	10	4月15日	約1ヶ月間	有 (1週間)	東京都市長会 (岩手県(10市町村のうち1所))
	(注1) 500人程度				(注1) 当該人数には、上記2箇所の30 人を含む。また、今後の派遣について、 その派遣期間や希望職種等は、要望に 応じ東京都市区町村全体で調整します。

全 国 市 長 会

平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部 情報 23－1

平成 23 年 4 月 13 日

各 市 区 長 殿

全国市長会会長

災害対策本部本部長

森 民 夫

東北地方太平洋沖地震に係る被災市町村に対する人的支援
のための職員派遣について（御礼）

平素、本会の会務運営につきまして、特段のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、3 月 30 日付け発行第 12 号により、特段のご支援、ご協力をお願いいたしました被災市町村に対する職員派遣につきましては、被災市町村からの 673 名の要請に対しまして、4 月 11 日現在、これを大幅に上回る約 2,000 名（約 400 市区、5 市区長会）の派遣が可能とのご回答をいただきましたので、ご報告申し上げます。

お寄せいただきましたご回答につきましては、総務省を通じ要請のありました被災県に報告を行い、現在、被災県において具体的な調整に入っており、派遣をお願いする場合には、順次、派遣先市町村若しくは被災県から貴市区・市区長会に連絡がなされる予定です。

各市区長におかれましては、行政運営の大変厳しい状況の下で、被災市町村の事情をご賢察いただき、迅速かつ積極的にご対応・ご協力を賜りましたことに対しまして、心より厚く御礼申し上げます。

また、今後、被災市町村の要請により、中・長期の職員のご派遣をお願いすることがあると存じますので、その際にもご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

時節柄、ご自愛のほどお祈り申し上げます。

【事務局】

全国市長会 災害対策本部

担 当 行政部 清水・藤沼・今村

電 話 03-3262-2310

ファクシミリ 03-3263-5483

電子メール gyoseibu@mayors.or.jp

東日本大震災で被災した児童・生徒の教育に対する支援について（協力依頼）

1 都教育委員会のこれまでの取組み

(1) 児童・生徒を東京で受け入れる

東京スポーツ文化館、高尾の森わくわくビレッジ等に、衣食住付で374名までの宿泊機能を用意（現在21名）

3月18日付教育長通知にて、区市町村教育委員会に対し、児童・生徒の弾力的な受入れを要請（4月5日現在、小学校478名、中学校158名）

(2) 被災地にスタッフを送り、後方支援する

4月3日から宮城県に対し、臨床心理士3名を2泊3日で派遣
教員134名に対し、カウンセリングを実施、引き続き実施していく。

2 被災県における状況

延べ4班（出発日：3月28日、3月29日、4月1日、4月3日）が現地の県教委に赴き、被災状況、学校再開の見通し、支援ニーズなどについて、聞き取り調査を行った。宮城班については、現在も滞在中、今後、準常駐化する。

(1) 岩手県

特に被害の大きい大槌町に対し、チーム（指導主事＋事務職員）での支援を要望
同様に被害の大きい陸前高田市は今後調整、共に4月中の再開を目標

(2) 宮城県

4月21日始業の学校が大半
教員向けカウンセラー、スクールカウンセラーの派遣要望
被災状況調査のための建築職の派遣要望
教員の派遣要請
教育委員会事務局に対する後方支援要請

(3) 福島県

4月上旬の学校再開を機に状況を把握し、別途支援依頼
スクールカウンセラーの派遣要望

3 教員及び教育委員会事務局職員の派遣に関する協力依頼

(1) 教員派遣

小学校75人程度、中学校40人程度 最大1年間派遣
非常勤教員、期限付教員により後補充

(2) 事務局職員の派遣

第1次10名程度、第2次未定 1学期中を目途

平成23年4月18日

各 区 市 町 村 長
各区市町村教育委員会教育長 } 殿

東京都教育委員会教育長

大 原 正 行

(公 印 省 略)

東日本大震災被災地の教育委員会への支援
のための職員派遣について（依頼）

東京都の教育行政の推進につきましては、日頃から御支援、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先般の東日本大震災による被災県におきましては、現在休校となっている被災地の公立小・中学校の再開に向けての期待が高まっているものの、被災地の市町村教育委員会において職員自身が被災するなどにより、その業務体制が学校再開に当たっての大きな課題となっている市町村があり、その支援に係る要請を受けているところです。

このため、教育委員会事務に精通した人材を、下記のとおり被災地の市町村に派遣いたしたく、つきましては、貴管下職員の御推薦をいただきたく、取り計らい方よろしくお願い申し上げます。

記

1 職員派遣の目的

被災により、業務執行体制が脆弱となった市町村教育委員会の事務に派遣職員に従事させ、学校の早期再開及び教育活動の円滑な実施を支援する。

2 派遣対象者

教育委員会事務局在職者又は在職経験のある職員で、市町村教育委員会の教育事務に精通している者

3 派遣期間・場所・態様等

- (1) 派遣期間 1学期中を目途（派遣職員は2週間又は1ヶ月で交替）
- (2) 派遣場所 主に岩手県、宮城県
- (3) 派遣人数 第1次 10名程度 第2次以降 未定
- (4) 派遣態様 チーム方式、又は県教育委員会への後方支援

4 勤務条件等

- (1) 出張扱いをお願いします（給与等は派遣元自治体の負担とする。）。
- (2) 被災地までの交通手段、宿泊設備等については、被災県教育委員会と調整中です。

5 募集方法

- (1) 各区市町村において公募等により集約の上、別紙「推薦書」により東京都教育委員会教育長あて候補者を推薦する。
- (2) 東京都教育委員会は、推薦書記載内容等により、被災県と協議の上、派遣者及び派遣先を決定し、区市町村長・区市町村教育委員会教育長あて、当該職員の派遣出張を依頼する。

6 推薦期限

平成23年4月28日（木）

※なお、第1次派遣者分及び5月以降については、別途お知らせします。

7 推薦書提出先・本件問合せ先

東京都教育庁地域教育支援部義務教育課 園田・鈴木

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

電話 03(5320)6752

FAX 03(5388)1734

8 その他

別紙「推薦書」に記載いただいた各職員の個人情報につきましては、本件派遣業務以外の目的には一切使用しません。

平成23年度 特別区連携対応による職員派遣等状況

平成24年3月31日現在

派遣先	従事事務	派遣規模	派遣期間
1 保健師等			
岩手県宮古市	被災者健康管理	保健師2名・事務2名等	4/19～8/2
宮城県気仙沼市		保健師3名等	3/23～10/31
福島県相馬市		保健師2名等	4/12～4/19
福島県広野町		保健師3名等	5/23～11/28
東京武道館避難所		保健師2名等	3/17～3/31
2 事務職・建築系技術職等			
岩手県釜石市	避難所支援等	事務職15名等	5/2～8/1
	選挙事務	事務職1名	8/14～9/13
	市道の維持管理に係る補助業務	土木職1～2名	2/1～3/31
岩手県大槌町	戸籍住民票の受付・登録事務(*)	事務職1名(中長期)	10/5～1/27
	児童福祉関係事務(*)	事務職1名(中長期)	11/7～3/16
宮城県 教育委員会	派遣教職員関係事務	事務職3名	5/23～6/3
宮城県仙台市	り災証明事務等	主に事務職10名	5/8～7/31
		事務系若しくは建築系10名等	7/18～8/31
		建築系技術職10名	10/18～3/13
	災害援護資金等申請受付	事務職3名	7/27～9/30
	応急仮設住宅受付審査等	事務職3名	7/11～9/30
	国民健康保険関係業務	事務職5名	7/11～8/31
	災害援護資金等申請審査業務(*)	事務職1名(中長期)	8/1～3/31
	家屋解体撤去の願出受付等(*)	事務職3名(中長期)	9/1～3/31
宮城県気仙沼市	り災証明事務等	主に事務職15名等	4/16～
	地震被害判定、家屋調査等	建築系技術職4名等	4/25～5/24
	第2次地震被害判定等	建築系技術職10名	5/26～6/30
	生活支援関係事務	主に事務職10名	5/13～5/18
	生活支援金等の申請受付等	事務職4名	7/27～9/30
	選挙事務	事務職1名等	10/3～11/14
	被害家屋調査	建築系技術職2名	10/16～12/1
宮城県石巻市	介護保険認定業務等	事務職1名	6/27～8/21
	り災状況調査二次調査業務	建築系技術職2名	7/1～8/29
	り災状況調査及び申請受付等	事務職5名等	8/18～3/31
	選挙事務	事務職15名	9/19～11/15
宮城県名取市	介護保険認定業務等	事務職2名	6/27～7/31
	選挙事務	事務職2名	9/11～11/14
宮城県大崎市	り災証明事務等	建築系技術職4名	5/16～6/17
宮城県岩沼市	市民検診・国保関連等(☆)	事務職1名(中長期)	8/1～3/31
宮城県東松島市	選挙事務	事務職6名	11/2～11/4
宮城県南三陸町	地震被害判定、家屋調査等	建築系技術職15名等	4/17～5/16
	確定申告受付業務	事務職10名	5/30～6/17
	公有財産管理業務	事務職1名	6/15～12/31
	家屋課税台帳復元業務	事務系若しくは建築系20名	7/3～9/2
	介護保険認定業務等	事務職1名	7/3～9/2
	り災証明書の発行管理	事務職5名	8/3～10/1

平成23年度 特別区連携対応による職員派遣等状況

平成24年3月31日現在

派遣先	従事事務	派遣規模	派遣期間
宮城県美里町	り災証明事務等	主に事務職10名	4/17～4/29
宮城県松島町	介護保険認定業務等	事務職1名	6/27～12/16
宮城県亘理町	被災住宅応急修理関連(☆)	建築系技術職1名(中長期)	9/1～3/31
	公共施設災害復旧関連(☆)	建築系技術職1名(中長期)	9/1～3/31
	瓦礫撤去二次処理関連(☆)	事務職1名(中長期)	8/1～3/31
	仮設住宅入居者支援等(☆)	事務職1名(中長期)	8/1～3/31
	災害公営住宅建設関連業務(☆)	土木職2名(中長期)	1/1～3/31
宮城県山元町	選挙事務	事務職1名	9/4～11/14
	介護保険認定業務等	事務職2名	10/27～11/14
宮城県女川町	選挙事務	事務職1名	12/20～
宮城県七ヶ浜町	選挙事務	事務職2名	9/5～11/30
宮城県七ヶ浜町	選挙事務	事務職2名	9/2～9/7
	選挙事務	事務職2名	11/2～11/4
福島県相馬市	民間住宅借上受付業務	事務職2名	6/10～10/31
	選挙事務	事務職2名	11/7～11/21
福島県南相馬市	民間住宅借上受付業務	事務職4名	5/31～12/20
	選挙事務	事務職6名	11/1～11/21
福島県いわき市	緊急雇用対策補助(*)	事務職1名(中長期)	9/1～3/31
	被災事業者の復興支援業務(*)	事務職1名(中長期)	9/1～3/31
	民間賃貸住宅一時入居業務(*)	事務職1名(中長期)	9/1～3/15
	災害復旧に係る設計書作成業務等(☆)	電気系技術職1名(中長期)	12/1～3/31
福島県広野町	二次避難、仮設住宅等の受付業務等	事務職2名	6/1～7/31
福島県楡葉町	一時帰宅、仮設住宅の受付業務等	事務職2名	6/1～9/30
	民間住宅借上受付業務	事務職4名	5/31～6/18
福島県双葉町	義援金支給、仮設住宅等の受付業務	事務職5名等	5/30～8/31
福島県浪江町	支援金支給事務等	事務職3名	4/28～6/2
	一時帰宅、仮設住宅の受付業務等	事務職3名	5/30～9/30
	仮設住宅への入居調整業務等	事務職3名	7/7～8/31
福島県富岡町	義援金配分申請受付等	事務職3名	8/18～8/31

3 清掃作業員及び車両

宮城県仙台市	災害廃棄物を被災現場で収集し、仮置場まで運搬	運転15名、収集員34名、管理班6名等 小型プレス車14台、連絡車1台	4/17～5/7
--------	------------------------	--	----------

4 介護職等

宮城県気仙沼市	福祉避難所の高齢者介護	介護職4名等	4/26～6/13
---------	-------------	--------	-----------

5 被災宅地応急危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士

宮城県仙台市	被災宅地応急危険度判定	3～4名	3/29～4/3
宮城県女川町	被災建築物応急危険度判定	8名	4/22～4/24

(*) 全国市長会経由の中長期派遣要請 (☆) 東京都経由の中長期派遣要請

※他に各区対応:(岩手県)大船渡市、一関市、釜石市、大槌町、(宮城県)石巻市、気仙沼市、角田市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、(福島県)いわき市、南相馬市、福島市(千葉県)浦安市

発行第 33号

平成23年6月10日

各市区長殿

全国市長会会長

災害対策本部本部長

森 民 夫

東日本大震災による被災市町村に対する中長期的な
職員の派遣について（依頼）

平素、本会の会務運営につきまして、特段のご高配を賜り感謝申し上げます。

3月30日付・発行第12号の文書にて各市区長宛てお願い申し上げた、東日本大震災に係る短期的な応援を中心とした職員派遣につきましては、約400市区、5市区長会から約2,000名もの派遣申出をいただき、5月31日までの累計で1,017名の職員派遣が決定しているところであり、改めて皆様のご支援、ご協力に対し感謝申し上げます。

さて、先般、総務省が被災県を通じて被災市町村に対し、市町村行政機能の維持・回復、災害復旧・復興のための中長期的な市区町村職員の派遣要望を調査したところ、別添1「中長期的な職員の派遣要望状況」のとおり、187名の要望がありました。

つきましては、被災市町村の実情をご賢察のうえ、貴市区の職員の派遣につきまして、特段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

派遣のお申し出をいただける場合は、別紙『派遣可能職員回答票』にご記入いただき、6月20日（月）までに、貴市区が所属する都道府県市長会宛て、電子メールにてご回答いただきますよう併せてお願い申し上げます。

[市区からの回答]						《選択内容》
市区の連絡担当者関係	派遣可能職員回答関係					
市区名	整理番号	職種	派遣可能 人数	派遣可能期間	交替の単位	要請元
東京都市長会	20	土木職 (道路)	1	10ヵ月 (H23.6～24.3)	6ヵ月	宮城県石巻市
東京都市長会	34	土木職 (下水道)	1	6ヵ月 (23.10～24.3)	-	宮城県塩竈市
東京都市長会	37	下水道職 (下水道課)	1	7ヵ月 (H23.9～24.3)	3ヵ月	宮城県岩沼市
東京都市長会	40	一般事務職 (社会福祉課)	1	4ヵ月 (23.6～23.9)	-	宮城県岩沼市
東京都市長会	54	一般事務職	1	10ヵ月 (H23.6～)	1ヵ月	福島県福島市
東京都市長会	55	一般事務職	2	10ヵ月 (H23.6～)	1ヵ月	福島県福島市
東京都市長会	56	一般事務職	1	4ヵ月 (H23.6～)	-	福島県福島市
東京都市長会	57	一般事務職 (税務)	1	9ヵ月 (H23.7～)	-	福島県福島市
東京都市長会	65	一般事務職	2	2～3ヵ月 (H24.1～)	-	福島県いわき市
東京都市長会	68	一般事務職	1	10ヵ月 (H23.6～)	3ヵ月	福島県いわき市
東京都市長会	72	一般事務職	3	6ヵ月 (H23.6～)	1ヵ月	福島県いわき市
東京都市長会	80	一般事務職	1	9ヵ月 (H23.6～H24.3)	2ヵ月	福島県須賀川市
東京都市長会	85	土木技術職	2	9ヵ月 (H23.7～)	-	福島県矢吹町
東京都特別区長会	2	一般事務職	6	9月 (23.7～24.3)	2月	岩手県大船渡市
東京都特別区長会	5	一般事務職 (財務)	1	9月 (23.7～24.3)		宮城県仙台市
東京都特別区長会	6	一般事務職 (契約・財務)	3	9月 (23.7～24.3)		宮城県仙台市
東京都特別区長会	40	一般事務職 (社会福祉課)	3	4月 (23.6～23.9)		宮城県岩沼市
東京都特別区長会	46	一般事務職 (法令)	1	9月 (23.7～24.3)	3月	宮城県山元町
東京都特別区長会	47	一般事務職 (管財)	1	9月 (23.7～24.3)		宮城県山元町
東京都特別区長会	49	一般事務職 (福祉)	1	10月 (23.6～24.3)	6月	宮城県山元町
東京都特別区長会	67	一般事務職	1	10月 (23.6～)		福島県いわき市
東京都特別区長会	68	一般事務職	1	10月 (23.6～)		福島県いわき市
東京都特別区長会	69	一般事務職	2	10月 (23.6～)		福島県いわき市

発行第 102号

平成 23 年 12 月 21 日

各 市 区 長 殿

全国市長会会長

災害対策本部本部長

森 民 夫

平成 24 年度における東日本大震災に係る被災市町村に対する
中長期的な職員の派遣について（依頼）

平素、本会の会務運営につきまして、特段のご高配を賜り感謝申し上げます。

また、6 月 10 日付・発行第 33 号の文書にて各市区長宛てお願い申し上げた、東日本大震災による被災市町村に対する中長期的な職員の派遣につきましては、各市区、各都道府県市長会の多大なるご協力により、現時点における被災市町村からの派遣要望 166 名は充足しているところであり、改めて皆様のご支援、ご協力に対し感謝申し上げます。

さて、12 月 8 日付の文書にて事前をお願い申し上げたところでありますが、被災市町村においては、今後の本格的な復旧・復興に伴い増大する業務に対し、被災市町村が講じる復旧・復興事業への重点的な職員配置や外部委託、新たな職員採用等の措置のみで対応することは困難であると見込まれることから、本会といたしましては、平成 24 年度におきましても、全国町村会、総務省及び被災県との協力による中長期的な職員派遣を実施することといたしました。

先般、総務省から被災県を通じて被災市町村に対し、平成 24 年度における中長期的な市区町村職員の派遣要望を調査したところ、別添 1「平成 24 年度における中長期的な職員の派遣要望状況」のとおり要望がありました。

つきましては、被災市町村の実情をご賢察のうえ、平成 24 年度における貴市区の職員の派遣につきまして、特段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

派遣のお申し出をいただける場合は、別紙『平成 24 年度 中長期的な派遣可能職員回答票』にご記入いただき、平成 24 年 1 月 16 日（月）までに、貴市区が所属する都道府県市長会宛て、電子メールにてご回答いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

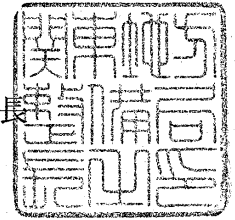
1. 回答期限 平成 24 年 1 月 16 日（月）
2. 回 答 先 貴市区が所属する都道府県市長会
（回答先メールアドレス、ご担当者等は、都道府県市長会にお問い合わせください。）



国関整都整第150号
平成23年12月22日

東京都知事 様

国土交通省 関東地方整備局長



東日本大震災に係る市街地復興に関する人的支援について（依頼）

3月11日に発生した東日本大震災に係る市街地復興については、現在、被災市町村における復興まちづくり計画等に関し一定の方向性が出てきているところですが、これらの計画に位置づけられている土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業については、公共施設と宅地の整備を一体的に取り扱うといった専門性が求められること、また復興事業全体に占める事業量が特に大きいと考えられることから、事業の実施段階に向けて、専門職員が特に著しく不足することが懸念されております。

このようなことから、添付1のとおり、被災三県より国土交通省に対し、土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業に関し、事業実施に向けた全国自治体職員の長期派遣の斡旋について、要請がなされております。

つきましては、被災地以外の全国地方自治体におかれては、被災市町村への当該分野における人的支援について積極的にご検討いただき、派遣可能人員等について、下記に従いご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

被災県からの要請のとおり、来年度当初時点における当該分野における各市町村の必要人員数は、正確な把握が困難な状況ではありますが、被災市町村の復興が進展するために必要な人数の確保を目指したいと考えております。

各地方自治体におかれましては、是非とも積極的にご検討いただきたく、重ねてお願い申し上げますとともに、事業の進捗状況に応じ、平成24年度以降も再度派遣依頼を実施する可能性がある点、申し添えます。

なお、総務省自治行政局公務員部公務員課より、総務省、全国市長会、全国町村会において構築している職員派遣の体制（以下、「総務省等スキーム」という。）と、本調査依頼との関係について、添付2のとおり、各都道府県・政令市の人事担当部局に対して連絡がなされております。つきましては、人事担当部局とも連携・調整していただくとともに、当該連絡のとおり、派遣先において土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業に関する業務を行っていただく職員については、本調査依頼に基づきご回答いただきますようお願い致します。

記

1. 調査対象等

- ・土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業の立ち上げ及び事業実施のための職員派遣を対象とします（これらの事業以外の分野は本調査依頼の対象外です。）。
- ・土地区画整理事業や防災集団移転促進事業は、周知のとおり、街路、公園、宅地整備等を総合的に行う事業であることから、（区画整理自体の経験は無くても）これら個別分野の経験を持つ職員の派遣についても、積極的にご検討願います
- ・なお、防災集団移転促進事業の概要は添付3のとおりです。

2. 派遣時期・期間等

- ・原則、来年度当初からの1年間以上の派遣を対象とします。
- ・ただし、通年派遣が困難な場合は、半年以上での派遣可能期間をご記入下さい。
- ・また、年度当初から派遣が困難な場合は、派遣可能時期を記入願います。

3. 派遣スキーム等

- (1) 派遣職員の宿舎につきましては、派遣先において確保することを前提としておりますが、具体的には、派遣先との調整となります。

また、派遣スキームは、基本的には地方自治法 252 条の 17 に基づく派遣によることが適当であります。これによる場合は、派遣期間や職員の身分・給与、服務、経費の負担等を定めた派遣職員の取扱いに関する協定書を、派遣元自治体と派遣先市町村との間で締結することが必要となります。総務省等スキームにおいて示されている、「派遣職員の取扱いに関する協定書（案）」を添付いたしますので、参考にしてください（添付4）。

- (2) 派遣先の決定は被災県が行うこととなっており、派遣先につきましては最終的にはその調整にお任せいただくことを原則としておりますが、姉妹都市その他の特別の事情により、特に派遣先市町村や県のご希望がある場合は、『派遣先希望市町村名』欄にその旨ご記入下さい。ただし、調整の結果、ご希望とは別の市町村や県に派遣をお願いすることもあり得ること、また、派遣されないこともあり得ることを、予めご了承ください。

- (3) 派遣に係る調整や派遣の決定の連絡は、被災県もしくは被災市町村からなされることとなります。なお、被災県における調整等の結果、派遣をお願いしないこととなった場合には、当方より速やかにご連絡致します。

- (4) 派遣後の支援業務を早期に軌道に乗せるためには、同一団体又は近隣団体からの人員をグループ化して被災市町村に派遣することが望ましいと考えており、派遣人員の検討及び派遣先の希望記載の際にご配慮願います。

4. 期限等

回答期限：平成24年1月16日（月）

回答先：関東地方整備局 建政部 都市整備課

鶴見 (tsurumi-t8310@ktr.mlit.go.jp)

大西 (oonishi-m8310@ktr.mlit.go.jp)

※都道府県におかれては、各県庁等の他、貴管内市町村（政令市を除く）に調査していただき、とりまとめの上ご回答願います。

5. 問合せ先：国土交通省都市局（代表：03-5253-8111）

（全体） 都市計画課 課長補佐 新屋（内線 32662）、小林（内線 32666）

（区画整理）市街地整備課 課長補佐 田雑（内線 32713）、高峯（内線 32734）

（防集事業）都市安全課 広域防災専門官 服部（内線 32312）



23 都市総職第 1119 号

平成 23 年 12 月 28 日

各区市町村長 様

東京都都市整備局

総務部長 田 崎 輝 夫



東日本大震災に係る市街地復興に関する人的支援について（調査依頼）

日頃より都市整備行政にご尽力頂き、ありがとうございます。

標記の件について、国土交通省関東地方整備局長より別添のとおり調査依頼がありましたので、年末のご多忙中恐縮ですが、下記のとおり回答いただきますようお願い致します。

記

1. 調査内容

東日本大震災に係る人的支援について（職員派遣に係る意向調査）

※詳細は別添資料をご確認下さい。

2. 提出期限

1 月 13 日（金）

3. 提出先

東京都都市整備局総務部職員課人事係 佐藤・小谷野

TEL 03-5388-3209

メールアドレス S0000353@section.metro.tokyo.jp

4. 内容に関する問合せ先

東京都都市整備局市街地整備部企画課企画調整係 都丸・田岡

TEL 03-5320-5121

5. 提出書類

別添「調査票（エクセルファイル）」

※派遣人員がいらない場合も、その旨をメール本文に記載の上、

調査票の担当者連絡先にご記入・ご回答下さいます様お願い致します。

事 務 連 絡
平成 23 年 1 2 月 2 1 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い) 殿
各 指 定 都 市 総 務 局 長
(人事担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部公務員課長

平成 24 年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について

東日本大震災による被災市町村への人的支援につきましては、各地方公共団体において、厳しい行財政状況の下、被災市町村の事情を御理解いただき、積極的に対応していただいているところであり、深く感謝申し上げます。被災市町村では、各地方公共団体からの人的支援を得ながら、懸命に復旧・復興事業を進めているところですが、復旧・復興事業を一層円滑に推進するため、平成 24 年度においても、全国の地方公共団体からの中長期的な職員の派遣が必要になっております。

被災市町村においては、もとより復旧・復興事業への重点的な職員配置、外部委託の活用、部局を超えた応援体制の整備、新たな職員の採用等の措置を講じているところですが、本格的な復旧・復興に係る事務量の増大に対応するため、広範な職種にわたって職員の不足が避けられない状況にあります。

このため、全国市長会及び全国町村会の協力により構築された被災市町村に対する職員派遣のための体制により、今般、別添 1 のとおり、全国市長会及び全国町村会から各会員団体に対し、職員の派遣依頼が行われました。

併せて、別添 2 のとおり、国土交通省から各都道府県・指定都市に対し、市街地復興に関する人的支援について依頼が行われました。これは、被災市町村が行う土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業は、公共施設の整備と宅地整備を一体的に行う面整備事業として高い専門性が求められるところ、復興まちづくりにおける主要な事業として多数の事業が展開されることが見込まれ、専門職員の著しい不足が見込まれることを踏まえたものであり、これら二事業に係る人的支援については、国土交通省において一元的に取り扱うこととされております。

各地方公共団体におかれては、被災市町村の窮状を御賢察いただき、これらの枠組みへの積極的な対応を含め、被災市町村に対する人的支援について、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

また、この旨を、貴都道府県内の市区町村にも御連絡くださるようお願いいたします。

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部公務員課	鈴木、須田
電 話	03-5253-5544
FAX	03-5253-5552
e-mail	n.suda@soumu.go.jp

平成24年度

東日本大震災に伴う被災自治体への派遣職員数
【中長期分(派遣依頼元別)】

平成24年3月26日現在

派遣依頼元	派遣区	派遣人数		
		事務	その他 (土木、建築、 保健師)	合計
全国市長会分	17 区	32 人	23 人	55 人
国土交通省分	3 区	—	6 人	6 人
東京都経由分	2 区	1 人	2 人	3 人
その他 (各区独自対応)	6 区	14 人	10 人	24 人
合計				88 人

【参考】

平成24年度 全国市長会経由の中長期職員派遣決定状況【第4次報告】

平成24年3月19日現在

派遣先	職員派遣 要望数	特別区職員派遣決定数	特別区 派遣割合	
			全国合計(※)	対要望比 対全国比
岩手県	51	12	46	23.5% 26.1%
宮城県	316	32	171 (28)	10.1% 18.7%
福島県	177	11	73 (4)	6.2% 15.1%
その他	2		1	0.0% 0.0%
計	546	55	291 (32)	10.1% 18.9%

※全国合計の()は、派遣要望期間の一部期間についてのみ派遣決定したもので合計291の外数

派遣決定 職種内訳	事務	土木造園	建築	機械	電気	保健師	その他	計
	32	15	6		1	1		55

平成24年度 東日本大震災に伴う被災自治体への中長期派遣状況

平成24年3月26日現在

派遣先自治体		派遣人数	派遣内訳			
県	市町村		全国市長会	国交省経由	東京都経由	区独自
岩手県	宮古市	5	5			
	大船渡市	3				3
	釜石市	5	5			
	大槌町	1	1			
	野田村	1	1			
	計	15	12			3
宮城県	仙台市	7	6		1	
	石巻市	7	5			2
	気仙沼市	14	4	5		5
	名取市	2	2			
	岩沼市	5	3			2
	東松島市	7	2			5
	大崎市	2				2
	亶理町	8	3		2	3
	山元町	1	1			
	松島町	1	1			
	南三陸町	6	5			1
	計	60	32	5	3	20
福島県	いわき市	2	2			
	相馬市	2	2			
	南相馬市	9	7	1		1
	計	13	11	1		1
特別区派遣者数		88	55	6	3	24

事 務 連 絡

平成 23 年 9 月 20 日

特別区長会事務局 御中

東京都福祉保健局

保健政策部保健政策課

東日本大震災に係る支援へのお礼

平素より東京都の福祉保健衛生行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成 23 年 9 月 9 日付で、岩手県知事より保健師等職員の派遣に対するお礼状が届きました。
関係された皆様へ周知くださいますようお願い致します。

《連絡先》

東京都福祉保健局保健政策部保健政策課

保健指導調整係 藤原

電 話 03-5320-4339

ファクシミリ 03-5388-1427

謹啓

秋涼の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災津波は、マグニチュード 9.0 と我が国の観測史上類を見ない大災害であり、地震によって発生した大津波により、本県においては沿岸部を中心に未曾有の災害に見舞われ、多くの尊い命が失われました。

そのような中、発災当初から長期間にわたり多数の保健師等の職員を派遣いただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。

派遣いただきました職員の皆様には、避難所等における健康相談や保健指導、家庭訪問による保健活動など、きめ細かな御支援を賜り、心から敬意を表します。

今回の災害における保健活動は貴都の御協力、御尽力なくしては対応できなかったといっても過言ではなく、その活動に、多くの県民が深い感謝と尊敬の念を抱いていると思います。

県では、現在、災害の苦しみ、悲しみを乗り越え、「安全に暮らし、働くことができる地域社会」を取り戻すという思いをもとに、「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定し、来るべき復興に向け、一步づつ道を歩み始めておりますので、今後、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴都のますますの御発展と職員の皆様の御多幸を祈念いたしまして、御礼とさせていただきます。

敬具

平成 23 年 9 月 9 日

東京都知事 様

岩手県知事 達増 拓也



時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に際しましては、本市の復旧・復興に向け、格別のご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

このたびの大震災により、本市の沿岸地域は大津波に襲われ、多くの人命と財産が失われました。浸水地域には膨大ながれきや堆積物が残され、市街地を取り巻く丘陵部においても甚大な宅地被害が発生しています。

特別区長会様におかれましては、ご多忙の折にも関わらず、震災後早々に職員の皆様、並びに収集車両の派遣をいただき、震災後の混乱で私どもの対応も十分に行き届かない中、震災廃棄物の仮置き場からの後方輸送や、被災された世帯からの戸別収集などに積極的かつ真摯に取り組んでいただきました。お蔭様で、市民生活の支障となっておりました震災廃棄物の処理が迅速に進み、早期の復旧を願う市民の期待に応えることができたところでございます。

本来であれば、直接特別区長会様にお伺いし、丁重に御礼を申し上げるべきところでございますが、私どもの震災対応業務も未だ道半ばということでもございますので、略儀ながら書中をもって、心からの御礼を申し上げます次第です。

誠にありがとうございました。

平成23年10月吉日

特別区長会 会長 西川 太一郎 様

仙台市環境局長

萱場道夫



感謝状

特別区長会 殿

貴会は平成23年3月の東日本
大震災において被災された方々
及び被災地のために支援され復旧
・復興に多大なる貢献をされました
よってここにその功績に対し深く
感謝の意を表します

平成24年2月

宮城県知事 村井嘉浩



～復興に向けて～



宮城県は、平成23年3月11日に発生した“東日本大震災”に際し、地震及び沿岸全域を襲った津波により多くの尊い命が失われ、35万棟を超える家屋が損壊・流失するなど未曾有の被害が生じました。

復興までの道のりは決して平坦なものではありませんが、協力の「絆」を胸に、県民一丸となって復興を成し遂げ、ふるさと宮城の再生とさらなる発展に向けて、全力で取り組むことを固くお誓い申し上げます。

宮 城 県

H23 総企人人第 1615 号

平成 24 年 3 月 21 日

特別区長会 会長

西川 太一郎 様

仙台市長 奥山 恵美子



東日本大震災に係る職員派遣について（御礼）

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、この度の東日本大震災に際し、本市の復旧・復興事業に職員の派遣を賜り、誠にありがとうございました。

あの未曾有の被害をもたらした震災から 1 年が経過いたしました。本市でも 3 月 11 日に追悼式を執り行い、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、早期の復興への誓いを新たにいたしましたところでございます。

今回の国内観測史上例のない大地震、そして大津波による被害は、これまでの想定を遥かに超え、その復旧・復興には途方もない時間がかかることが予見されました。

復興への道筋も手順もすべて手探り状態の中、職員の勇気を奮い立たせてくれましたのは、貴団体をはじめ、全国の 120 あまりの自治体等から駆けつけていただいた、延べ 3,600 人を超える派遣職員の皆様の懸命なご支援でした。り災証明に係る建物被害調査や義援金の申請受付など、皆様のご活躍により、着実に復興の歩みを進めることができましたことに改めて深く感謝申し上げます。

まもなく迎える新年度には、本市では新たに復興事業局を立ち上げ、ふるさと「杜の都・仙台」を取り戻す取り組みを一層強力に進めて参る所存でございます。

大変遅くなりましたが、この間頂戴いたしました温かいご支援とご協力に対し、まずは書中をもちましてお礼を申し上げます。

末筆ながら、皆様の一層のご活躍を心よりお祈り申し上げますとともに、今後とも、本市の復興にお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

仙台市総務企画局人材育成部人事課組織管理係

Tel 022-214-1215

Fax 022-268-2933

E-mail som001210@city.sendai.jp

東日本大震災による被災自治体に対する人的支援の状況について《実績報告（総括）》

(平成23年3月～平成24年3月分)

H24.3.31 現在

派	遣	先	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	北	荒川	品川	目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	板橋	練馬	墨田	江東	足立	葛飾	江戸川	計	人日	
岩手県		宮古市	4		4	4				8	4			6			4	5		8	4	6			4	61	477	
		釜石市					82	44	98	110																334	1,952	
		大船渡市																	109							109	1,094	
		一関市																80								80	608	
		大槌町	8																							8	407	
		小計	12		4	4	82	44	98	118	4			6			4	85	109	8	4	6			4	592	4,538	
		仙台市	29	33	30	29	25	27	22	13	19	12	45	24	16	14	23	37	29	28	62	37	27	26	17	624	5,569	
		気仙沼市	10	14	8	12	12	10	17	5	6	331	47	17	15	11	15	11	13	7	10	6	8	10	348	943	8,203	
		大崎市						20																		20	100	
		石巻市	5	151	7	3	1	1		1							10	4	6	6	8	1	5	5	3	2	219	2,240
宮城県		岩沼市														18										18	375	
		名取市										1			3		4			2					1	11	185	
		東松島市							1				162			129		1	2	2						297	2,905	
		角田市										10														10	50	
		南三陸町	3	3	4	5	7	16	4	4	9	6	7	160	3							3	4	6		244	2,618	
		美里町																					10	10		20	100	
		女川町												5		1	1	1	1	1	1	1	1			13	233	
		松島町			1	2		2	1	1		1	2				1	2		2	1			1		17	137	
		亘理町				3										58				151						212	3,102	
		山元町			1	1	1			1	2	1	2			12				1					1	23	279	
		七ヶ浜町													2	2										4	20	
		小計	47	201	51	55	46	76	45	25	36	362	265	206	39	255	48	58	52	201	75	52	55	56	369	2,675	26,116	
	福島県		相馬市																					38		2	40	291
			南相馬市												2			192									194	2,883
		いわき市			149				3				2	8	5								3			170	1,959	
		福島市																							1	1	6	
		浪江町	6	6	3	6					42					4	6	3	6	7				32		121	746	
		広野町			3	3				3	3	3	3			3	3		9	6	3	12	9	7	3	73	635	
		双葉町														4	8	16	15	16						59	473	
		楡葉町	4	4	4	4															18		18			52	358	
		富岡町									184															184	935	
		小計	10	10	159	13				3	3	229	3	5	10	5	11	209	19	30	29	21	12	68	39	6	894	8,286
その他(他県・都内等)	204	2	2	221	2	91	2						2				2	2	117		65	365	321	106	46	1,550	3,167	
物資搬送			3	7	6	11		7	4	18	24	9	6	1		20	14	9	6		6	6	9	8	15	189	252	
派遣職員数			276	220	222	304	130	218	152	164	293	374	276	225	44	286	277	173	314	238	171	441	453	209	440	5,900	42,359	

※総括：連携と個別の合計

(連携：都経由で派遣要請を受け、23区で調整し派遣したもの 個別：被災自治体から直接依頼を受け、各区が独自に派遣したもの)

東日本大震災による被災自治体に対する人的支援の状況について《実績報告（連携）》

(平成23年3月～平成24年3月分)																								H24.3.31 現在																							
派遣先	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	北	荒川	品川	目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	板橋	練馬	墨田	江東	足立	葛飾	江戸川	計																							
岩手県	宮古市	4	0	4	4	0	0	8	4	0	0	6	0	0	4	5	0	8	4	6	0	0	4	61																							
	釜石市	0	0	0	0	82	44	98	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	312																								
	大船渡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																								
	一関市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																								
	大槌町	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5																								
	小計	9	0	4	4	82	44	98	96	4	0	0	6	0	4	5	0	8	4	6	0	0	4	378																							
	仙台市	29	33	30	29	25	27	22	13	19	12	44	24	16	14	23	37	29	28	62	37	27	26	17	623																						
宮城県	気仙沼市	10	14	8	12	12	10	17	5	6	28	47	17	15	11	15	11	13	7	10	6	8	10	348	640																						
	大崎市	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20																							
	石巻市	5	29	7	3	1	1	0	1	0	0	0	0	0	10	4	6	6	8	1	5	5	3	2	97																						
	岩沼市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3																							
	名取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	4	0	0	2	0	0	0	0	1	11																						
	東松島市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	0	0	0	0	0	6																						
	角田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																							
	南三陸町	3	3	4	5	7	16	4	4	9	6	7	160	3	0	0	0	0	0	0	3	4	6	0	244																						
	美里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	20																							
	女川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	13																						
	松島町	0	0	1	2	0	2	1	1	0	1	2	0	0	0	1	2	0	2	1	0	0	1	0	17																						
	亘理町	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	5	0	0	0	0	0	14																						
	山元町	0	0	1	1	1	0	0	1	2	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	11																						
	七ヶ浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4																						
小計	47	79	51	55	46	76	45	25	36	49	102	206	39	47	48	58	52	55	75	52	55	56	369	1,723																							
福島県	相馬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0	2	40																							
	南相馬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	102																							
	いわき市	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0	2	8	5	0	0	0	0	0	0	3	0	0	23																							
	福島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																							
	浪江町	6	6	3	6	0	0	0	42	0	0	0	0	0	4	6	3	6	7	0	0	29	0	118																							
	広野町	0	0	3	3	0	0	0	3	3	3	3	0	0	3	3	0	9	6	3	12	9	7	3	73																						
	双葉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8	16	15	16	0	0	0	0	59																							
	楡葉町	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18	0	52																							
	富岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6																							
	小計	10	10	12	13	0	0	3	3	51	3	5	10	5	11	117	19	30	29	21	12	68	36	5	473																						
その他の(他県・都内等)																								2	2	2	2	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0	28	0	0	0	46					
物資搬送																								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
派遣職員数																								68	91	69	74	130	120	148	124	91	52	107	224	44	58	171	84	82	92	100	70	151	92	378	2,620

※連携：都経由で派遣要請を受け、23区で調整し派遣したもの

東日本大震災による被災自治体に対する人的支援の状況について《実績報告（個別）》

(平成23年3月～平成24年3月分)

H24.3.31 現在

派	遣	先	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	北	荒川	品川	目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	板橋	練馬	墨田	江東	足立	葛飾	江戸川	計
岩手県		宮古市																								22
		金石市								22																109
		大船渡市																	109							80
		一関市																80								3
		大槌町	3																							214
		小計	3							22								80	109							1
		仙台市											1												303	
		気仙沼市										303														
		大崎市																								122
		石巻市		122																						15
宮城県		岩沼市														15										
		名取市																								291
		東松島市											162			129										10
		角田市										10														
		南三陸町																								
		美里町																								
		女川町																								
		松島町																								
		亘理町														52				146						198
		山元町														12										12
福島県		七ヶ浜町																								952
		小計		122								313	163			208				146						
		相馬市																								
		南相馬市															92									92
		いわき市			147																					147
		福島市																						1	1	3
		浪江町																					3			
		広野町																								
		双葉町																								
		楡葉町																								
その他(他県・都内等)		富岡町									178															178
		小計			147						178						92						3	1	421	
		202			219			91											117		65	365	293	106	46	1,504
		3	7	6	11			7	4	18	24	9	6	1		20	14	9	6		6	6	9	8	15	189
	派遣職員数	208	129	153	230			98	4	40	202	322	169	1		228	106	89	232	146	71	371	302	117	62	3,280

※個別：被災自治体から直接依頼を受け、各区が独自に対応したもの

特 区 会 第 1 8 号

平成23年4月12日

特別区保健衛生主管部長会

会長 細 川 え み 子 様

特別区副区長会

会長 水 島 正 彦

特別区副区長会下命事項の検討について

特別区副区長会会議体設置要綱第3条により、指定会議体として指定し、下記事項について下命する。

記

1 指定会議体

○特別区保健衛生主管部長会

○特別区保健衛生主管課長会

2 下命事項

「東日本大震災」による被災自治体の窮状に鑑み、被災自治体の要請に応じ、速やかに被災自治体に特別区職員を派遣できるよう、東京都と連携を保ちつつ、23区間の調整を行い実施すること。

なお、対応状況等については、適宜、副区長会に報告すること。

＜保健師等派遣＞

特別区保健衛生主管部長会

各区は災害発生直後から区独自あるいは東京都と協力して支援を開始する一方、特別区保健所は保健衛生主管部長会が調整の主体となり、連携して保健師等の派遣を実施した。

派遣先は、宮城県気仙沼市（3月23日から10月31日まで35班124名）、福島県相馬市（4月12日から4月19日まで1班2名）、岩手県宮古市（4月19日から8月2日まで17班61名）、福島県広野町（5月23日から11月28日まで27班82名、実際の派遣活動は福島県いわき市）の4地域にわたり、総計のべ269名の職員を継続的に派遣した。

支援の基本方針としては、第一に「地域のニーズを把握」して被災地の意向を尊重することとし、第二は「フェーズに応じた支援」を行うこととした。そして、第三は、長期的に「地域の復興と自立」を視野に入れた支援を心がけることとした。

23区がリレー方式で8か月余にわたって実施した派遣事業は過去に例がなく、複数の自治体が連携して被災地支援を行うことによって負担が分散し、長期の安定した支援が容易になる等の利点はあった。他方、連絡調整の主体や責任体制が曖昧になったり、支援方針の決定や状況変化への迅速な対応が遅れたりする等の欠点が指摘されていた。これらに対応するため、保健衛生主管部長会としては「保健師等派遣検討会」を毎月開催するとともに、適時に区管理職の現地派遣を行い、必要に応じて現地報告や保健師業務連絡会の報告を受ける等の工夫を行い、情報把握と状況分析に努めた。

また、派遣条件やスケジュール調整、関係機関との調整等については、保健衛生主管課長会をはじめとする担当課長会等に検討や調整を依頼し、事務局を持たない保健衛生部長会の機能を補った。特に臨機応変の対応が必要な、現地との連絡、交通手段や宿泊の確保、費用負担の調整等については、区長会事務局の全面的な協力を得て実施した。このような事務局機能が円滑な事業実施を左右する大きな要素となった。改めてご協力いただいた関係者の皆様に御礼申し上げます。

■派遣の経緯

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災後、被災地の保健医療を支援するために、東京都福祉保健局保健政策部と特別区保健衛生主管部長会が調整を開始した。それを受けて、3 月 15 日から東京都保健班が福島県田村市へ派遣され、3 月 23 日からは都区混成保健班が宮城県気仙沼市へ派遣された。都区混成班による気仙沼市への派遣は 4 班にわたり、4 月 9 日まで続いた。

その後、派遣班の増加について福祉保健局保健政策部と保健衛生主管部長会が協議を行い、4 月 8 日の副区長会総会で、気仙沼市への派遣は都区混成班から特別区単独班へ変更すること、相馬市へ特別区単独班を増派すること等が了承。保健師等の専門職員の被災地派遣に関しては、保健衛生主管部・課長会で調整することとし、その旨下命された。

4 月 9 日からは、初の特別区単独班が気仙沼市へ派遣された。これ以降、特別区が連携して派遣を継続していくこととなった。

4 月 12 日からは、都医療救護班と特別区保健師の合同班が福島県相馬市へ派遣された。その後、保健師派遣の必要性を考慮し、特別区単独班の増派先を相馬市から岩手県宮古市へ変更した。

4 月 19 日から、都医療救護班と特別区保健師の合同班が宮古市へ派遣。

4 月 26 日からは、2 箇所目となる特別区単独班が宮古市派遣を引き継ぐこととなった。

5 月 18 日、福祉保健局保健政策部と保健衛生主管部長会が、福島県広野町への増派を協議。その結果、5 月 23 日から特別区保健師班が派遣されることになった。

これ以降、特別区単独班は、気仙沼市・宮古市・広野町の 3 箇所に同時に派遣していくこととなり、この間、毎月の保健衛生主管部長会定例会の開催前に保健師等派遣検討会を開いて、情報共有や問題解決に向けて取り組みを続けた。

7 月 12 日、宮古市から、「状況が変化してきたので 8 月の派遣は中止してほしい。9 月以降の派遣についても未定である」旨の連絡が来た。これを受けて、8 月 2 日をもって宮古市への派遣は一時中止となった。

7 月 20 日、気仙沼市から、「仮設入居者予定者が未入居のため、また旧盆における盆行事のため、8 月 3 日から 17 日までの派遣を一時中止してほしい」旨の連絡が来た。これを受けて、当該期間の派遣は一時中止となり、8 月 17 日に再開された。

9月6日、一時中止していた宮古市への派遣が、再開することなくそのまま終了となった。宮古市への派遣は、計15班・延べ61人であった。

9月8日、保健衛生主管部長会にて、気仙沼市への保健師等派遣は10月末まで延長、広野町への保健師派遣は11月末まで延長、と決定された。

10月31日、気仙沼市への保健師等派遣が終了。派遣されたのは計33班・延べ124人にのぼった。

11月28日、広野町への保健師派遣が終了。派遣されたのは計27班・延べ81人にのぼった。これをもって、東日本大震災被災地支援のための特別区保健師等派遣は終了した。

■後方支援について

特別区が独自に連携して保健師等の派遣をしていくにあたり、派遣先自治体や福祉保健局との連絡調整、交通手段・宿泊施設の確保、派遣職員からの報告取りまとめ等々、後方支援業務（ロジスティクス）が必要となった。役割分担については、4月13日から保健政策部保健政策課・保健衛生主管課長会・保健師業務連絡会・特別区長会事務局で検討を重ねた。

区長会事務局が担当した後方支援業務の中では、交通手段と宿泊施設の確保は大きなウェイトを占めた。鉄道が壊滅的被害を受けたため、当初は飛行機やハイヤーを利用した。現地での移動手段としては、レンタカーを継続的に借り上げた。鉄道が復旧してきてからは、新幹線等による移動に切り替えた。

現地の宿泊施設も大きな被害を受けており、多くが利用できなくなっているか、利用できたとしても水や電気といったライフラインが十分でなかった。その上、復旧工事などの都合で何度か宿泊施設を変更しなければならなかったが、周辺で新たな宿泊先を確保するのは相当困難な面が多々あった。

当初は、切符の購入、レンタカー代や宿泊費等の支払い等については各区で対応していた。また、宿泊者名簿の送付や料金問い合わせ等については区長会事務局が行っていた。これらの業務量が非常に大きかったため、6月からは旅行代理店を活用し、できる限り業務を委託していくことを目指した。その結果、宮古市と広野町への派遣に関しては、旅行代理店を通して多くの手続きが代行できるようになった。

派遣班からは、保健師業務連絡会が定めた書式の「活動報告」が数多く送られてきた。これらの情報を迅速に共有するため、区長会事務局から保健衛生主管部課長会・保健師業務連絡会・福祉保健局保健政策部保健政策課等へその都度配信を行った。

さらに、区長会事務局は、派遣先自治体担当者や宿泊施設の担当者に定期的に連絡をして現地情報の収集をし、各区担当者への連絡を行った。そのほか、プリペイド携帯電話を3台購入し、それぞれの派遣班に貸与した。

これら区長会事務局の後方支援業務だけでなく、保健衛生主管部課長会、保健師業務連絡会をはじめ、各区の担当者のさまざまな後方支援が結びついていくことで、特別区連携の被災地支援保健師等派遣が実施できた。

■課題について

東日本大震災は未曾有の大災害であったため、さらに遠隔地の被災であったため、当初は正確な情報を収集することが非常に困難であった。現地状況やニーズの把握が思うように進まないなかでの保健師等の派遣は、ほとんど手探りの状態から始まった。

派遣が始まってからも、刻々と変化する状況に対応していくために、さまざまな関係機関と連絡・調整を行う必要があったが、関係機関が多いため、連絡体制が周知徹底できなかったことは今後の課題と言える。

同様に、交通機関や宿泊施設関連の業務を一元化するために旅行代理店を活用したが、開始直後はさまざまな確認事項に想定外の時間がかかり、現場が混乱した点もあった。

派遣の数か月間を通して、多くの区からノートパソコンの貸与を求められた。今回のように特別区が連携して活動を行う場合には、パソコン以外にもデジカメや、レンタカーに「特別区保健師班」等と掲示するマグネットシート、ゼッケン、ヘルメット等の共通備品・消耗品があってもよいかもしれない。これらのことは、後方支援にかかる今後の課題と言える。

以上、今回の保健師等派遣事業の概略をまとめたが、今回の一連の支援活動によって得られた主な成果と課題は、次の5点に要約することができる。

- 1 自治体間の円滑な協力体制の確保
- 2 保健医療福祉の有機的な連携
- 3 後方支援体制の強化
- 4 中長期的な支援体制の構築
- 5 被災地支援活動経験のフィードバック

今後、各区がこれらを詳細に検証することによって、将来の被災地支援、あるいは近い将来に発災が予想される首都直下型地震に対する特別区の災害対策への一助となることを願う。

被災地支援保健師等派遣に関する報告(千代田区)

1、岩手県宮古市への派遣【平成23年5月17日(火)～24日(火)】

保健師 赤石澤久子、三崎真理

管理栄養士 落合宏之、事務 藤本英介



避難所での保健師業務引き継ぎ



避難所職員への聞き取り調査(栄養指導)

2、宮城県気仙沼市への派遣【平成23年10月19日(水)～26日(水)】

保健師 林田美砂恵、磯田康江

放射線技師 難波太郎、食品衛生監視 桐野あすか



仮設住宅集会場での健康相談



みなし仮設住宅訪問

3、コメント

千代田区では、保健師数が少ないため、保健所だけでなく、高齢介護課の職員の応援もお願いすることになった。今回、初めて、栄養士の派遣も行ったが、今後、ニーズに応じた専門職の派遣体制が必要と思われる。

宮城県気仙沼市		岩手県宮古市		福島県相馬市		福島県広野町	
保健師2名・他職種2名		保健師2名・他職種2名		保健師2名・他職種2名		保健師3名	
期 間	派 遣 区	期 間	派 遣 区	期 間	派 遣 区	期 間	派 遣 区
3/23(水)～ 3/26(土)	都・葛飾区						
3/26(土)～ 3/30(水)	都・江戸川区						
3/30(水)～ 4/4(月)	都・板橋区						
4/4(月)～ 4/9(土)	都・江東区						
4/9(土)～ 4/14(木)	足立区			4/12(火)～ 4/19(火)	都・江戸川区		
4/14(木)～ 4/19(火)	目黒区						
4/19(火)～ 4/24(日)	中野区	4/19(火)～ 4/26(火)	都・世田谷区				
4/24(日)～ 4/29(金)	品川区	4/26(火)～ 5/3(火)	墨田区				
4/29(金)～ 5/4(水)	渋谷区	5/3(火)～ 5/10(火)	荒川区				
5/4(水)～ 5/11(水)	台東区	5/10(火)～ 5/17(火)	港区				
5/11(水)～ 5/18(水)	中央区	5/17(火)～ 5/24(火)	千代田区				
5/18(水)～ 5/25(水)	文京区	5/24(火)～ 5/31(火)	新宿区			5/23(月)～ 5/30(月)	板橋区
5/25(水)～ 6/1(水)	北区	5/31(火)～ 6/7(火)	豊島区			5/30(月)～ 6/6(月)	足立区
6/1(水)～ 6/8(水)	大田区	6/7(火)～ 6/14(火)	練馬区			6/6(月)～ 6/13(月)	世田谷区
6/8(水)～ 6/15(水)	杉並区	6/14(火)～ 6/21(火)	練馬区			6/13(月)～ 6/20(月)	北区
6/15(水)～ 6/22(水)	杉並区	6/21(火)～ 6/28(火)	江東区			6/20(月)～ 6/27(月)	葛飾区
6/22(水)～ 6/29(水)	目黒区	6/28(火)～ 7/5(火)	品川区			6/27(月)～ 7/4(月)	中野区
6/29(水)～ 7/6(水)	墨田区	7/5(火)～ 7/12(火)	荒川区			7/4(月)～ 7/11(月)	渋谷区
7/6(水)～ 7/13(水)	新宿区	7/12(火)～ 7/19(火)	江戸川区			7/11(月)～ 7/18(月)	大田区
7/13(水)～ 7/20(水)	板橋区	7/19(火)～ 7/26(火)	世田谷区			7/18(月)～ 7/25(月)	足立区
7/20(水)～ 7/27(水)	大田区	7/26(火)～ 8/2(火)	杉並区			7/25(月)～ 8/1(月)	練馬区
7/27(水)～ 8/3(水)	台東区	8/2(火)～ 8/9(火)	《一時中止》			8/1(月)～ 8/8(月)	葛飾区
8/3(水)～ 8/10(水)	《一時中止》	8/9(火)～ 8/16(火)	《一時中止》			8/8(月)～ 8/15(月)	江東区
8/10(水)～ 8/17(水)	《一時中止》	8/16(火)～ 8/23(火)	《一時中止》			8/15(月)～ 8/22(月)	目黒区
8/17(水)～ 8/24(水)	中野区	8/23(火)～ 8/30(火)	《一時中止》			8/22(月)～ 8/29(月)	品川区
8/24(水)～ 8/31(水)	渋谷区	8/30(火)～ 9/6(火)	《一時中止》			8/29(月)～ 9/5(月)	荒川区
8/31(水)～ 9/7(水)	北区	《再開せず終了》				9/5(月)～ 9/12(月)	港区
9/7(水)～ 9/14(水)	豊島区					9/12(月)～ 9/19(月)	墨田区
9/14(水)～ 9/21(水)	江戸川区					9/19(月)～ 9/26(月)	板橋区
9/21(水)～ 9/28(水)	文京区					9/26(月)～ 10/3(月)	足立区
9/28(水)～ 10/5(水)	大田区					10/3(月)～ 10/10(月)	練馬区
10/5(水)～ 10/12(水)	葛飾区					10/10(月)～ 10/17(月)	江戸川区
10/12(水)～ 10/19(水)	目黒区					10/17(月)～ 10/24(月)	足立区
10/19(水)～ 10/26(水)	中野区					10/24(月)～ 10/31(月)	新宿区
10/26(水)～ 10/31(月)	中央区					10/31(月)～ 11/7(月)	世田谷区
《 終 了 》						11/7(月)～ 11/14(月)	杉並区
						11/14(月)～ 11/21(月)	板橋区
						11/21(月)～ 11/28(月)	江東区
						《 終 了 》	

御 礼

謹啓 初冬の候、ますます、清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび当地を襲った大震災並びに原子力災害に際しましては、温かい御支援を賜り皆様の御厚情に対し、衷心より感謝申し上げます。

御承知のとおり、歴史上例と見ない原子力災害が発生し、仮設住宅の避難所等では不安や情報が混乱し、保健、医療においても大変厳しい環境に置かれておりました。幸いにも多忙な業務にかかわらず、特別区の皆様からいら早く、訪問活動や健康相談に献身的な支援体制で努めていただくことができました。私たかも一日も早く広野町で生活に戻れるよう、町民と力を合わせ一丸となり、この困難を乗り越えて参る所存でございます。

皆様の、厚情に応えられますよう、後旧・復興に邁進して参りますので、今後とも御指導、御支援をお願い申し上げ、書面にて失礼ではありますが御礼とさせていただきます。 謹白。

平成二十三年十二月吉日

東京都特別区長会会長 様

福島県双葉郡広野町長 山田 基星



特 区 会 第 1 8 号

平成23年4月12日

特別区清掃主管部長会

会長 伊藤 憲夫 様

特別区副区長会

会長 水 島 正 彦

特別区副区長会下命事項の検討について

特別区副区長会会議体設置要綱第3条により、指定会議体として指定し、下記事項について下命する。

記

1 指定会議体

○特別区清掃主管部長会

○特別区清掃リサイクル主管課長会

2 下命事項

「東日本大震災」による被災自治体の窮状に鑑み、被災自治体の要請に応じ、速やかに被災自治体に特別区職員を派遣できるよう、東京都と連携を保ちつつ、23区間の調整を行い実施すること。

なお、対応状況等については、適宜、副区長会に報告すること。

＜清掃関係職員派遣＞

特別区清掃主管部長会

1 支援の目的

3月11日に発生した東日本大震災により、仙台市では膨大な量の災害廃棄物が発生した。また、震災以降、大量の生活ごみ、し尿等も発生しており、それらの処理に大きな支障をきたしていた。

しかし、仙台市の震災被害は甚大で、廃棄物処理施設にも大きな被害が生じており、災害廃棄物処理に従事する人員の確保も困難を極めていたことから、仙台市は東京都に対し、災害廃棄物の処理について支援を要請してきた。このため、特別区は、東京都からの協力依頼を受け、災害廃棄物の収集運搬作業に従事する清掃車両と人員を各区から募り、支援隊派遣を行うこととした。

2 支援隊派遣期間及び派遣規模

	派遣期間	車両台数(台)	職員数(人)
第一次支援隊	4月17日～4月23日	16 (42)	55(112)
第二次支援隊	4月24日～4月30日	14 (33)	50 (92)
第三次支援隊	5月 1日～5月 7日	17 (39)	58(105)
合 計	4月17日～5月 7日	47 (114)	163(309)

※車両台数：23区及び清掃一部事務組合の合計（連絡車を含む。）

※職員数：23区及び清掃一部事務組合の合計

※（ ）内は市町及び業界団体を含んだ合計

※派遣規模の詳細については、別紙1のとおり。

3 支援隊作業内容

(1) 第一次支援隊

仙台市内、主に若林区の家庭から排出された災害廃棄物の収集運搬及び被災当初の仮置き場の災害廃棄物の運搬。搬入先は沿岸部各仮置き場又は市内各清掃工場。

(2) 第二次支援隊

仙台市内、主に若林区の家庭から排出された災害廃棄物の収集運搬及び被災当初の仮置き場の災害廃棄物の運搬。搬入先は沿岸部各仮置き場又は市内各清掃工場。

(3) 第三次支援隊

若林区及び宮城野区の家庭から排出された災害廃棄物の収集運搬並びに仮置き場の災害廃棄物の運搬。搬入先は沿岸部各仮置き場又は市内各清掃工場。

※ 今回の支援隊の作業内容は、浸水被害にあった家財道具や生活ごみ等の災害廃棄物を被災現場で収集し、沿岸部仮置き場まで運搬する作業と、被災当初の仮置き場に搬入されていた災害廃棄物を沿岸部に設置された仮置き場及び各清掃工場に運搬し、被災当初の仮置き場を空にする作業であった。

被災現場での主な収集運搬作業地区であった若林区においては、仙台市の想定を上回る効率で収集作業が行えたため、第三次支援隊においては、新たに宮城野区の災害廃棄物の収集作業が追加された。

また、仙台市では、空になった被災当初の仮置き場に仮設住宅を整備する計画があり、今回の支援において担当した各仮置き場は、ほぼ空にすることができた。

4 収集した主な災害廃棄物

可燃ごみ、ガラス、鉄くず、家電、粗大ごみ、畳等

5 運搬回数（23区車両及び東環保車両）

単位：回

	第一次支援隊	第二次支援隊	第三次支援隊	合 計
延べ回数	266	255	320	841
1台平均／日	3.1	3.4	3.8	3.4

※運搬量については、沿岸部仮置き場に搬入したものの計量票がないため、集計した数字はない。

6 作業中のけが等

（1）収集職員のけが 2件

作業中における釘踏みによる足の怪我が1件、釘による手の怪我が1件あったが、ともに軽症のため、患部の消毒による治療を行い、大事には至らなかった。

（2）収集車の故障 2件

収集車のパンクが1件あったが、現地で修理を行った。

収集車のエンジン警告ランプが点灯したため、近隣の修理工場に持ち込み、点検・修理を行った。

（3）その他 2件

収集車が、ぬかるみ等で立ち往生したが、他区の収集車でけん引し脱出した。

7 収集作業及び仮置き場の状況

別紙2のとおり。

8 支援の成果

市内の災害廃棄物を収集運搬することにより、災害廃棄物による復旧活動の妨げや、生活環境の悪化など、一定程度抑制することができたとともに、仮設住宅の整備促進等、被災者の生

活再建への援助と仙台市の災害復興計画に、大きく寄与できたと判断している。

9 今後の検討課題等

今回の支援隊派遣にあたっては、4月17日からの支援隊本隊の派遣の前に、先遣隊（3月29日～30日）及び先行隊（4月13日～17日）を派遣し、支援期間や作業内容について仙台市と調整・確認を行うとともに、一般廃棄物排出状況の現地調査及び作業計画の作成、その他各種の情報収集を行った。このため、支援隊本隊は仙台市到着後、円滑かつ効率的に作業を遂行することができた。

特に、事前に支援隊の宿泊施設の調整を行ったことは、支援隊の安定的な作業遂行に大きく寄与した。

また、第一次から第三次支援隊のそれぞれに課長級職員を隊長として派遣し、指揮命令の権限を明確にすることにより、現場でのそれぞれの局面における判断を迅速に行うことができた。支援隊派遣全体としては、概ね問題なく行えたと判断できる。

しかし、支援隊が東京都、特別区、市町、業界団体と複数の団体で構成されていたこと及び支援隊の規模が大きかったこと等から、支援隊の編成や派遣準備等に時間がかかり、発災から派遣開始までに1か月以上を要した。

また、支援隊の作業遂行能力が仙台市の想定を上回ったこと等から、支援隊の規模と実際の作業量との不均衡が発生した部分があった。その他、複数の団体で組織されていたことから、現場での指揮命令が円滑に行えない部分が若干見受けられた。

発災後の被災地支援は迅速な対応と被災地の需要に応じた適切な支援が重要である。今後は特別区単体として、発災後に迅速に支援できる基本的なスキームを再構築した上で、被災規模に応じて、支援隊規模の調整や他自治体等との効果的な連携体制を効率的に整える仕組みを検討していく必要がある。

仙台支援体制一覧表

仙台支援体制一覧表				
	第一次隊	第二次隊	第三次隊	
派遣期間	4月17日～4月23日	4月24日～4月30日	5月1日～5月7日	
収集期間	4月18日～4月22日	4月25日～4月29日	5月2日～5月6日	計
総車両台数	42台	33台	39台	114台
収集車(23区)	14台	12台	14台	40台
収集車(多摩地区)	14台	10台	9台	33台
収集車(東環保)	3台	3台	3台	9台
収集車(東廃)	3台	3台	3台	9台
収集車(東リ)	1台	1台	6台	8台
連絡車(23区)	2台	2台	3台	7台
連絡車(多摩地区・東廃)	5台	2台	1台	8台
総人員	112人	92人	105人	309人
運転・収集(23区)	48人	42人	48人	138人
運転・収集(多摩地区)	45人	30人	24人	99人
運転(東環保)	3人	3人	3人	9人
運転・収集(東廃)	6人	6人	6人	18人
運転・収集(東リ)	2人	2人	12人	16人
管理隊(23区)運転手含	7人	8人	10人	25人
管理隊(東京都)	1人	1人	2人	4人

収集作業及び集積所等の状況

①市内（宮城野区）の状況 	②収集作業状況 
③収集作業状況 	④沿岸部仮置き場（冒険広場） 
⑤被災当初の仮置き場（ニッペリアグラウンド）作業前 	⑥被災当初の仮置き場（ニッペリアグラウンド）作業後 

特 区 会 第 3 6 号
平成23年4月20日

特別区福祉主管部長会
会長 鍵 屋 一 様

特別区副区長会
会長 水 島 正 彦

特別区副区長会下命事項の検討について

特別区副区長会会議体設置要綱第3条により、指定会議体として指定し、下記事項について下命する。

記

1 指定会議体

- 特別区福祉主管部長会
- 特別区高齢福祉・介護保険課長会

2 下命事項

「東日本大震災」による被災自治体の窮状に鑑み、被災自治体の要請に応じ、速やかに被災自治体に介護職員等を派遣できるよう、東京都と連携を保ちつつ、23区間の調整を行い実施すること。

なお、対応状況等については、適宜、副区長会に報告すること。

＜介護保険関係職員派遣＞

特別区高齢福祉・介護保険課長会

1 職員派遣の概要について

特別区高齢福祉・介護保険課長会は、平成23年度、宮城県内被災各地から東京都を通じ職員派遣要請を受け、特別区の全ての区が宮城県2市3町に延べ35名の職員（常勤）を派遣した。

主な業務は、新たに介護認定が必要になった方の新規認定調査や、すでに介護認定を受けているが状態が悪くなった方への区分変更に係る介護認定調査であったが、それ以外にも派遣先の自治体の要請に基づき、保険料収納事務や給付事務等も行い、被災地での支援業務は介護保険業務全般に渡った。

2 派遣先自治体ごとの職員派遣期間

○名取市

平成23年6月27日～7月30日

（目黒、渋谷、練馬、江戸川）

○石巻市

平成23年6月27日～8月20日

（江東区、足立区、葛飾区、千代田区、中央区）

○松島町

平成23年6月27日～12月27日

（豊島区、杉並区、墨田区、荒川区、港区、台東区、目黒区、大田区、葛飾区、新宿区、北区、練馬区）

○山元町

平成23年12月20日～3月16日まで

（目黒区、文京区、新宿区、江戸川区、板橋区、品川区）

○南三陸町

平成23年7月3日～9月2日まで

（世田谷区）

3 派遣実施結果総括

今回、派遣実施結果をまとめるため各区にアンケートを行った。アンケート項目と回答結果は次のとおり。（回答数34名）

①職員が派遣により不在となることに対する対応について

- ・全ての区が、派遣した職員の事務を同じ係内の応援体制でカバーしたと回答している。
このことは、課長会の申し合わせで、原則として職員1人あたりの派遣期間を最大でも2週間までと比較的短く区切って対応したことが影響していると考えられる。

	回答数	割合 (%)
係内の応援体制でカバーした	34	100
課内の応援体制でカバーした	0	0
臨時職員を雇用した	0	0
その他	0	0

②今回の職員派遣による自区への業務フィードバック等の効果の有無について(複数回答可)

- ・回答したほとんどの区が派遣先での経験が有益であったと回答しており、自区での業務への一定のフィードバックができたと評価している。
- ・また、派遣先との交流が持てたことを効果に挙げている区も多い。

	回答数
派遣先での経験が現在の仕事に活かしている。	22
派遣先での経験が現在の仕事に活かしていない。	3
被災地での現状を見て、自区で災害が発生した際の参考となった。	26
被災地での現状を見て、自区で災害が発生した際の参考とならなかった。	3
派遣先自治体（職員・住民含む）との交流の機会が持てて良かった。	28
派遣先自治体（職員・住民含む）との交流の機会が持てて良かった。	1
現地での経験を他の部署（防災担当者等）に情報提供でき有益であった。	8
現地での経験は他の部署（防災担当者等）に情報提供するほどのものではなかった。	2

③職員を派遣するにあたり担当課が困ったこと(複数回答可)

- ・今回の職員派遣は、東京都を通じて人事担当課長会からの依頼に基づき実施した。このことから人事担当課長会では派遣先の状況を正確に把握していないため、状況を確認するのに各区とも当初は苦慮した。
- ・このような状況から、途中からは派遣先の自治体に、各区が直接問い合わせを行い、その状況を次に派遣される区に引き継ぐことにより、派遣先の状況把握に努めた。
- ・派遣先の自治体庁舎の近くにホテルや旅館がなく、宿泊先をやむなく仙台市内に確保したケースがあった。
- ・常勤職員派遣の調整は、本来、人事担当課長会が行うべきものであるが、区によっては派遣することとなった区の人事担当課長が状況を全く把握していない例が見られた。
- ・派遣区の割振りや派遣先との調整は、本来、人事担当課長会の役割であるが、今回、高齢福祉・介護保険課長会が調整役を務めた。

	回答数
宿泊先の確保	10
人事担当課との調整	4
派遣先の状況確認	12
傷害保険等の加入	0
派遣先自治体との連絡調整	4
先に派遣された区との引継ぎ	1

④派遣にあたって派遣された職員が「困難」あるいは「大変」と感じたこと。

- ・今回、派遣先での業務の多くが介護認定調査であり、庁舎からご自宅へ訪問し申請者の状況を調査する仕事であった。派遣先では公共交通機関もほとんどないことから、もっぱら移動はレンタカーであった。
- ・そのため、ほとんどの職員に土地勘がないことから、訪問先を探しながらの運転には神経を使ったと聞いている。
- ・特別区では介護認定調査については、多ければ1日で4件くらいこなしていることが多いが、派遣先では多くて1日2件程度と仕事のスピードの違いに戸惑いを見せた職員も多かった。
- ・早い時期（平成23年10月以前）に派遣された職員の回答の中には「自然災害等」のリスクを感じた職員が多かったが、後半（平成23年11月以降）では「自然災害等」のリスクを感じた職員はあまり見られなかった。

	回答数
自動車の運転、交通手段の確保	13
派遣先職員とのコミュニケーション	6
派遣先住民とのコミュニケーション	5
仕事の進め方の違い	14
現地での通勤の問題	5
飲食の確保	5
天候の問題	5
自然災害、放射能被害への不安	6
宿泊先の問題	8
職場環境（備品や消耗品等の不足）	5

⑤派遣したことの総評

- ・ほとんどの区が職員派遣そのものには肯定的であったが、自区の方が派遣先よりも忙しいという矛盾を抱えた状態のまま派遣された職員が多く、派遣先での業務量の精査をすべきとの意見が多かった。一方、派遣先での業務量は少なくとも、被災地支援の一環として派遣は継続すべきとの意見も同じくらいの数が出された。

被災地への職員派遣は要望があればこれからも積極的に行っていくべき。	13
被災地での業務は自区に比べ事務量が少なく、今後、派遣を継続するには被災地での業務量を精査すべき。	11
被災地での業務は自区に比べ事務量が少ないが、被災地支援の一環として派遣を継続すべき。	12
被災地自治体では職員でなければ行えないことと、職員以外でも対応が可能なことを整理して派遣要請すべきで、現状では派遣しなくても差し支えないと考える。	3

(その他) ・認定事務の増加を見込んでの派遣であったが、システムが復旧しておらず忙しい状態ではなかった。必要なときに必要な人員を充てることが必要であり、派遣先の状態をよく精査して依頼して欲しい。 ・当区においても繁忙で認定調査事務が追いつかない中での派遣で、職員派遣は困難であった。	—
---	---

⑥今後の派遣に向けた提案(主なもの)

- ・震災後1年を経過し、今後は、被災自治体の状況を踏まえつつ、当該自治体の対応力回復に向けて、順次支援のあり方を切り替えていく必要がある。
- ・今後は、事態の緊急性、依頼元のニーズなど丁寧かつ詳細な確認を行ったうえで派遣方法の検討も含め、派遣要請に係る窓口の一本化が必要と考える。
- ・今後も派遣を継続するのであれば、派遣先自治体と密に連絡を取り、派遣が必要な時期及び必要な事務を確認した上で職員を派遣すべき。また、今回のようにローテーションを組み複数の区の職員を入れ替えて派遣する場合、現場の状況を十分に把握し、派遣職員が担当する事務の変更の有無等を精査した上で派遣していく必要がある。
- ・今回の派遣では、民間に委託できる業務も特別区の職員が行ったが、雇用確保や事業の継続性を考えると、今後はなるべく民間へ委託するほうがよいと感じる。その際に必要な研修を特別区の派遣職員が行うようにしてはどうか。
- ・今回の被災地への派遣実績をもとに、特別区で大規模災害が発生した際に、「どのように支援を求めているか」「調整窓口をどうするか」等を検討する必要がある。

2（3）義援金の拠出

23 特別区会第 3 号
平成 23 年 4 月 1 日

公益財団法人 東京都区市町村振興協会
理事長 多田 正見 様

特別区長会
会長 多田 正見

平成 23 年度 特別区共同事業

「東北地方太平洋沖地震被災地への支援事業」事業費助成要望書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、死者・行方不明者で 2 万 7 千人を超え、国難と言える未曾有の事態となりました。

特別区は、日頃から今回被災された自治体に、農業・漁業による食品や工業製品また電力供給など、様々な形で支えられています。

このため、特別区長会は、区民とともに、国や都をはじめ、関係機関と協力しながら、連携して被災地を全力で支えていくことを申し合わせ、支援の一環として 23 特別区共同で 10 億円の義援金を拠出することとしました。

つきましては、事業計画に基づき、平成 23 年度の事業費を助成していただきたく、特段のご配慮をお願いいたします。

事業計画書

1 事業名

東北地方太平洋沖地震被災地への支援事業

2 事業目的

日頃から、東京・特別区の活動を支えていただいている被災地の窮状を踏まえ、考えられるすべての支援協力を行う。

3 事業内容

被災地に対して、23特別区共同で10億円の義援金を拠出する。

配分は、とくに被害が大きい被災県に対して行うこととし、県内の市町村が活用することを条件とする。

4 事業費（助成申請額）

10億円（財源：振興助成金10億円）

【内訳】 ◇岩手県、宮城県、福島県 各3億円
◇茨城県 4千万円
◇栃木県、千葉県 各3千万円 合計 6県 10億円

5 実施方法

特別区長会が、23特別区共同事業として各県に支出する。

6 実施時期

平成23年5月上旬を目途に実施する

団 体 名	特別区長会
連 絡 先	特別区長会事務局

23 特別区会第 38 号
平成 23 年 5 月 9 日

岩手県知事
達増 拓也 様

特別区長会
会長 多田 正晃



東日本大震災に対する義援金について

この度の東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

東京 23 特別区では、既に救援物資の搬送や職員の派遣をはじめ、さまざまな支援活動を実施しており、今後もできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

この一環として、日頃から東京・特別区の活動を支えていただいている被災地の窮状を踏まえ、東京 23 特別区共同で義援金をお送りいたします。

被災地の住民の皆さん、自治体各位におかれましては、この危機を乗り越えていただくようにお祈りいたします。

記

1 義援金額

3 億円

※ 使途等は特定しませんが、貴県内の市町村が活用することを条件とさせていただきます。

2 その他

振込時期 平成 23 年 5 月 10 日予定

23 特別区会第 38 号
平成 23 年 5 月 9 日

宮城県知事
村井 嘉浩 様

特別区長会
会長 多田 正見



東日本大震災に対する義援金について

この度の東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

東京 23 特別区では、既に救援物資の搬送や職員の派遣をはじめ、さまざまな支援活動を実施しており、今後もできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

この一環として、日頃から東京・特別区の活動を支えていただいている被災地の窮状を踏まえ、東京 23 特別区共同で義援金をお送りいたします。

被災地の住民の皆さん、自治体各位におかれましては、この危機を乗り越えていただくようお祈りいたします。

記

1 義援金額

3 億円

※ 使途等は特定しませんが、貴県内の市町村が活用することを条件とさせていただきます。

2 その他

振込時期 平成 23 年 5 月 10 日予定

23 特別区会第 38 号
平成 23 年 5 月 9 日

福島県知事
佐藤 雄平 様

特別区長会
会長 多田 正見



東日本大震災に対する義援金について

この度の東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

東京 23 特別区では、既に救援物資の搬送や職員の派遣をはじめ、さまざまな支援活動を実施しており、今後もできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

この一環として、日頃から東京・特別区の活動を支えていただいている被災地の窮状を踏まえ、東京 23 特別区共同で義援金をお送りいたします。

被災地の住民の皆さん、自治体各位におかれましては、この危機を乗り越えていただくようお祈りいたします。

記

1 義援金額

3 億円

※ 使途等は特定しませんが、貴県内の市町村が活用することを条件とさせていただきます。

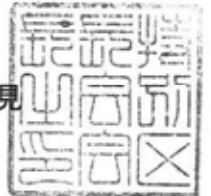
2 その他

振込時期 平成 23 年 5 月 10 日予定

23 特区会第 38 号
平成 23 年 5 月 9 日

茨城県知事
橋本 昌 様

特別区長会
会長 多田 正見



東日本大震災に対する義援金について

この度の東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

東京 23 特別区では、既に救援物資の搬送や職員の派遣をはじめ、さまざまな支援活動を実施しており、今後もできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

この一環として、日頃から東京・特別区の活動を支えていただいている被災地の窮状を踏まえ、東京 23 特別区共同で義援金をお送りいたします。

被災地の住民の皆さん、自治体各位におかれましては、この危機を乗り越えていただくようお祈りいたします。

記

1 義援金額

4 千万円

※ 使途等は特定しませんが、貴県内の市町村が活用することを条件とさせていただきます。

2 その他

振込時期 平成 23 年 5 月 10 日予定

23 特区会第 38 号
平成 23 年 5 月 9 日

千葉県知事
森田 健作 様

特別区長会
会長 多田 正晃



東日本大震災に対する義援金について

この度の東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

東京 23 特別区では、既に救援物資の搬送や職員の派遣をはじめ、さまざまな支援活動を実施しており、今後もできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

この一環として、日頃から東京・特別区の活動を支えていただいている被災地の窮状を踏まえ、東京 23 特別区共同で義援金をお送りいたします。

被災地の住民の皆さん、自治体各位におかれましては、この危機を乗り越えていただくようにお祈りいたします。

記

1 義援金額

3 千万円

※ 使途等は特定しませんが、貴県内の市町村が活用することを条件とさせていただきます。

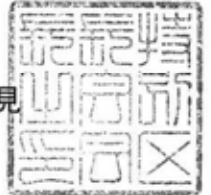
2 その他

振込時期 平成 23 年 5 月 10 日予定

23 特別区会第 38 号
平成 23 年 5 月 9 日

栃木県知事
福田 富一 様

特別区長会
会長 多田 正見



東日本大震災に対する義援金について

この度の東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

東京 23 特別区では、既に救援物資の搬送や職員の派遣をはじめ、さまざまな支援活動を実施しており、今後もできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

この一環として、日頃から東京・特別区の活動を支えていただいている被災地の窮状を踏まえ、東京 23 特別区共同で義援金をお送りいたします。

被災地の住民の皆さん、自治体各位におかれましては、この危機を乗り越えていただくようお祈りいたします。

記

1 義援金額

3 千万円

※ 用途等は特定しませんが、貴県内の市町村が活用することを条件とさせていただきます。

2 その他

振込時期 平成 23 年 5 月 10 日予定

2（4）節電対策

夏期の電力危機に向けた対応についての緊急声明

福島原子力発電所の事故に伴う電力不足への対応については、各区及び区民の節電への協力や様々な取り組みにより、計画停電を回避することができるようになりました。

しかしながら、今夏に向けては、再び電力の需給バランスが悪化する見込みであり、抜本策を講じなければ、計画停電の再開や大規模停電の発生が懸念される状況にあります。

このため、国は、国民生活及び経済活動への影響の最小化に配慮しつつ、東京電力管内においては、7月1日から9月22日までの間、平日9時から20時までの時間帯における使用最大電力（1時間単位）の15%削減を目標として掲げ、国民・産業界が一丸となって取り組む方針を打ち出しました。

この取り組みを前提に、政府機関においては、使用最大電力を15%以上抑制することを掲げており、東京都も、今月中に対策プログラムを策定する予定としています。

こうした状況を踏まえ、電力需要が極めて大きいにもかかわらず、万一計画停電の実施が必要な事態となった場合にもその対象から外すこととされている特別区においては、率先してより一層の取り組みを行う必要があると考えます。

ついては、特別区長会として、各区の施設や事業において政府の方針を上回る削減目標を設定することはもとより、広く区民・事業者により一層の対応を求めていく旨の申し合わせを行いましたので、関係各位のご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

平成23年5月25日

特別区長会会長
西 川 太 一 郎

各区における夏期電力削減目標等の概要

H23. 6. 15現在

千代田区

区における対策 区有施設全体で電気使用総量の25%削減を目標

- ・CES（環境マネジメントシステム）による職員の節電行動の徹底、及び施設ごとの電気使用量の把握
- ・区民館：輪番制により週1日閉館
- ・小・中学校：屋内プールのヒーター停止
- ・福祉施設：施設入所など福祉サービスは通常の態勢としつつ、会議室など区民開放サービスは、時間短縮を行う
- ・千代田図書館：開館時間の1時間前倒し（午前9時開館）、開館時間の短縮（午後5時閉館）
- ・街路灯・橋梁灯・公園灯：安全性を確保しつつ30%節電

区民等への対応 区民、事業者は、国が定めた15%の節電目標の達成をめざす

- ・広報紙（節電特集号）、HP等での節電呼びかけ
- ・区民、事業者向け節電メニューの普及啓発（チラシ、ポスターの配布）
- ・町会、商店街連合会等への節電のお願い
- ・環境月間イベント：節電エコライフ講演会
- ・小中学生の夏休み向け節電キャンペーン
- ・区民、事業者向け省エネ講座の実施

中央区

区における対策 夏期の電力使用量について、全ての区施設を対象に総体で15%以上削減

現在実施中のもの

- ・区道（対象路線）の街路灯を5割程度消灯
- ・隅田川テラスの照明を消灯
- ・橋梁の景観照明を消灯
- ・公園・児童遊園の照明を消灯
- ・公園・児童公園等の水施設の停止
- ・運動場・学校施設のナイター休止
- ・本庁舎エレベーターの一部休止
- ・庁舎照明の一部消灯

区民等への対応

- ・中央区版二酸化炭素排出抑制システム及び自然エネルギー機器等導入費助成制度の周知の強化
- ・環境団体と連携して打ち水を実施
- ・ライトダウンキャンペーンの強化

家庭向け

- ・区のおしらせ(6月21日号)に節電を掲載予定
- ・中央区環境情報誌(6月下旬発行)に「一人ひとりの夏の節電」を掲載予定
- ・区作成のリーフレット「節電強化のお願い」を本庁舎、特別出張所等で配布予定
- ・エコまつり(6月5日実施)で「節電ミニ講座」コーナーを開設(クイズ出題、パネル・普及用機器の展示、リーフレット配布)
- ・節電の普及啓発として、中央区総合環境講座「家庭でのエコライフと省エネルギー」を実施(6月15日～7月27日)

- ・省エネナビの貸し出し
- ・ゴーヤの苗及び種の配布

事業所向け

- ・商工関係団体を通じて周知
- ・節電の普及啓発として、「中央区版二酸化炭素排出抑制システム」事業所用説明会を開催(6月28日)

港区
区における対策 区有施設については、原則開館しながら、25%の節電に取り組む ・区有施設等の取組：必要な部分のみの空調を稼働し、設定温度は28度。また、室温状況を確認しながら、空調の間欠運転を実施。 ・職員の取組：ノー残業ウィークを7月1日から7月8日まで実施。やむを得ず超過勤務を実施する場合は、照明の利用を抑制するため、始業時間前の超過勤務を認める。 ・屋外スポーツ施設：平日の夜間については利用を休止 ・小中学校プール開放事業：火曜から金曜は事業休止。土曜、日曜は半数程度。
区民等への対応 15%の節電が達成できるよう、区として積極的に支援 ・節電の具体的な取組と効果のわかる普及啓発ポスター等を掲示・配布。 ・節電の気運を高める普及啓発グッズ（節電貯金箱、うちわ、パンフレット等）を配布。 ・節電・省エネセミナーを積極的に開催。 ・室内の温度上昇を抑えることに効果のある植物による緑のカーテン事業を拡充。 ・気温上昇の抑制に効果のある打ち水への協力を呼びかけ。 ・照明の利用を抑制するため、ライトダウンキャンペーンへの協力を呼びかけ。 ・節電・省エネ対策にかかる費用の一部を助成。
新宿区
区における対策 区全体で15%以上の節電（ピークカット）に取り組む ・本庁舎（分庁舎を含む）における節電：削減目標を高く30%に設定し、重点的に取り組む。 ・大型区有施設における節電：特に電力使用の大きい施設では、削減目標を25%に設定。 ・地域センター（10所）：5所ずつ平日のみ隔週で閉館する。 ・ナイター設備：輪番により利用を休止する。 ・児童、高齢者等利用施設：利用者の健康面等を考慮し、削減目標15%を適用せずに可能な範囲で節電。 ・街路灯：一部消灯
区民等への対応 ・各施設において、取り組み事項を掲示するなどして利用者に理解を求めるとともに、家庭においても節電（ピークカット）に努めるよう啓発を行う。
文京区
区における対策 電力使用量の総量規制としての15%削減を目指す ・シビックセンター：削減目標25% ・区施設：土・日曜日（祝日を含む）の夜間の利用を制限 ・スカイホール、区民会議室：月～日曜日（祝日を含む）の夜間の利用を制限 ・シビックホール会議室、多目的室、練習室、音楽室B：終日の利用を制限 ・図書館：各館月3回程度の休館
区民等への対応 ・区報・ホームページで周知を行う。 ・CATVを活用し、家庭での節電対策に関する番組を放映する。 ・ステージ・エコや、文京版クールアース・デーといったイベントに合わせて、節電セミナーや節電相談会等を開催する。
台東区
区における対策 ピーク時間帯の使用最大電力を20%削減する ・空調：冷房の室温設定を原則29度。なお、利用者等の健康への影響に最大限配慮。 ・照明：最低限の照度を確保しつつ、間引きや消灯により照明の電力を削減。 ・OA機器、その他の機器：使用していない機器等の電源プラグを抜くこと等により待機電力を削減。 ・共用部分：エレベーターの稼働縮小、使用頻度の少ない自動ドアの稼働停止、冷水機の稼働停止等。 ・開館時間の短縮等：原則として閉館時間を1時間程度早める。 ・執務時間中における軽装の励行を一層強力に推進。 ・ノー残業デー・ノー残業ウィークを徹底し、照明やOA機器等の使用電力の削減を図る。
区民等への対応 ・区民・事業者向けの具体的な節電の取組事例を作成し、ホームページや広報たいとうで周知。

墨田区

区における対策 昨年夏に比べて使用最大電力の１５％以上削減

- ・庁舎、出張所、清掃事務所等：２５％以上削減
- ・学校、保育園、図書館、スポーツ施設、コミュニティ施設等：１５％以上削減
- ・特別養護老人ホーム等：必要な機能を維持しながら、可能な最大限の削減値
- ・各施設ごと又は複数施設のグループごとに、「夏期節電実行計画」を策定。

区民等への対応

- ・１５％以上の削減を協力要請。
- ・区のお知らせをはじめとする多様な手段を用いて節電の必要性や具体的な方法等について啓発。

江東区

区における対策 ２５％削減を目指す

	本庁舎、職員利用施設	区民向け施設
契約電力500kW以上	２５％削減	２５％削減
契約電力500kW未満	２５％削減	２５％削減
契約電力50kW未満	２５％削減	１５％削減

- ・空調設定温度２９℃（法令上の特例の上限）の設定。
- ・原則、定時退庁、１９時には照明等の電源の制限（水曜日は除く）。
- ・江東区の５つの大口需要家の節電の進捗状況をホームページで公表。

区民等への対応 区の関連施設等を通して広く区民に啓発するとともに、周知PRに努める

- ・積極的な広報・理解活動により、区民や事業者による節電行動を呼びかけ。
- ・各種助成制度の活用。
- ・省エネ無料診断、省エネの啓発活動の実施。

品川区

区における対策 電力削減は原則マイナス２５％を目標とする

- ・区民集会所：８月から９月末まで一定の休館日を設け節減する。（ただし、地域により例外あり）
- ・しながわ区民公園プール開放：７月から９月の夜間利用を中止し節減する。
- ・武蔵小山創業支援センター：消灯を徹底し、夜間利用が無い場合６時閉館。室温を２８度に設定。
- ・児童センター：グループ割りのうえ、７月から９月まで輪番制により休館。
- ・街路灯：引き続き約３０％消灯。

区民等への対応

全区民的な節電行動を促進するため、５月１５日から節電ビズキャンペーンを展開し、事業所・地域・家庭等との協働による節電への取り組みを推進。

目黒区

区における対策 区施設総体で１５％以上の目標達成に取り組む

- ・冷房の使用中止又は設定温度を２８℃以上とする。（必要に応じ扇風機等の活用を図る。）
- ・原則として、照明の１／２減灯
- ・業務用パソコンについて１２時～１３時の原則利用禁止（窓口対応用は除く）
- ・緑のカーテン、壁面緑化の推進（実施可能な施設）
- ・電力需要ピーク時対応（土・日・祝を除く）
 - 住区会議室等：原則として、１３時～１７時の利用中止
 - 社会教育館等：原則として、１３時～１７時の利用中止
 - 図書館：原則として、１３時～１６時の利用中止
 - 体育館：原則として、１２時２０分～１５時２０分の利用中止
 - プール：区民センター屋内プールの利用中止（他のプールは利用可）

区民等への対応

- ・区民向け節電対策等説明会や節電をテーマとしたイベント等を実施。
- ・めぐろ区報及びホームページ、チラシなどで区の取組み・節電ビズ・熱中症防止策等について周知

大田区
区における対策 電力需要抑制率マイナス１５％を目指す ・夏期プール：夜間の利用を休止 ・ナイター施設：夜間の利用を一部休止 ・文化センター：平日の午後、輪番で休止 ・区民センター：平日の午後、輪番で休止
区民等への対応 ・区広報紙の特集号の発行。 ・区ＨＰでの広報。 ・各種会議等においての広報。 ・大田区産業振興協会との共催により、区内の工業、商業の中小企業を対象に節電セミナーを実施。 ・国が「需給逼迫警報（仮称）」を発令した場合には、防災行政無線により節電を呼びかける。
世田谷区
区における対策 昨年度の夏期の最大使用電力から15%以上の使用電力の削減に取り組む ・集会系施設（１５％以上の削減）：１３時～１７時について、全部または一部の貸し出しを中止 ・福祉・保健施設：利用者の体調管理や安全確保などに留意しつつ、不要な電灯の消灯や、エアコンの設定温度２８℃の徹底、電力消費の大きい設備の使用を極力抑える。 ・総合運動場（スポーツ施設全体で１５％以上の削減）：夜間は、輪番により一部施設の利用休止。 ・図書館（１５％以上の削減）：輪番で休館。月曜日の休館日に加え、週に１日休館日を設定。 ・街路灯（１５％以上の削減）：２０ｗ蛍光灯２本の内１本をはずすなどの対応を行う。
区民等への対応 15%の節電協力を求め、地域一体となった節電運動につなげる ・各施設で予約の受付時に周知する。 ・区のお知らせ特集号のほか、ＨＰなどで広く区民に周知。
渋谷区
区における対策 昨年比１５％以上を削減目標として、更なる節電対策に取り組む ・区民会館等：一部施設の休業日を週１日追加、夜間の利用時間を短縮、夜間利用は週３日 ・社会教育館：休業日の追加（月１回→週１回）、夜間の利用時間を短縮 ・図書館：一部図書館の休業日を月１～２日程度追加、開館時間を１～３時間程度短縮 ・スポーツ施設：開館時間の短縮、照明設備の使用制限、一部プールの休業日を週１日新設 ・ケアコミュニティ施設等：休業日を追加 ・その他の施設で開館時間を短縮
区民等への対応 ・家庭における節電を呼び掛けるため、次の手段によりPRを行う。 区ニュースで節電特集記事を掲載。 区ＨＰに啓発記事を掲載。ポスターの掲示、チラシの配布。
中野区
区における対策 区立施設のピーク時間帯の使用最大電力量を原則として前年比25%削減 ・事務室などの照明について３０％程度を間引き消灯。 ・室内温度２９℃を目安に空調設備の稼働調整や間欠運転を実施。 ・自動販売機はピーク時間帯の消費電力を５割削減。 ・午後５時３０分に庁舎一斉消灯の実施。 ・貸出用集会室（地域センター等）：ピーク時間帯を中心に従来の貸出実績の１５％程度の貸出制限。 ・屋外スポーツ施設：ナイター照明の一部間引き。週１回夜間利用中止。 ・温水プール：週１回利用中止 ・商店街街路灯のＬＥＤ化支援及び区管理街路灯のＬＥＤ化の推進。 ・街路灯：水銀灯（７，５４９基）を約１１％間引き。
区民等への対応 区民、事業者へも積極的に節電を働きかける ・国、都、電気事業者と連携した節電キャンペーンの強化 区報、ホームページ、ポスター、チラシ、リーフレットによる呼びかけの強化。 児童生徒や住民を対象にした環境学習支援。 ・家庭向け対策 電気使用量の前年比の削減率に応じてポイントを交付する「なかのエコポイント制度」を開始 電気使用量等表示機器の貸出し。 ・事業者（小口需要家）向け対策 省エネルギー技術講習会、中野区省エネ診断を実施。

杉並区

区における対策 区施設の使用最大電力の20%削減を目標として取り組む

(基本的考え)

- ・節電を行いつつも、極力、区民サービスの確保を図る。
- ・使用最大電力とあわせて、総使用電力量の削減にも最大限努める。

(主な施設ごとの削減目標)

- ・本庁舎、保健所 20%
- ・区民センター、図書館 27%
- ・区民集会所、小規模会館 23%
- ・保育園 14%
- ・児童館 17%
- ・体育館 25%

【本庁舎の節電対策】

- ・ガスコージェネレーションシステムの継続稼働により、500KWの自家発電を行い、使用電力の約40%を自家供給。
- ・みどりのカーテン、空調の温度設定、一部EV・自販機の停止等のほか、新規対策として照明のLED化や窓に遮熱フィルムを貼付。

【他の施設の節電対策】

- ・照明の間引き、空調の温度設定、一部の複数施設での輪番休館等を実施。

区民等への対応 同じく15%削減に向け、区民・事業者への周知啓発を積極的に進める

(主な取り組み)

- ・NP0等との協働による「節電・省エネ展示・相談会」等の開催
- ・広報紙、区HP、J-COM「すぎなみニュース」等での節電の呼びかけ
- ・区民向け講演会、事業者向け節電対策説明会の開催
- ・ゴーヤの種付き節電周知チラシの配布

豊島区

区における対策 区全体として平成22年ピーク時の電力使用量の15%を削減する

- ・事務所（本庁舎、区民事務所、池袋保健所等）（25%削減）
- ・集会施設（25%削減）：区民集会室は、地域を区分してグループ化し、週1回の輪番休館。
- ・文化体育施設（20%削減）：地域文化創造館は週1回平日休館。屋外体育施設の夜間利用は休止。
- ・図書館（15%削減）：中央図書館は毎週月曜日を休館。
- ・土木施設、学校、子どもスキップ等：15%削減
- ・その他（斎場、保育所等）：10%削減

区民等への対応

節電への取り組みにかかる区民（中小企業を含む）啓発等

- ・情報提供：国、都、東京電力等の情報の適切な提供、提供媒体・提供箇所の拡大、節電教育等
- ・節電（省エネ）相談の実施：「エコ得情報カウンター」、省エネコンサルタント派遣事業の活用等
- ・節電行動促進策の実施：太陽光発電機器の設置助成、家庭の省エネ診断の展開。暮らし方提案の「瓦版情報紙」を作成し配付する。また、ホームページ等での発信。

北区

区における対策 区役所庁舎、区民施設等において、15%の節電を確実に達成する

- ・照明に係る節電：原則、庁舎内照明を1/2消灯。
来客対応窓口を除く、昼休み時間帯（正午～午後1時）は全庁消灯
- ・OA機器：節電モードの設定及び離席時シャットダウンの徹底
- ・共用部分：区役所庁舎のエレベータの半数を稼働停止、トイレ・廊下等の随時消灯の徹底
- ・貸出用集会室（ふれあい館等）：週2日閉館
- ・体育館：平日週2日閉館
- ・屋内・屋外プール：平日夜間の利用中止
- ・屋外体育施設：夜間の利用は、土日祝のみ
- ・図書館：午後5時以降の閲覧席、書架の利用中止（土曜除）、小規模館は輪番制による平日週1日休館
- ・住基等受付窓口の時間外開庁時間を短縮。
- ・イベント、事業の実施：開催期間、開催時間の短縮及び、照明等の使用の節減を図る。

区民等への対応 区民、事業者へ15%の節電協力を要請し、積極的な周知啓発を図る

- ・区広報紙やホームページで、15%の節電協力を要請する。
- ・区民、事業者向けの具体的な節電の取り組み事例を作成し、区広報紙やホームページで、節電の必要性や具体的な方法等について、周知啓発を図る。

荒川区

区における対策 区が率先垂範して節電行動を示し、区、地域が一丸となった体制を構築する
従来から実施している打ち水クール作戦、緑のカーテンの実施及びエコ助成制度等に加え、以下の取り組みを行う。

(1) 区施設における節電

- ・本庁舎・北庁舎・区民事務所等： **30%節電**
- ・区民利用施設（ふれあい館・ひろば館、文化施設、スポーツ施設、図書館等）： **20%節電**
- ・区民利用施設（屋外ナイター施設等）： **30%以上の節電**

(2) 街路灯のLED化及び一部消灯（商店街への協力依頼）：8,600基の30%(2,500基)を削減。

(3) 節電ビズの実施：例年の「クールビズ」を節電対策に対応した取り組みに位置付ける。

区民等への対応

- ・あらかわ節電マイレージコンテスト
- ・荒川区民節電隊の結成
- ・節電フェア（環境清掃フェアあらかわ）の実施
- ・あらかわ街なか避暑地
- ・普及啓発の徹底
- ・緊急連絡網による節電の取組み

板橋区

区における対策 昨年の使用最大電力の▲15%以上抑制（削減）する

①各施設において計画的に節電に取り組む

②一部施設の輪番休館や休業等を実施

- ・基幹施設：可能な限りの節電を行いながら、通常どおりに開館
- ・地域センター、集会所、ふれあい館、体育館、図書館等：平日は輪番制で休館
- ・前記以外で集会室機能が付置されている施設：地域特性を考慮し、部分休止や臨時休館などを個別設定
- ・屋外のナイター設備付きの野球場、テニスコート：夜間休止
- ・本庁舎での緑のカーテンの実施

③クールビズや節電パトロールなどに事業者として取り組む

区民等への対応 区民への広報、啓発を実施する

- ・広報(6月18日に節電特集号)や区HPを活用し、節電の必要性や家庭等での取組などの周知や具体的な節電アクションの実施などを呼びかける。
- ・節電対策として、板橋区発祥の「緑のカーテン」の普及を区民とともに促進する。
- ・WEBを使った節電対策の普及や「エコチェックシート」等を小・中学生と全世帯に配布し、節電対策を促す。
- ・新エネルギー機器の導入促進のため、太陽光発電システム導入助成の拡大(100件⇒200件)

練馬区

区における対策 大口施設：使用最大電力の15%以上。小口施設：総電気使用量の15%以上。

施設種類	節電目標	施設の例
練馬庁舎	20%抑制	
練馬文化センター	15%抑制	
事務所グループ	▲18%	石神井庁舎、出張所、職員研修所、福祉事務所 等
体育館グループ	▲18%	区立体育館
集会・区民施設グループ	▲23%	地区区民館、区民ホール、公民館、図書館 等
児童施設・福祉施設グループ	▲16%	児童館、保育園、心身障害者福祉センター 等
学校グループ	▲18%	小学校、中学校、幼稚園
その他グループ（業務継続系）	▲12%	データセンター、駐車場、美術館等

区民等への対応

- ・家庭向け：区報、HPなど様々な媒体を通じて節電の必要性や取組について、区民に呼びかける。
ねりまエコアドバイザーや環境団体と連携し、節電への取組を普及啓発。
- ・小中学校向け：小中学生を対象に教育の場を活用した節電教育を行う。
- ・大口需要家向け：使用制限についての国からの情報提供に努める。
- ・小口需要家向け：削減計画策定支援などについて、国や都と連携し情報を周知

足立区

区における対策 使用最大電力の対前年度比△15%（可能であればより高い抑制率を目指す。）

- ・各施設別の節電計画・OA節電マニュアルの作成
- ・節電リーダーによる節電の徹底
- ・節電アドバイザーによる効果的な節電指導
- ・区民利用施設の開設方針：△15%節電に取り組みつつ、原則的として通常どおり開設
- ・7月から9月までの間、例外的に開設できない施設
庁舎ホール：平日午後の利用を休止
親水水路等の流れ及び噴水等：利用を休止
庭球場、プール：ナイター利用を一部休止
- ・街路灯・公園灯等の一部消灯とLED化の促進

区民等への対応 区民、区内企業等に節電取組の啓発・支援

- ・ホームページ、あだち広報等に掲載
- ・Aメールによる節電の協力願い
- ・啓発用横断幕、懸垂幕、うちわ等の作成
- ・住宅用LED照明切り替えの補助

葛飾区

区における対策 区有施設全体の使用電力の削減率を15%とする

- ・総合庁舎は、区の率先行動として25%を目標。
- ・照明器具の節電対策：省エネ未対応等の蛍光灯をLED照明に交換、反射板の設置
- ・緑のカーテンの設置：ゴーヤなどを公共施設に設置し、節電対策を広く区民に周知し、省エネ意識を啓発。
- ・学校・教育施設における節電対策：体育館の照明器具（水銀灯）を、長寿命な無電極型の器具に交換。エアコンの集中稼働を避けるためデマンドコントローラーを、全小・中学校の教室のエアコンに設置。

区民等への対応 助成事業等によって、家庭や区内事業所などの節電対策を一層推進

- ・LED電球の購入費助成（家庭向け）
区民が区内の店舗でLED電球を購入する場合、購入費用の一部を助成。
- ・高効率蛍光灯、LED照明機器の設置費助成（中小事業者向け）
- ・太陽光発電システム設置費助成（住宅用・事業所用）の拡充

江戸川区

区における対策 公共施設については、20%以上の節電に取り組む。

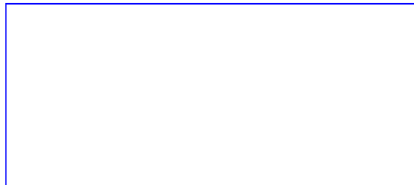
- ・ピーク期間・時間帯の使用最大電力を抑制するため、各施設の特徴を踏まえ取り組む。
 - ①空調に係る節電：冷房中の室温28度の徹底、会議室の空調をやめ扇風機を使用等
 - ②照明に係る節電：最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な削減（1/2）等
 - ③施設の平日夜間休館（スポーツ施設、図書館等）
 - ④図書館・共有プラザの平日輪番休館
 - ⑤街路灯（駅前広場80%、幹線道路1/2～2/3）の消灯
- ・使用電力の削減を確実にするため、デマンドコントローラーを活用した進行管理の徹底

区民等への対応 15%以上の節電を進められるよう適切な情報提供等に努める。

区は率先して節電に取り組むとともに、区民と力を合わせて節電運動を推進。

- ・区商連が行う商品券エコサマーフェア（節電対策商品の購入）に対する区内共通商品券の割引分を助成
- ・商店街街路灯のLED化に伴う購入費の助成
- ・区が率先して、節電に取り組む、実践していることを積極的にPR
- ・節電の効果がわかる取組を伝えるなど、適切な情報提供を行う
- ・各部が節電について、あらゆる機会を通じ関係団体に働きかける
- ・中小規模の事業所に向けて省エネ節電アドバイスを実施し、節電の取組を推進
- ・家庭での節電の必要性やその具体的な取り組みを、小中学生を対象に教育の場を活用した節電教育を行う

でんき予報 TEPCO ELECTRICITY FORECAST



※この表示は使用率にもとづいて掲載しています。詳しくは [こちら](#)

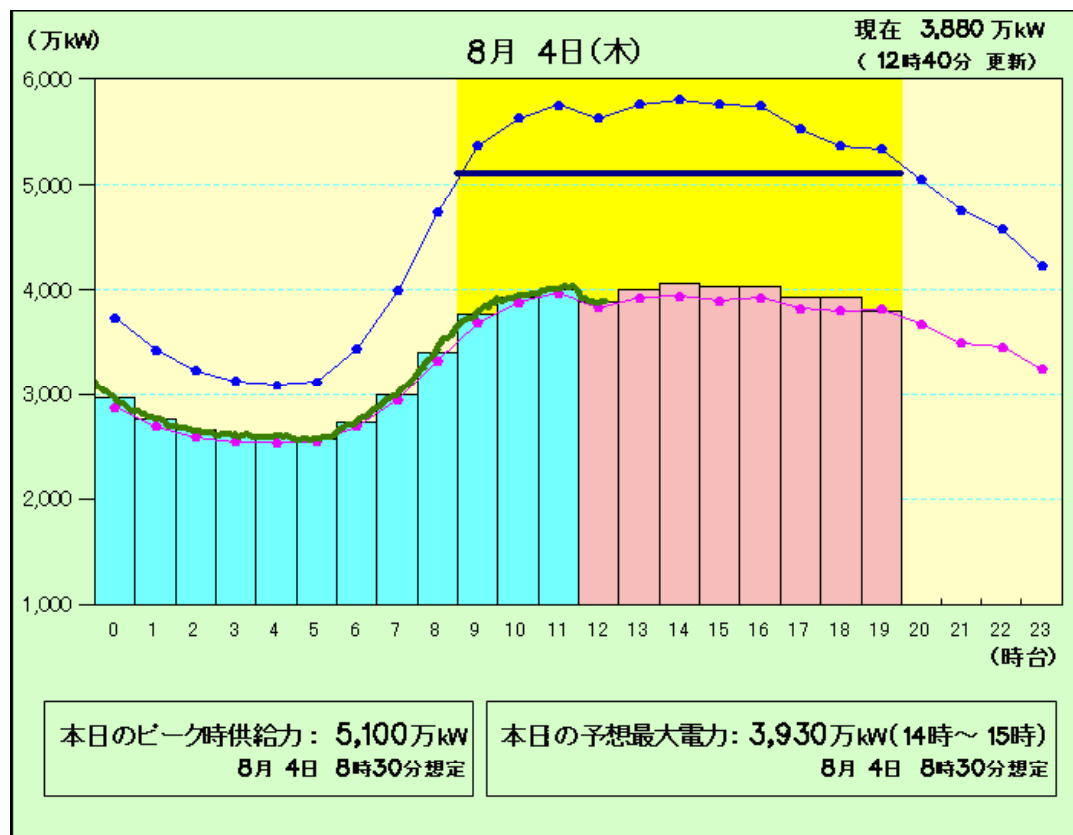
節電の方法について



—各週の供給力や最大電力の見通し—
<プレスリリース> 7月29日 今夏の需給見通しと対策について(第8報)

電力の使用状況グラフ(当社サービスエリア内)

■ 当日実績<計画停電を実施していない時間>
 — 本日のピーク時供給力
 ● 前日実績
 ■ 予測値
■ 当日実績<計画停電を実施している時間>
 — 当日実績(5分間隔値)
 ● 前年相当日の実績



※ 現在、計画停電は原則として実施しておりません。

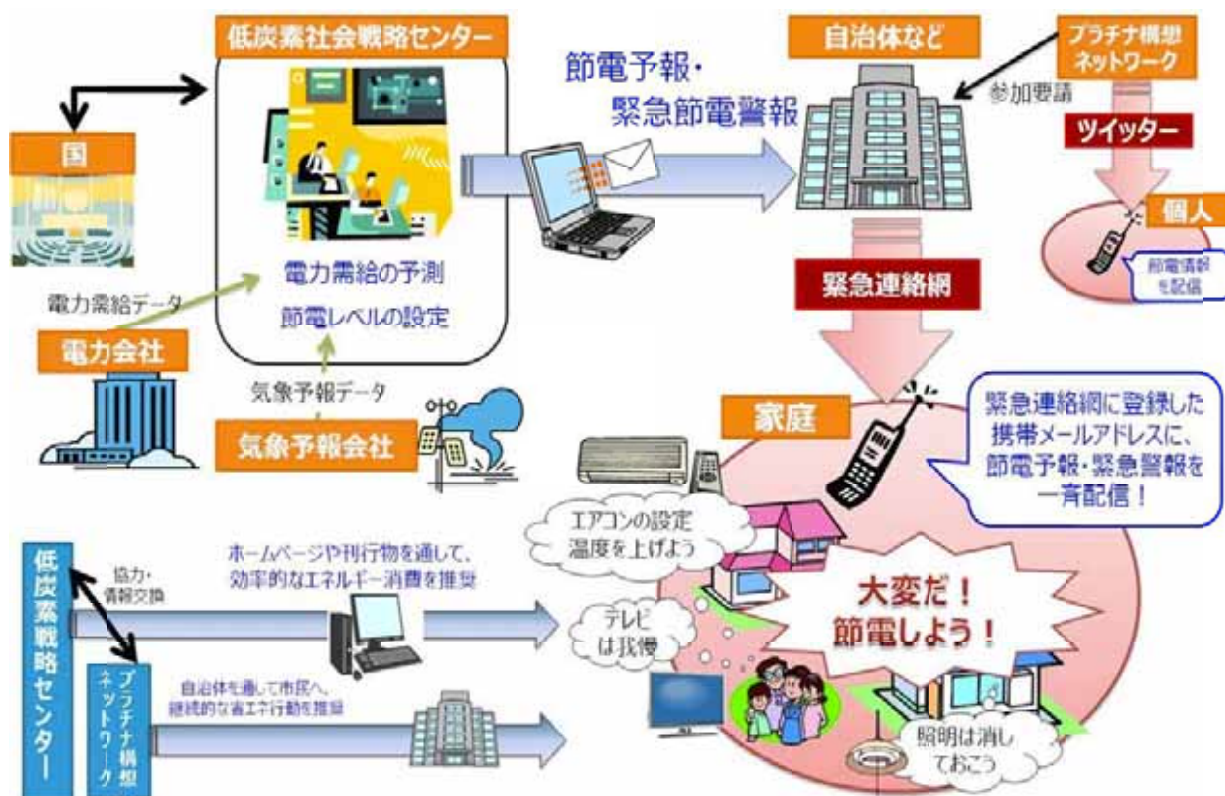
※ 節電をお願いする時間帯を黄色の背景色で表示しています。(夏期は平日の 9:00 ～ 20:00)

※「前年相当日の実績」とは、原則として、[前年の同月・同週・同曜日に該当する日](#)の実績を掲載しています。

LCS 停電予防連絡ネットワーク

科学技術振興機構 低炭素社会戦略センター（LCS）

（独）科学技術振興機構 低炭素社会戦略センター（LCS）では、今夏の電力不足による大規模停電を未然に防止するために、国や電力会社と協調して、電力不足が予想される時刻や効果的な節電対策を、「停電予防連絡ネットワーク」に登録された個人の携帯電話のメールアドレスに、直接お知らせする取り組みを行っています。また、ホームページや刊行物を通じて、省エネ型のアコンや冷蔵庫などへの買換えを勧めるなど効率的なエネルギー消費を推奨しています。



本ネットワークの最大の特徴は、緊急連絡網にアドレス登録して頂いた携帯電話にご連絡し、直接、スピーディーに、適切な形でご家庭の皆様
に節電を促すことができることです。

【節電予報、緊急節電警報を出すタイミングについて】

① 節電予報

時機：翌日の電力使用率 90%以上のとき

時刻：16 時半から 18 時頃までに LCS から自治体担当者（緊急連絡網管理者）へ送信

（翌日のご家庭の節電計画のために前日に出します。特に危ない時間帯などをお知らせすることで、区民市民の方の節電疲れも緩和します。）

② 緊急節電警報

時機：電力使用率 97%超過のとき

時刻：東電の情報から、当日、使用率 97%超過の時間帯について、その約 4 時間前に送信。朝 10 時の段階で、既に 4 時間を切っている場合、10 時に送信する。

（大停電はもちろんですが、計画停電を回避するためには、計画停電開始の遅くとも 2 時間前までに電力消費が減る兆しが必要です。4 時間前に自治体にお送りし、前もっての節電を呼びかけます。）

表：LCS の節電レベルと東京電力「でんき予報」の色区分等

電力供給予備率	電力使用率	LCS	東京電力「でんき予報」色区分	NHK
10%超過	90%未満	節電レベル1	緑	緑
5%超過～10%以下	90%以上～95%未満	節電レベル2	黄	黄
3%以上～5%以下	95%以上～97%以下		オレンジ	赤
3%未満	97%超過	節電レベル3	赤	赤

注) 電力供給予備率（％）＝電力未使用分/電気の使用量 ×100

電力使用率（％）＝電気の使用量/電気の使用可能量 ×100

注 2) 電力需給逼迫警報について

①前日：電力供給予備率見通し3%未満1%以上の場合には、18：00に電力需給逼迫警報（第一報）が発出されます。また、電力供給予備率1%未満の見通しの場合は計画停電実施の可能性のお知らせが出されます。

②当日：電力供給予備率見通し3%以上の場合には、8：30 及びそれ以降、電力需給逼迫警報が解除されます。一方、電力供給予備率見通し3%未満1%以上の場合には、電力需給逼迫警報（第二報）が発出されます。また、電力供給予備率1%未満の見通しの場合は、電力需給逼迫警報（第二報）とともに計画停電実施の可能性が高い時間帯のお知らせが出されます。

月曜日及び祝日翌日の対応について

数日先の予測については、気象予測の精度が落ちるため、需給予測精度も落ちてしまうが、LCSからは金曜日あるいは祝日前日に、月曜日あるいは祝日明け平日の分まで予測して送付することとする。そして、予報警報に該当する日については、平日と同じように連絡する。自治体側で対応するしないは自由に選択可能。

※ **緊急連絡網の種類・形態は自由です。各自治体が既にお持ちのネットワークを利用して頂き、さらに、この機会に地域の緊急連絡網を整備・拡大していただくことも可能です。（これまでの例では、防災関連メール、市政・区政情報通信メール、スクールメール、などご利用いただいております。）**

※ **LCS から利用料金など請求することはありません。**

7月12日時点ご参加済・ご参加準備の自治体例（50音順、都道府県名略）：

【東京都23区】足立区、荒川区、江戸川区、葛飾区、新宿区、世田谷区、中野区、練馬区

【東電管内】あきる野市、足利市、綾瀬市、市貝町、稲城市、岩舟町、宇都宮市、大田原市、小山市、柏市、加須市、川崎市、越谷市、さくら市、佐野市、下野市、高根沢町、つくば市、栃木県、栃木市、那珂川町、那須烏山市、那須塩原市、益子町、壬生町、茂木町、矢板市、横浜市 など

【集計】住民に対して節電協力要請を行う場合の連絡網について

手段	回答 区数	効果、問題点 主な意見
安全安心メール	16	・受信者が限定される。
防災無線	16	・区内全域に周知が可能。 ・ビルの反響等により聞き取りにくい地域がある。
学校・保育園等保護者メール	12	・節電協力要請は目的外利用である。 ・ほとんどの保護者が就労中である。
安全安心パトロールカー	11	・本来果たすべき役割の「防犯活動」に支障をきたす恐れがある。 ・窓を閉めていると聞こえづらい可能性がある。
ホームページ	10	・ホームページを意識的に見るものに対してしか情報が伝わらない。
ツイッター	8	・フォロワーを介して、その他の区民等への情報拡散が考えられる。
防災・気象情報メール	7	
ケーブルテレビ	5	・政府の発令に基づき字幕を挿入するため、閉庁日でも対応可能。
行政情報メール	6	・熱中症等の健康被害に対しても注意喚起を行う必要がある。
広報車	3	
FMラジオ	3	・多言語により外国人への周知が可能。
自治会・町会FAX	2	・伝達に若干時間を要する。
防災ラジオ	1	・防災行政無線が聞き取りにくい地域でも周知可能。
防災情報メール	1	
子育て情報配信メール	1	
東京電力広報車	1	
電話による音声区政情報	1	・利用しないと情報は取得できない。
緊急情報掲示コーナー	1	・情報端末を所有されていない方などが情報を取得できる。 ・即時性、確実性に劣る。
防災伝言板	1	
防災専用携帯電話	1	
光化学スモッグ緊急対策用FAX	1	
工事請負業者への電話連絡	1	・工事中止に伴う費用の負担の問題。
庁内放送	1	

2（5）放射線量測定充実の要請

平成23年6月7日

東京都知事
石原 慎太郎 様

特別区長会
会長 西川 太一郎

放射線量測定の充実について（要請）

都においては、大気中の放射線量、水道水や降下物（塵や雨）等に関する放射能測定を行い、連日その結果を公表するなど、都民の健康不安を解消するためにご尽力いただいているところであり、感謝しております。

特別区においても、区民生活の安全・安心の観点から、適切な情報の提供や必要な対策に努めているところですが、政府等の発表によれば、福島第一原子力発電所の事故は、収束までに長時間を要することが予想されています。

ついては、今後の対応に当たっては、広域的な観測体制等をより充実させることが、区民が安心して暮らすうえで重要と考えておりますので、下記について特段のご高配をいただけますよう要請いたします。

記

- 1 モニタリングポストを増設し、定期的な観測体制を拡充すること。
- 2 特別区の意向を踏まえ、特別区全域で放射線量を測定すること。また、特別区が独自に実施する放射線量測定を支援すること。
- 3 学校等における放射線量の安全基準値を早急に策定し公表するよう、国に働きかけること。

平成 23 年 6 月 8 日
福 祉 保 健 局

都内における空間放射線量の測定の拡充について

都では、健康安全研究センターで測定している空間放射線量について、ホームページ等でお知らせしています。

このたび、空間放射線量の測定を拡充し、都内全域で実施するとともに、区市町村に対して測定機器の貸与を行うこととしましたのでお知らせします（島しょ地域を除く）。

1 都内全域の空間放射線量の測定

区市町村の意向を踏まえ、都内全域を区分して、各区分ごとに原則 1 か所の地点において空間放射線量を測定します。

区分方法は 4 km メッシュで測定箇所は 100 箇所程度を予定しています。

測定時期 : 平成 23 年 6 月 15 日（水曜日）から 1 週間程度
（天候の状況等により予定がずれる場合があります）

場 所 : 区市町村が希望する地点の地表面及び地面からの高さ 1 m

測 定 者 : 東京都職員（健康安全研究センター）

測定機器 : シンチレーション式サーベイメータ 日立アロカメディカル TCS166

測定項目 : 空間放射線量（ $\mu\text{Gy}/\text{時}$ ）

測定結果 : 随時ホームページ等で公表

2 区市町村への測定機器の貸与等

地域での空間放射線量測定を支援するため、都が確保した機器（70 台）を希望する区市町村に貸与します。

貸与時期 : 平成 23 年 6 月 20 日（月曜日）以降

貸与台数 : 各区市町村に 1～2 台

貸与機器 : シンチレーション式サーベイメータ（小型） DoseRAE2 PRM1200

また、シンチレーション式サーベイメータ（日立アロカメディカル製）についても、今後 30 台増設し、区市町村の測定を支援します。

3 区市町村への説明会

上記 1、2 について区市町村への説明会を開催します。

日 時 : 平成 23 年 6 月 10 日（金曜日）13 時 00 分から

場 所 : 都庁第一本庁舎 25 階 103 会議室

4 その他

今回実施する空間放射線量の測定場所については、確定次第、改めてお知らせします。

なお、島しょ地域については、別途空間放射線量を測定するとともに、測定機器を貸与する予定です。

区市町村説明会の取材を希望される場合は、平成 23 年 6 月 9 日（木曜日）17 時までに下記の問い合わせ先までご連絡下さい。当日の取材場所は狭小であるため、取材中は係員の指示に従ってください。

空間放射線量の測定機器について

大気中の放射線（空間放射線といいます）の影響を調べるためには、放射線（ α 線、 β 線、 γ 線など）のうち、洋服や靴などでは遮蔽されない放射線（ γ 線）の強さを把握する必要があります。

現在、東京都健康安全研究センターでは、モニタリングポストを周辺環境からの影響が少ない庁舎の屋上に設置して、1年を通して24時間連続で自動測定しています。

【今回測定に使用する機器：シンチレーション式サーベイメータ】

放射線を測定する機器には、モニタリングポストのほかに、測定の目的・用途に合わせ、人や物に付着している放射性物質（表面汚染）のチェックや空間放射線量の測定を簡易に行う各種のサーベイメータ、個人が受ける放射線量の測定・管理を行う電子ポケット線量計などがあります。

このうち、シンチレーション式サーベイメータの原理はモニタリングポストとほぼ同じで、主に γ 線を測定します。

機器の仕様

	都内全域の空間放射線量の測定	区市町村へ貸与する測定機器
測定器	日立アロカメディカル TCS166	DoseRAE2 PRM-1200
測定線種	γ 線	γ 線
放射線センサー	エネルギー補償型	エネルギー補償型
最小測定単位	0.01	0.01
測定誤差範囲	最大目盛(切り換え可能): 0.3, 1, 3, 10, 30 ($\mu\text{Gy/h}$) ±15 %以下	±30 %以下(0.01 $\mu\text{Sv/h}$ ～10 $\mu\text{Sv/h}$)
寸法	検出部:42 mm ϕ × 230 mm 計測部:120 × 200 × 210 mm	85 × 55 × 9.6 mm
重量	約 4.5 kg	約 50g
備考		積算量も測定可能



日立アロカメディカル TCS166



DoseRAE2 PRM1200

平成23年6月16日

内閣総理大臣 菅 直人 殿
文部科学大臣 高木義明 殿
厚生労働大臣 細川律夫 殿

特別区長会
会長 西 川 太 一 郎

**福島県以外の学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値
の早期設定等を求める緊急要望**

東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、都内においても大気等から放射性物質が検出されています

都内においては、東京都が大気中の放射線量、水道水や降下物（塵や雨）等に関する放射線等の調査を実施・公表しており、特別区においても、区民生活の安全・安心の観点から、適切な情報の提供や必要な対策に努めているところですが、放射線量の安全基準が明確でないため、児童・生徒の保護者等からは、放射能の影響を懸念する声が数多く寄せられています。

国は福島県内の学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等の利用判断における暫定的考え方や児童・生徒等が学校・幼稚園・保育所等において受ける線量低減に向けた当面の対応を示すにとどまっており、いまだに福島県外の学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準等については示していません。

ついては、次代を担う子供たちが安心して生活できるよう、下記について強く要望するものです。

記

- 1 学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値を早急に策定し、公表すること。
- 2 安全基準値を超えた場合の対応策を示すとともに、その対策等に要した費用については、国が全額負担すること。

2（6）基礎自治体間の災害支援の制度化要請

東日本大震災に関する緊急決議

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、甚大な被害が広範囲にわたり、その影響は被災地域のみならず、日本全土にも及んでいる。

この大震災は、現行の災害対策法制の想定を超えた、まさしく国家の根幹を揺るがすほどの国難というべき大災害であり、新規立法措置はもとより、既存の枠組みを超えた強力な支援方策の構築を国が総力を挙げて取り組んでいくことが必要不可欠である。

さらに、被災地域の復興なくして日本の再生はありえない。この震災が我が国社会経済や産業にもたらした広範な影響を乗り越え、被災地のみならず我が国の再生を図っていくためには、英知を結集し、幅広い見地から復興に向けた指針策定のための復興構想について検討が行われ、早急に所要の立法措置や切れ目のない予算化等と通じ、必要な対策が講じられなければならない。

よって、国においては、大震災被害の実態を直視し、国家的危機との認識のもと、筆舌に尽くし難い苦難と悲嘆の中から再生への途を懸命に模索している住民、被災自治体及び人的・物的支援や避難者支援を行う自治体に対して、下記事項について、既存の法制にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 支援体制の整備及び財政支援等

- （1）復興構想等各種方針の迅速な策定及びその早期実施を図ること。また、本格的な復興対策を盛り込んだ第二次補正予算のすみやかな成立を図ること。
- （2）東日本大震災に係る復興のための特別措置法については、地域により被災状況や復興手法等はそれぞれ異なることから、具体の法案策定にあたっては、地方の意見を十分に踏まえた上で実効性のあるものとするともに、早期成立に向けて取り組むこと。
- （3）復興担当の省庁等を設置し、国家プロジェクトとして対応すること。
- （4）地域特性を活かした災害に強い未来志向の地域づくりを総合的・一体的に遂行

できるよう包括的な権限移譲を進めるとともに、法制度の見直しを始め大幅な規制緩和等の措置を講じること。また、各種支援にあたっては、復旧・復興における地域格差等が生じないように配慮すること。

(5) 被災自治体の復興に向けた制度面での障壁を取り除き、復興計画を迅速に実現するため、被災自治体に規制緩和や税財政上の優遇措置等を認める復興特区を設けること。

(6) 一括交付金の考え方を導入し、被害額・被災者数・被害面積等の外形的な基準などにより交付額を算定するとともに、交付金の使途についても各自治体がそれぞれの実情に応じて柔軟に対応できるようにすること。

(7) 国庫補助率の引上げ(10/10)と増大する財政需要に対応した別枠での地方交付税の増額を行うとともに、普通交付税・特別交付税を早急かつ重点的に配分すること。

(8) 国や全国市長会等を通じた職員派遣等の人的支援が、中・長期にわたり円滑に行えるよう派遣体制の整備と財政支援措置の充実に努めること。

(9) 事務手続きの負担軽減

① 災害復旧工事に際し、施越工事承認の柔軟な対応と補助申請にあたっての事務手続きを簡略化すること。また、既存の法令等に定める各種申請書提出期限の緩和、申請及び実績報告に係る提出書類の簡略化、補助事業期間の延長等により、災害査定を簡略化すること。

② 公共土木施設や社会福祉施設等の災害復旧事業をはじめとする災害復旧対策に対し、災害復旧費の国庫補助について、測量設計費を対象に加えることや、施設設置主体の如何を問わないなど、被災状況に応じ対象条件を緩和するとともに補助率を引き上げるなど、柔軟に対応し早期復旧に向けて強力な支援を行うこと。

(10) 被災自治体に支援を行う自治体に対する財政支援

① 応急対策に係る人的・物的な支援に要した経費への財政支援を十分に行うこと。

② 復旧・復興対策に係る人的・物的な支援に要した経費への財政支援を十分に行うこと。

2. 都市防災機能の強化並びに生活産業基盤等の復旧・復興

(1) 日常生活に欠かせない上下水道、電気、ガス、道路、橋りょう、鉄道、防災行政無線、各種通信等のライフラインが未だ被災地の多くで不通となっており、被

災者の生活や経済活動の回復に大きな障害となっていることから、早期の全面的な復旧を進めること。

(2) 都市防災機能の復旧・強化

- ① 震災により発生した大幅な地盤沈下は、市街地を含む沿岸部の広範囲にわたっており、これまでの治水対策、排水計画の抜本的な見直しが求められることから、国は、国土保全の観点から状況を十分に調査し、早急に対策方針を示すとともに必要な財政措置を講じること。
- ② 大規模な余震が続き、更なる地震発生も懸念される中、湾口防波堤、防潮堤、GPS波浪計、河川堤防など多くの公共的基盤施設が被災したことから、復興に向けた早期完成・再建に対する全面的支援を行うこと。
- ③ 各種消防施設が流失したことから、消防力の再構築に向け財政支援をはじめとする各種支援を行うなど、防災対策の充実強化を図ること。特に災害発生後のライフラインの復旧や物資等の供給体制の確保、情報伝達システムの充実強化等について、早期構築を図ること。

(3) 産業基盤の復旧・強化

- ① 道路は、災害時における迅速な救援活動や支援物資の搬送等において重要な役割を担っており、今回被害を受けた道路については、単なる原形復旧ではなく、より防災性を高めた復旧を早急に行うとともに、引続き広域的なネットワークを形成する道路の整備を促進すること。
 - ② バス・鉄道・船舶等の公共交通機関の復旧並びに今後の安定的経営に要する経費に対して、事業主体を問わず支援制度の創設等も視野に十分な財政措置を講じること。
 - ③ これまで経済効率を優先し、港湾などの物流拠点が太平洋側を中心に集約されてきたが、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図るとともに、高速交通網等の整備を一層促進すること。
 - ④ 国策によるLNG火力発電所の建設を推進し、電力需給の安定化を図ること。
- (4) 学校、保育所、介護施設など多くの公共施設・基盤施設が被災したことから、復興に向けた早期完成・再建に対する全面的な支援を行うこと。

3. 震災廃棄物の処理

- (1) 自治体が行うがれき等の除去については、河川、港湾、道路、宅地、農地など現にがれき等の存する場所にかかわらず、全額国の負担とすること。また、がれき等の処理についても、地域の別や被災の程度、公有地・民有地の区別なく、全

額国の負担とすること。

- (2) 一次仮置き場として国有地を提供するなどの措置を講じるとともに、がれき等の二次仮置き場の整備について、自治体に対し技術的に助言すること。また、仮置き場の原状復帰に要する費用については全額国の負担とすること。
- (3) 最終処分場の確保について、国が責任をもって早期に行うこと。
- (4) がれき等の撤去に必要な人員を確保するとともに法的トラブルに対する支援等を検討すること。
- (5) 震災で損失したごみ収集車等の整備費用等、一般廃棄物委託収集業者への財政支援を行うこと。

4. 被災者の生活再建

(1) 応急仮設住宅の供与

- ① 震災により住まいを失った方が、一日も早く、安心して生活再建への一步を踏み出すことができるよう、国の責任において、応急仮設住宅に希望者全員が入居できるよう早急に対応すること。
- ② 津波被害を受けた地域において、平坦地の確保が困難なことから丘陵地へ建設する場合、丘陵地等を平坦地に造成する費用について、全額国の負担とすること。
- ③ 民間賃貸物件の借上げによって提供する応急仮設住宅について、被災者自ら確保した住宅に住んでいる場合も、経済的負担を軽減するため、契約当初から家賃補助等現金給付による救済を行うこと。
- ④ 世帯構成や生活様式など、地域特性に応じた住宅整備や、高齢者や障害者等に配慮した福祉仮設住宅の整備など、多様な規格の住宅が安価にかつ迅速に提供されるよう、建設用地や資材・施工業者の確保など関係業界に働きかけること。

- (2) 津波被害地域の集団移転を促進する為、被害地域の土地を国が買い上げるなど新たな制度を創設すること。また、防災集団移転促進事業について、補助率を嵩上げするとともに、広範囲に亘る集落での移転が容易になるよう要件を緩和すること。

(3) 宅地災害復旧事業に係る国庫補助制度の拡充

- ① 津波被害者の住宅再建に対する負担軽減と同様に、地盤の崩落や地すべりによる宅地の被害に対して、復旧・再整備に要する制度の拡充や新たな制度の創設を図るとともに、費用全額を国の負担とすること。

- ② 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業など宅地災害復旧に関連する補助事業について、全額国費とするとともに、自然がけに加えて、高さ2m以上の人工法面やコンクリート擁壁等を補助対象とするなど、採択要件を拡大する特例措置を実施すること。併せて、事業費枠を廃止すること。
 - ③ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について、全額国の負担とするとともに対象面積や戸数などの採択要件を大幅に緩和する特例措置を実施すること。また、小規模住宅地区改良事業や住宅地区改良事業についても、補助率を引上げ、採択要件を緩和する特例措置を実施すること。
 - ④ 現在の被災者生活再建支援制度や災害援護資金制度において、宅地被害並びに非住家についても住宅同様に資金的な支援策を講じること。
- (4) 液状化により住宅が損壊したすべての住民に対し、被災者生活再建支援法に基づく支援金が支給されるよう、早急に、全壊家屋数のみをもって市町村単位で適用を判断する現行制度の見直しや、住家の被害認定基準のさらなる見直し等を行い、液状化被害救済範囲の拡大を行うこと。
- (5) 生活再建・雇用対策等
- ① 被災者生活再建支援金について上限額を拡大すること。
 - ② 被災地域の資産について「二重ローン」の状態とならないよう、特段の措置を講じること。
 - ③ 被災者に対する就業支援及び雇用創出を行うこと。
 - ④ 東北地方太平洋沖地震の影響で就職の内定取消しが発生していることを踏まえ、平成23年度で終了予定となっている、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業について期間を延長し、内容を拡充すること。
 - ⑤ 新規学卒者を含む被災失業者を雇入れる企業に対する奨励金などの支援策をさらに拡充すること。
 - ⑥ 雇用調整助成金の助成割合を引き上げて、休業手当相当額の全額を助成できるようにすること。
 - ⑦ 被災地域の企業が負担する労働保険料等については減免を行い、雇用維持につなげること。
 - ⑧ 重点分野雇用創出事業の積み増し分については、希望する市町村に直接交付すること。
- (6) 避難生活を余儀なくされている被災者、特に高齢者や障がい者等に対する医療

体制及び心身の健康管理の支援体制を確立すること。

(7) 在宅及び施設福祉サービス給付金について、国が全額負担すること。

(8) 法務局、年金事務所などの申請手続きに係る窓口について、当分の間、被災地域の近隣へ設置すること。

(9) 被災者への実効ある支援策を国・都道府県・避難者受入れ自治体が講じるため、各自治体の支援策や他自治体への移動情報等を共有する仕組みを構築すること。

5. 地域産業の復興支援

(1) 津波等の被災により壊滅的な被害を受けた太平洋沿岸地域の農業・水産業の復興に向け、国土のグランドデザインと明確なビジョンを示すとともに、地域住民の意向を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう、規制緩和等の措置を講じること。また、緊急的な復旧支援はもとより、長期にわたる総合的な支援制度構築・財政支援策を講じること。

(2) 地域経済の活性化に多大な影響を与える商・工業施設及び観光施設等については早急な復旧が不可欠であることから、農林水産業共同利用施設災害復旧事業に準じた復旧支援制度の創設はもとより、復興に係る金融支援についても十分に配慮すること。

(3) 水産業の早期復旧・復興支援

① 壊滅的被害を受けた港湾施設や水産業、水産加工業の復興に向け、水産業関係業界の受入基地として、漁業基地の発展に欠かすことの出来ない漁港及び魚市場施設、養殖施設等の迅速な復旧と、財政支援策を講じること。

② 漁港及び漁港内のがれき撤去並びに海面の清掃において、自治体に負担がかからないよう特段の措置を講じること。また、港内には、多数の船、自動車、コンテナ等が水没し、津波による土砂堆積箇所もあるため、早期に海中障害物の撤去及び堆積土砂の浚渫をし、所要水深を確保すること。

③ 防波堤・防潮堤を早期に修復するとともに、防波堤修復までの荷役作業安全確保対策への支援措置を講じること。

④ 受変電設備・給電ケーブル等電気設備及びガントリークレーンの早期修復並びにふ頭用地、野積場等の舗装面の早期不陸整正を行うこと。

⑤ 漁船の修復及び建造並びに廃船の処理を行うこと。また、浅海漁業に必要な船舶の確保や資材購入に対し、既存の枠組みを超えた有利な条件の融資や補助制度を創設すること。

⑥ 被災した漁船の乗組員に対する雇用対策を図ること。

- ⑦ 冷凍水産物やその保管施設が甚大な被害を受けていることから、その所有者が補償を受けることができるよう特段の措置を講じること。

(4) 農業の早期復旧・復興支援

- ① 海水の浸水による塩害はもとより、油類等の堆積物も広範にわたり、今後、長期にわたり農業生産への影響が考えられることから、自治体、農業関係団体等が行う土壌調査・影響調査をはじめ、除塩や土壌改良などの対策について、全額国の負担とすること。
- ② 農業再生の基盤となる農業機械や設備等について、多額の費用を早急に準備することが困難な状況にあること、また、経営の集約化や法人化等、大規模経営を実現する為にも、大幅な財政支援策を講じること。
- ③ 沿岸部の地盤沈下等を伴う地域の治水対策や圃場整備等について、国主導のもと抜本的な見直しを行うなど、財政的支援の充実も含めた措置を講じること。
- ④ 海岸部の防潮林はその所管が、国、自治体それぞれに分かれているが、その整備は一元的に行われるべきであることから、早期に推進体制を整備すること。また、復旧には相当の費用と期間が必要となることから、予算措置、補助制度について特段の配慮を行うこと。

(5) 中小企業への復興支援

- ① 社屋、工場等を被災した中小企業に対する一時支援金を創設するなど事業再開支援を行うこと。また、年単位で国税等を免除すること。
- ② 被災した中小企業者及び当該事業者と取引のあった事業者に対する融資について、一定の利子補給を実施するための財政措置を講じるとともに、資金繰り悪化に対処するための新たな支援制度の検討及び自治体独自の制度融資を実施する場合における財政的支援を講じること。また、復興支援策として、旧政府系金融機関による無利子融資制度を創設すること。
- ③ 被災した中小企業者に対する災害関連保証（信用保証協会）について、保証料を免除する措置を講じること。
- ④ 中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件については、震災に伴う特例により、「災害救助法適用地域に所在しない事業所であっても、同法適用地域に所在する事業所と一定規模以上（総事業量などに占める割合が3分の1以上）の経済的関係を有する事業所」も対象としているが、この規模要件をさらに緩和すること。
- ⑤ 被災商店街の復興について、ソフト・ハード事業への中・長期的な全額補助

制度の創設等の支援策を講じること。

- ⑥ 輸出用工業製品等に海外から放射能測定結果の添付を求められている場合には、国や県において安全性を保証する証明書の発行や検査拠点の確保対策を講じること。

- ⑦ 税制等の取扱いについて

- ア 地域指定された地方税の納期延長等の取扱いが各自治体の判断に委ねられていることから、国において早急に地方税法の取扱いについて必要な見解を示すこと。

- イ 旅館やホテル等の二次避難所に係る入湯税減免による市税の減収分の補てん措置について配慮すること。

- (6) 観光は、様々な分野に関連する裾野の広い産業であり、地域経済の活性化や地域住民の雇用創出等東北地方の再生に大きく寄与するものであることから、観光関連産業に対する金融支援策の充実はもとより風評被害対策など積極的な対策を講じること。

- (7) 被災地域の資産について「二重ローン」の状態とならないよう、特段の措置を講じること。

6. 避難者支援を行う自治体に対する国の全面的な支援等

(1) 福祉支援

- ① 福祉サービスについて

- ア 精神障害者、要援護高齢者等は、単独での生活が困難であることから、グループホームへの入所等が可能となるような福祉サービスに配慮すること。

- イ 保育所でのケアを必要とする園児の受入について、人的配置が必要であることから、これにかかる支援措置を講じること。

- ② 医療に係る支援について

- ア 健診をはじめ予防接種、各種ワクチン接種等の取扱いが自治体によって異なることから、統一した対応となるよう支援措置を明示すること。

- イ 避難所の近隣に精神科医院がない場合には、定期的な巡回診療の措置を講じる等、避難者の医療に係る総合的な支援措置を講じること。

- ③ 特別な配慮について

- ア 国民健康保険の資格取得、喪失届を避難先の自治体で届出事務が行えるよう特別な措置を検討すること。

- イ 生活費がない避難者が緊急的な支援を求めている場合には、義捐金の配分

などにより早期に対応すること。

(2) 教育支援

① 児童・生徒への配慮について

ア 児童生徒への通学、給食費等の支援についての基準を示すこと。また、避難の長期化に伴う教材費、給食費、部活動費等への継続的な支援措置を講じること。

イ 公立、私立幼稚園の授業料減免による費用負担の増額に伴う支援措置について配慮すること。

② 教員等の配置について

ア 時間の経過により心のケアを必要とする児童等が増えると予想されることから、カウンセラーの派遣について支援すること。

イ 児童生徒の「臨時的受入れ」については、学級編成に課題が生じていることから、学区外や区域外就学と同様の取扱とすること。また、加配教員配置についても配慮すること。

(3) 避難生活支援

① 避難者への配慮について

ア 一次避難所閉鎖後の二次避難所への移転にあたっては、避難者の公平性の確保や情報共有体制の確保を図ること。

イ 避難者が自宅へ帰宅する場合の移動手段の確保を図ること。

ウ 国指定の避難区域外からの自主避難者についての扱いを示すこと。

エ 単身避難者に不幸があり、身寄り等の情報がない場合の取扱を示すこと。

オ 公営住宅の入居を希望する避難者が、電化製品や寝具の準備ができず入居をためらっている状況にあることから、自治体に対し、統一した基準を示すこと。

カ 民間賃貸住宅転居者への財政支援を講じること。

キ 避難者が義捐金の受領に遅れや漏れなどの不利益が生じることがないように適切な方針等を示すこと。

② その他

ア 避難者受入れ自治体の社会福祉協議会が設置する避難者支援のボランティアセンターについては、その運営に要する費用負担について財政支援すること。

イ 外国人避難者の一時帰国にあたって、一時待機場所の確保等に要した経費

負担についても財政支援すること。

(4) 就労・就学等支援

① 雇用対策について

ア 生活資金の問題などから、就労を望む方が増えていることから、ハローワークにおいて優先的に就労先を紹介できるようにすること。また、避難生活の長期化に対する雇用対策を講じること。

イ 雇用調整助成金要件を緩和すること。

- ・ 教育訓練（事業所内訓練）の受給額を改正前（6千円）にすること。
- ・ 震災に係わる支給限度日数を別枠で確保すること。
- ・ 震災に伴う特例要件を緩和し、災害救助法適用地域だけでなく、県全体へ拡大すること。

ウ 避難先での就農希望者の雇用環境について検討すること。

② 就学等について

避難児童・生徒の就学においては、保護者との避難生活に起因する問題等を含めた一体的な支援策を講じる必要があることから、早期に総合的な支援方針等を示すこと。

(5) 災害救助法上の取扱等

避難の中・長期化の中で、緊急対応として法を超えた支援も求められていることから、次の事項について配慮すること。

- ① 雇用促進住宅等への入居については、7月までは災害救助法を適用し避難所扱いとされているが、7月以降についても支援措置を継続すること。
- ② 災害救助法等による直接支弁経費と特別交付税で措置される経費について明示すること。
- ③ 避難長期化が見込まれる中、公営住宅等の備品については、災害救助法上のリース料が適用となっているが、購入費用の適用とすること。
- ④ 避難者に係る汽船運賃を市と企業が負担しているが、長期化が予想されることから、災害救助法上の支援費として財源を確保すること。
- ⑤ 避難者の日常的な移動や通学に係る費用については、災害救助法上の適用とすること。
- ⑥ 避難者のペットの保護経費も災害救助法の適用とし、保健所等で預かれるような措置を講じること。
- ⑦ 毎日の食事の質が精神的ストレスにも繋がる可能性があることから、食費に

かかる災害救助費を特別基準とするなど柔軟に対応すること。

- ⑧ 受入れ自治体職員の時間外勤務手当については、受入れ自治体に財政負担が生じないよう措置すること。

7. 特例期間等の延長

- (1) 合併特例法に係る特例期間における事業計画について、震災により被災市等の事業計画が大幅に遅れることが想定されるので、延長を行うこと。
- (2) 過疎地域活性化特別措置法は平成 27 年度末までの法期限となっているが、震災により被災市等の過疎債事業の大幅な遅れが想定されるので、延長を行うこと。

以上決議する。

平成 23 年 6 月 8 日

全 国 市 長 会

平成23年6月21日

厚生労働大臣

細川律夫様

東京都市区長会会長 北川 穰 一

基礎自治体間の災害時支援に係る財政措置と法制化について

東日本大震災は、かつてない広域的かつ複合的な災害であり、迅速できめ細かな被災者救助、継続的な支援による自治体機能の回復など、まちの復興に向けて従来からの国や県による垂直型の支援だけでなく、基礎自治体間の横のつながりによる水平型の支援が求められています。

現在、多くの基礎自治体が自治体間で災害時における相互援助協定を結び、今回の震災でも被災自治体と協定を結んでいる自治体がいち早く被災地のニーズをふまえた支援の行動を起こしました。こうした取組みは、「災害対策基本法」において基礎自治体の責務とともに自治体間の相互協力の努力義務を規定していることとも合致した、法の要請に即した取組みであります。

しかし、こうした取組みは、被災者保護を目的に制定された「災害救助法」においては十分に反映されておりません。「災害救助法」は、都道府県知事が国の法定受託事務として救助を行い、市区町村長の役割はあくまで補助的な役割に限定されており、市区町村長の責務が明記されておりません。また、自治体間の相互協力、連携については、全く規定されていないなど、「垂直型」の救助に止まっています。自治体による支援については、知事からの要請に基づく支援のみが費用負担の対象となり、自治体連携による水平的な支援は費用負担の対象となっていない。

すなわち、「災害対策基本法」においては、災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助を規定し、具体的なことは他の法令や予算に委ねているにもかかわらず、「災害救助法」にはこうした自治体連携による水平型の支援に対して適切な財政措置が講じられておりません。今回の震災においては、厚生労働省から災害救助法の弾力運用等の通知がされておりますが、急場の対応だけでなく、改めて仕組みとして整備するこ

とが必要です。

そこで、東京都市区長会は、基礎自治体が直接被災自治体からの要請を受けた場合に、主体的に支援ができるようにするとの観点から、下記について要望いたします。

記

- 1 「災害救助法」に次の規定を設けること。
 - (1) 市区町村長の自治事務として被災者の救助を行うことができること
 - (2) 基礎自治体間が連携協力して被災者の救助を行うことができること
(避難所の開設、仮設住宅の整備、支援物資の調達、職員の派遣など)
 - (3) これらの救助について国が財政支援すること
- 2 現行規定のもとで災害時に基礎自治体が緊急的に被災者救助を行った場合、又は自治体間で連携協力して被災者救助を行った場合にも、予算上、国が適切な補助を行うこと。

具体的には、新たな事業実施要綱及び補助金交付要綱を制定し、必要な予算を措置すること。

2（7）東日本大震災による住宅被災世帯に対する支援の要請

平成23年6月28日

東京都知事

石 原 慎 太 郎 様

特別区長会

会長 西 川 太 一 郎

東日本大震災による住宅被災世帯に対する支援について（要請）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、23区内においても、住宅の全壊11棟、半壊128棟という甚大な被害が発生しました。

しかしながら、住宅被災世帯等に対して支援金の給付を行う被災者生活再建支援法については、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、23区においては適用となる区がありません。また、住宅半壊被害については、原則支援の対象外とされています。

東日本大震災は広域にわたり甚大な被害を及ぼしており、都道府県や区市町村ごとに対応するのではなく、国が統一的な対応を行うべきものでありますが、国の対応は非常に遅く、時期を逸するものとなりかねません。

ついては、東日本大震災の住宅被災世帯が一刻も早く安心して暮らしていけるよう、下記のとおり要請いたします。

記

- 1 国に対して、同一の災害で被災したすべての地域が支援の対象となるよう被災者生活再建支援法の見直しを行うことを、早急に働きかけること。
- 2 国が被災者生活再建支援法の見直しを行うまでの間、都としての支援策を講じること。

2 (8) 東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入

平成23年6月13日
東京都環境局

東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入について

1 概要

災害復興に向け、被災地（県）、東京都及び（財）東京都環境整備公社が災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内（首都圏）に運搬し、都内自治体や民間事業者が協力して破碎・焼却等の処理を円滑に行えるシステムを構築する。

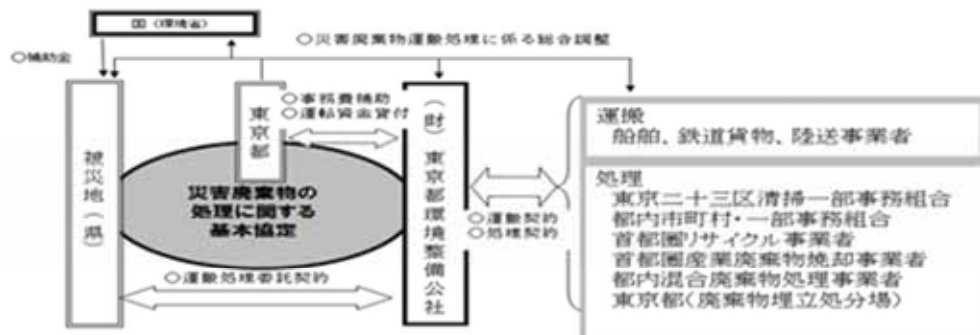
○ 災害廃棄物受入予定量

平成23年度 約16万t（3か年で約50万tを予定）

- ・災害廃棄物の種類
可燃性廃棄物（木くず等）、廃畳、混合廃棄物、焼却灰
- ・処理方法
リサイクル、破碎、焼却、埋立

○ 事業スキーム（案）

対象地域は当面、岩手県、宮城県



（H23の公社への運転資金貸付 約70億円、3年間で約280億円の予定）

2 事業スキーム（案）のメリット

○ 処理自治体側

- ・受入廃棄物の性状や安全性の現地確認、受入基準に適した処理先を公社が調整
- ・国の補助金を待たず、処理費用の迅速な支払いが可能
- ・被災自治体への処理費用請求手続きを公社が対応

○ 被災自治体側

- ・被災地から中間処理施設、最終処分場までの全ての工程を一貫して委託可能
- ・船舶や貨車などによる大量輸送により、迅速かつ効率的な運搬ができる。

特別区長会、東京都市長会、女川町、 東京都、宮城県が基本合意を締結

1. 基本合意の締結

特別区長会と東京都市長会は、宮城県女川町の災害廃棄物を都内の清掃工場において受け入れるに当たり、円滑に処理できるよう相互に協力することを目的とした基本合意を女川町、宮城県及び東京都と締結しました。

(基本合意書は別紙のとおり)

2. 処理協定の締結

宮城県、東京都及び財団法人東京都環境整備公社の3者で「災害廃棄物の処理基本協定」を締結し、宮城県から東日本大震災に伴う災害廃棄物を受け入れることとしました。

3. 宮城県から処理を依頼される災害廃棄物について

災害廃棄物の種類	可燃性廃棄物（木くず等）
災害廃棄物の量	約 100,000 トン
搬出期間（予定）	平成 23 年 12 月から平成 25 年 3 月まで

4. 今後のスケジュール

- | | |
|----------------|-------|
| ○ 試験焼却に係る住民説明 | 12月上旬 |
| ○ 都内清掃工場での試験焼却 | 12月中旬 |
| ○ 試験焼却結果評価公表 | 1月下旬 |
| ○ 住民への説明・受入開始 | 2月以降 |



宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書

特別区長会、宮城県女川町、東京都及び宮城県は、宮城県女川町において発生した、東日本大震災により特に処理することが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）のうち広域的に処理することが必要かつ可能である災害廃棄物について、当該災害廃棄物が特別区で組織する東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場において円滑に処理されるよう相互に協力することを合意する。

平成23年11月24日

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

特別区長会

会長（荒川区長）

西川 太一郎

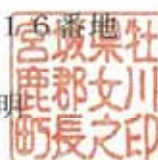


宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原3-16番地

宮城県女川町

宮城県女川町長

須田 善明



東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

東京都知事

石原 慎太郎



宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県

宮城県知事

村井 嘉浩





宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書

東京都市長会、宮城県女川町、東京都及び宮城県は、宮城県女川町において発生した、東日本大震災により特に処理することが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）のうち広域的に処理することが必要かつ可能である災害廃棄物について、多摩地域の市の区域に所在する清掃工場において、円滑に処理できるよう相互に協力することに合意する。

平成23年11月24日

東京都府中市新町二丁目77番地の1

東京都市長会

会長（昭島市長）

北川 穰



宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原3

宮城県女川町

宮城県女川町長

須田 善明



東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

東京都知事

石原 慎太郎



宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県

宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県の災害廃棄物の処理を受け入れます

本日、宮城県女川町の災害廃棄物が、都内の清掃工場において円滑に処理できるよう相互に協力することを目的とした基本合意を特別区長会、東京都市長会、女川町、宮城県及び東京都で締結しました。

また、宮城県、東京都及び財団法人東京都環境整備公社の 3 者で「災害廃棄物の処理基本協定」を締結し、宮城県から東日本大震災に伴う災害廃棄物（宮城県女川町の可燃性廃棄物）を受け入れることとしましたのでお知らせします。

1. 基本合意の締結

特別区長会と東京都市長会は、宮城県女川町の災害廃棄物を都内の清掃工場において受け入れるに当たり、円滑に処理できるよう相互に協力することを目的とした基本合意を女川町、宮城県及び東京都と締結しました。（基本合意書は別紙のとおり）

2. 処理協定の概要

宮城県、東京都及び財団法人東京都環境整備公社の 3 者で「災害廃棄物の処理基本協定」を締結し、宮城県から東日本大震災に伴う災害廃棄物を受け入れることとしました。

目 的：復旧・復興対策を迅速かつ円滑に遂行するため、災害廃棄物を適正処理
処 理：災害廃棄物の種類、数量等は、別途、その都度定める。
経費負担：災害廃棄物の処理経費は、宮城県が負担する。
協定期間：平成 23 年 11 月 24 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

3. 宮城県から処理を依頼される災害廃棄物について

搬出場所	宮城県女川町石浜（女川町災害廃棄物破碎選別場）	
災害廃棄物の種類、量	可燃性廃棄物（木くず等）	約 100,000 トン
搬出期間（予定）	平成 23 年 12 月から平成 25 年 3 月まで	
運搬方法	鉄道貨物輸送	
処分方法	主に都内清掃工場で焼却処分	

4. 今後のスケジュール

- 試験焼却に係る住民説明 12 月上旬
- 都内清掃工場での試験焼却 12 月中旬
- 試験焼却結果評価公表 1 月下旬
- 住民への説明・受入開始 2 月以降

※ 鉄道貨物輸送の際は一部、川崎市から借用する廃棄物輸送用コンテナを使用します。

<問い合わせ先>

環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課 今井・荒井
電話 03(5388)3579 （内線 42-830）

宮城県による災害廃棄物等の放射能測定結果

□ 災害廃棄物の放射能測定結果

災害廃棄物	採取年月日	平成 23 年 8 月 3 日
	放射性物質濃度	(^{134}Cs + ^{137}Cs) 133 Bq/kg

□ 焼却灰等の放射能測定結果

焼却施設	石巻広域クリーンセンター（宮城県石巻市重吉町 8-20）			
焼却灰	施設概要	処理能力：230 t/日（115 t × 2 炉） 焼却方式：流動床式ガス化溶融炉		
	混合燃焼率	20%：19 t（災害廃棄物）÷ 95 t		
	採取年月日	混合燃焼時	通常時	
		9 月 8 日	9 月 1 日	
	放射性物質濃度	2,300 Bq/kg	2,200 Bq/kg	
排ガス	放射性物質濃度： Bq/m ³	^{134}Cs	不検出（＜1.15）	不検出（＜1.31）
		^{137}Cs	不検出（＜1.03）	不検出（＜1.15）

<受入基準>

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン（環境省 平成 23 年 8 月 11 日）」を適用する。

焼却灰	$^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$	8,000 Bq/kg 以下
災害廃棄物焼却時の排ガス	^{134}Cs ：	20 Bq/m ³ 以下
	^{137}Cs ：	30 Bq/m ³ 以下

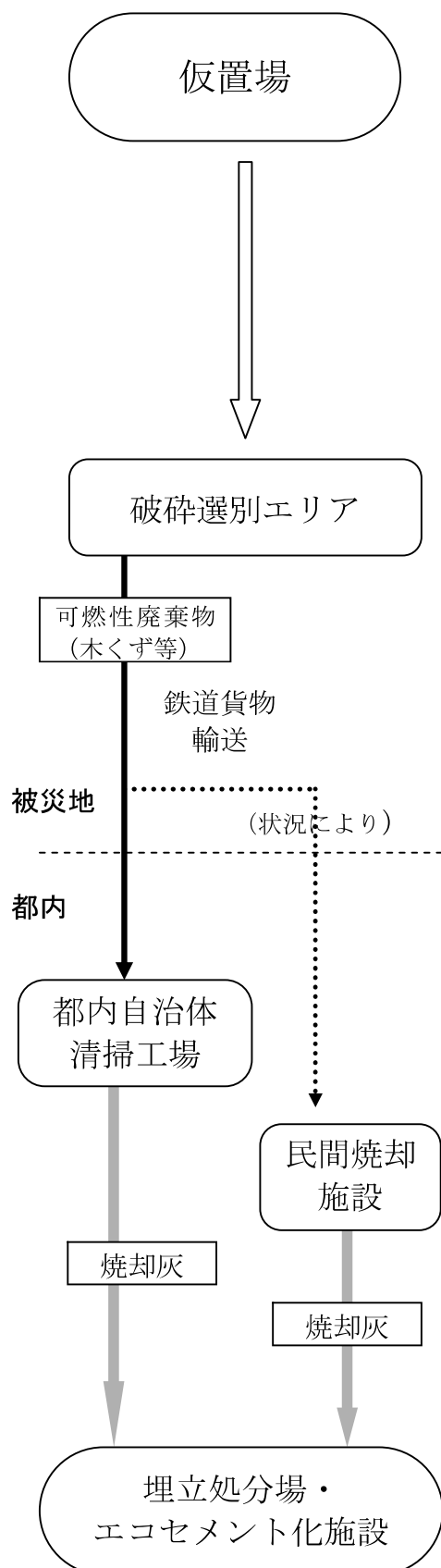
(参考データ)

種類	運営主体	施設数	焼却灰 (Bq/kg)		排ガス (Bq/m ³)
			平均値	最小値～最大値	
清掃工場	東京二十三区清掃 一部事務組合	20	3,005	974～12,920	不検出※
	多摩地域市町村・一 部事務組合	17	1,786	331～ 3,409	不検出
焼却施設	産業廃棄物処理業 者	13	1,032	55～ 4,260	—

「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果について（平成 23 年 9 月 8 日東京都環境局）」及び「都内の産業廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果について（平成 23 年 9 月 15 日東京都環境局）」のデータに基づき算定したものである。

※ 定期補修工事中のため、1 工場は測定していない。

災害廃棄物の受入処理にあたっての環境対策（宮城県女川町）



○事前の性状把握

- ① 海水（塩分）による災害廃棄物の焼却時のダイオキシン、塩化水素の発生は、通常ごみの焼却時と差異はない（廃棄物資源循環学会 8月2日報告）
 - ・被災地の焼却施設における排ガスのダイオキシン類測定結果 $0.00088 \text{ ng-TEQ/m}^3 \leq 0.1$
- ② 放射能
 - ・災害廃棄物の放射性物質濃度測定 133 Bq/kg (^{134}Cs + ^{137}Cs)
 - ・被災地の焼却施設における放射性物質濃度測定
焼却灰： $2,300 \text{ Bq/kg}$

○搬出時の対策

- 環境整備公社（常駐）による受入監視
- (1) 仮置場から破碎選別エリアに移動した時
 - ① アスベスト等の有害物質、危険物を除去
 - ② 作業時間の1時間ごとに空間線量率を測定
 - (2) 搬出時
 - ① コンテナごとに遮蔽線量率*を測定
 - ② 定期的に放射性物質濃度を測定（月1回）

○運搬方法

気密性の高い鉄道コンテナで運搬

○民間焼却施設を活用する場合の要件

- ① 産業廃棄物処分量の許可業者
- ② 処理能力 100 t/日 以上
- ③ バグフィルター及び湿式排ガス処理装置又は活性炭等吹込装置あり
- ④ 処分量者名は選定前に区市町村に情報提供、選定時に公表

○放射能測定

- ① 都内自治体清掃工場

自区域内の廃棄物処理に必要なモニタリングとして実施する放射能測定にて確認
- ② 民間焼却施設を活用する場合
 - 敷地境界の空間線量率を測定（週1回）
 - 焼却灰、排ガスの放射性物質濃度を測定（月1回）

※ 遮蔽線量率（ $\mu\text{Sv/h}$ ）：廃棄物を鉛の箱体に入れて放射線を遮蔽し、廃棄物自体からの放射線量率を測定するもの。

東京都災害廃棄物受入処理の全体スキーム

1. 概要

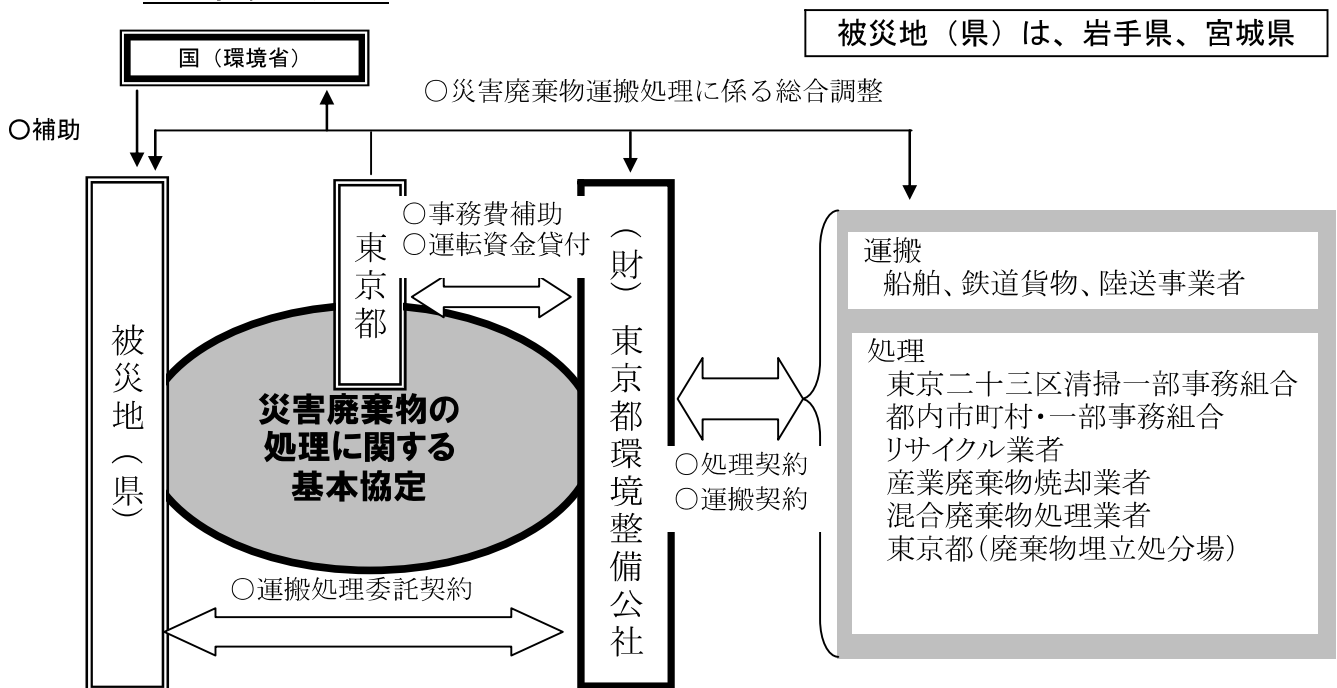
災害復興に向け、被災地（県）、東京都及び財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）が災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内（首都圏）に運搬し、都内自治体や民間事業者が協力して破碎・焼却等の処理を円滑に行えるシステムを構築する。

○ 災害廃棄物受入予定量

平成25年度までの3箇年度 約50万tを予定

- ・ 災害廃棄物の種類
可燃性廃棄物（木くず等）、廃畳、混合廃棄物、焼却灰
- ・ 処理方法
リサイクル、破碎、焼却、埋立

○ 事業スキーム



（H23の公社への運転資金貸付 約70億円、3年間で約280億円の予定）

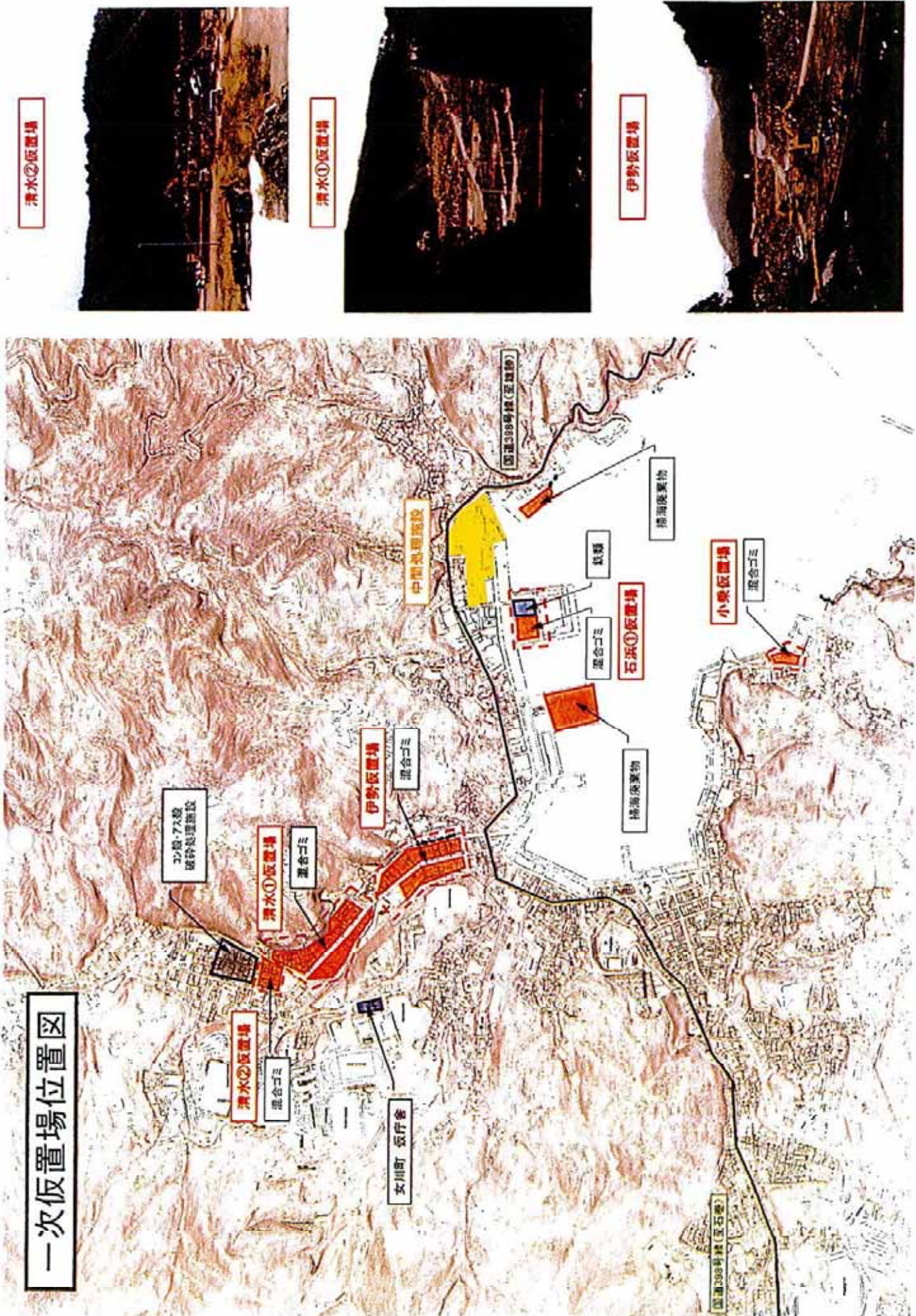
2. 事業スキームのメリット

○ 処理自治体側（都内自治体等）

- 災害廃棄物の性状や安全性の現地確認、受入基準に適した処理先を公社が調整
- 国の補助金を待たず、処理費用の迅速な支払いが可能
- 被災自治体への処理費用請求手続きを公社が対応

○ 被災自治体側（岩手県及び宮城県）

- 被災地から中間処理施設、最終処分場までの全ての工程を一貫して委託可能
- 船舶や鉄道貨物などによる大量輸送により、迅速かつ効率的な運搬ができる。





1:5000

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



1:5000

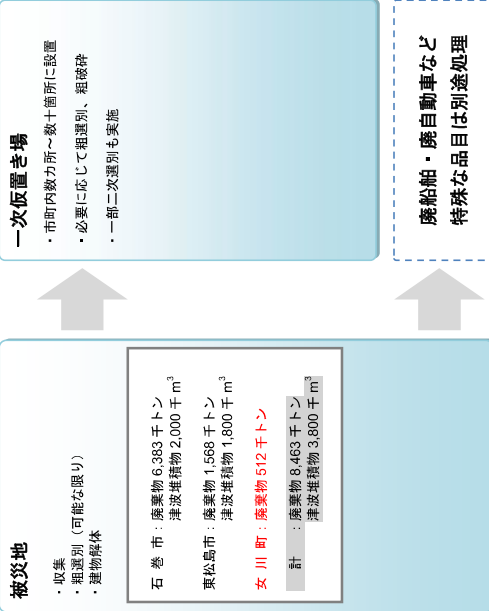
この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

災害廃棄物の処理の現状 ～20年分以上の膨大な量～

1 現状 ※環境省公表資料より（H23.11.15 現在）

県	市町村	県への 事務 委託	がれき推計量 (千t)	仮置場への搬入状況			搬去率	がれき 推計量 に対する 搬入済量の 割合(%)	
				仮置場 設置数	仮置場 面積 (ha)	搬入済 量 (千t)			
岩手県計			4,755	900	110	234	3,836	96	81
宮城県	仙台市	×	1,352	450	3	103.4	1121	100	83
	亶理名取ブロック		636	50	5	18.9	599	100	94
	岩沼市		520	90	19	57.0	511	100	98
	亶理町		1,267	10	5	58.2	1,202	96	95
	山元町		533	340	24	69.2	437	100	82
			2,956	490	53	203	2,749	98	93
	宮城東部ブロック		251	100	3	5.0	238	100	95
	多賀城市		550	401	15	20.2	216	100	39
	松島町	×	43	27	5	2.2	25	100	58
	七ヶ浜町		333	50	3	12.2	258	92	77
	利府町	×	15	10	4	1.4	8	100	55
			1,192	588	30	41	745	98	63
	石巻市		6,163	4,700	25	163.4	2,217	100	36
	東松島市		1,657	1,300	6	53.8	992	100	60
	女川町		444	251	5	6.1	227	100	51
			8,264	6,251	36	223	3,436	100	42
	宮城西部ブロック		1,367	330	20	43.1	1,031	99	75
	気仙沼市		560	260	28	15.9	322	100	58
	南三陸町		1,927	590	48	59	1,353	99	70
		15,691	8,369	170	630.0	9,404	99	60	
福島県計		2,280	225	34	92.8	1,152	56	51	
合 計		22,726	9,494	314	957	14,392	92	63	

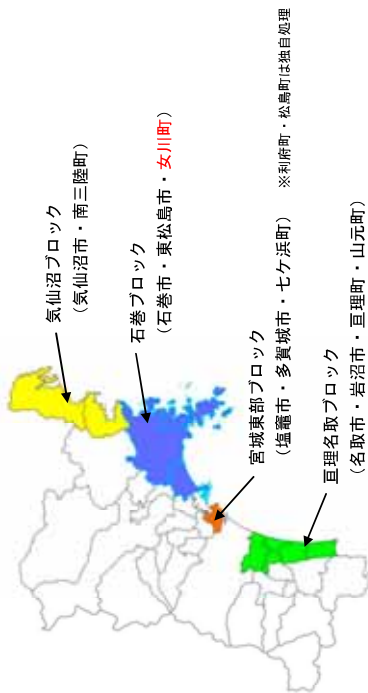
4 災害廃棄物処理の流れ（石巻ブロック）



※宮城県の発生量推計をもとにしているため、数量は上記 1 とは一致しない

2 災害廃棄物の処理ブロック

- ・膨大な災害廃棄物の発生量と、沿岸市町の行政機能へのダメージも甚大
- 災害廃棄物処理の一部について、宮城県が処理を受託してブロック毎に処理を行うこととしている。
- ・ブロック内処理及び県内処理を最優先するが、圧倒的な発生量により県外処理にも依存せざるを得ない



3 一時仮置き場の現状

- ・仮置き場の絶対的な容量不足
- ①学校など生活空間に近傍した場所にも仮置き場を求めざるを得ない状況
- ②堆積されたがれきが内部で発酵するなどし、県下では自然発火による火災が相次ぐ状況



平成 23 年 11 月 24 日
東京二十三区清掃一部事務組合

宮城県女川町の災害廃棄物の受入処理について

当組合では、特別区長会の決定により特別区長会、宮城県女川町、東京都及び宮城県が締結した「宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意」に基づき、東日本大震災により発生し、広域的に処理することが必要な女川町の災害廃棄物を当組合の清掃工場で受入処理することといたしました。

また、災害廃棄物の受入れに当たっては、災害廃棄物を焼却処理した影響を確認するため、石巻広域クリーンセンターにおいて女川町が実施した焼却試験の結果を当組合で評価しました。(別紙 1) この結果、通常ごみ焼却時及び当組合の測定結果と同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られませんでした。

なお、受入れの概要は下記のとおりです。

記

1 受入対象廃棄物

東京都環境整備公社により安全性が確認された宮城県女川町の災害廃棄物
(木くず等の可燃性廃棄物)

2 受入期間

平成 24 年 2 月以降、平成 25 年 3 月まで

3 受入工場

稼働中の全清掃工場

4 受入量

1 日平均 150 t

5 受入方法

災害廃棄物は、密封された専用コンテナにより清掃工場に搬入され、プラットホーム内で開封されて、ごみバンカに投入されます。

6 焼却処理方法

- (1) 通常の可燃ごみと災害廃棄物をバンカ内で混合・攪拌します。
- (2) 焼却炉投入時における通常の可燃ごみに対する災害廃棄物の混合比率は10%以下とします。

7 試験焼却とその結果の公表

災害廃棄物を法令及び当組合の管理基準に適合した処理ができることを清掃工場において確認するため、大田清掃工場及び品川清掃工場での試験焼却を実施して結果を公表します。(別紙2)

8 住民説明会

東京都、23区及び当組合の三者が合同で住民説明会を実施します。開催についての詳細は決定しだいお知らせします。

(問い合わせ先) 施設管理部

森 電話 03-6238-0702

大塚 電話 03-6238-0741

平成 23 年 11 月 24 日
東京二十三区清掃一部事務組合

宮城県女川町災害廃棄物焼却試験評価の概要

本焼却試験は、災害廃棄物を焼却処理した影響を確認するため、石巻市、東松島市及び女川町で構成する石巻地区広域行政事務組合の石巻広域クリーンセンターにおいて平成 23 年 9 月 7 日及び 8 日に女川町が実施したものである。

焼却試験は、ごみバンカ内の通常ごみに女川町災害廃棄物を 20%混合し、同センター 2 号焼却炉で焼却し、災害廃棄物焼却に伴う影響を調査した。

当組合では、当該試験結果に加えて、別途、試験前の定期測定結果、運転時の焼却炉内温度、排ガス発生量及び薬剤使用量などを入手・解析し、以下のとおり独自の評価を行った。

試験結果の評価

測定項目	焼却試験結果概要
排ガス (煙突)	○測定結果は、すべて法規制値を下まわった。 ○放射能濃度は不検出であった。 ○測定結果は通常運転時と同程度か低い値であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られなかった。また、各測定結果は、当組合の測定結果と同程度であった。
排ガス (ろ過式集じん器前)	○測定結果は、当組合の測定結果と同程度であった。 ○放射性物質は、ろ過式集じん器で捕集され煙突排ガス中是不検出であった。
飛灰等 (飛灰、脱塩残さ、スラグ)	○ダイオキシン類測定結果は、すべて法規制値を下まわった。 ○測定結果は、通常運転時と同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られなかった。また、各測定値は、当組合の測定結果と同程度であった。
運転時データ (炉温、排ガス量、薬剤使用量)	○試験時の自動測定装置計測結果は、通常運転時と同程度であった。 ○薬剤の使用量は通常運転時と同程度であった。
ごみ性状	○災害廃棄物の水分は当組合の測定結果より少なく、低位発熱量は高い値であるが、当組合の焼却炉でも安定的に焼却できる程度である。 ○放射能濃度は、広域処理が可能な災害廃棄物の放射性セシウム濃度 240Bq/kg を下まわった。

(評価のまとめ)

石巻広域クリーンセンターにおける焼却試験結果は、通常ごみ焼却時及び当組合の測定結果と同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られなかった。

女川町災害廃棄物焼却試験評価書
(平成 23 年 9 月、宮城県女川町実施)

- 1 焼却試験の概要
- 2 試験結果の評価
- 3 焼却試験結果詳細
 - (1) 排ガス測定結果
 - (2) 飛灰等測定結果
 - (3) 各種運転時データ
 - (4) ごみ性状調査結果
- 4 焼却試験実施施設の概要と試料採取地点

平成 23 年 11 月
東京二十三区清掃一部事務組合

1 焼却試験の概要

本試験は、災害廃棄物搬出元である宮城県女川町の災害廃棄物を、石巻市、東松島市及び女川町で構成する石巻地区広域行政事務組合の石巻広域クリーンセンターにおいて焼却し、災害廃棄物焼却に伴う影響を調査したものである。

試験の概要は以下のとおりである。

(1) 試験場所

石巻地区広域行政事務組合 石巻広域クリーンセンター 2号炉
(形式:流動床式ガス化溶融炉、平成 15 年 3 月竣工、定格焼却量:日量 115t)

(2) 試験期間

平成 23 年9月7日及び9月8日 (試験焼却時間:8日 8時～21 時)

(3) 試験方法

石巻広域クリーンセンターごみバンカ内の通常ごみに女川町の災害廃棄物を 20%混合し、同センターの2号焼却炉で焼却を行い、焼却時の排ガスや排出される焼却灰等に含まれるダイオキシン類等の有害物質、放射能、空間線量率を測定した。

なお、焼却試験に用いた混合廃棄物中のプラスチック含有率は、当組合の可燃ごみ中の含有率に合わせ、おおむね 14%になるよう調製した。

(4) 測定項目

ア ごみ性状	災害廃棄物のごみ種、元素組成、3成分、低位発熱量
イ 災害廃棄物空間線量	災害廃棄物搬送車周囲の空間放射線量率
ウ 災害廃棄物の放射能	災害廃棄物
エ 排ガスの放射能	2号炉煙突及びろ過式集じん器前
オ 飛灰等の放射能	スラグ、飛灰、脱塩残さ
カ 排ガスのダイオキシン類	2号炉煙突及びろ過式集じん器前
キ 飛灰等のダイオキシン類	スラグ、飛灰、脱塩残さ (飛灰、脱塩残さは重金属固定剤による処理物)
ク その他排ガス項目(1)	ばいじん、塩素ガス、全炭化水素濃度(煙突)
ケ その他排ガス項目(2)	硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素 (煙突、ろ過式集じん器入口)
コ 運転時データ	自動測定装置による諸データ(炉内温度、薬剤使用量等)

2 試験結果の評価

石巻広域クリーンセンターにおける焼却試験結果を同センターの通常ごみ焼却時の測定結果と比較するため、試験前の定期測定結果、運転時の焼却炉内温度、排ガス発生量及び薬剤使用量などを入手・解析した。

加えて、当組合の清掃工場の測定結果とも比較し、次のとおり評価した。

なお、石巻広域クリーンセンターはろ過式集じん器が2段設置され、湿式洗煙設備が設置されていないなど、当組合の清掃工場とは設備に大きな相違点がある。そのため、一部の項目に直接比較できないものがある。

測定値の詳細については次ページのとおり。

測定項目	焼却試験結果概要
排ガス (煙突)	・測定結果は、すべて法規制値を下まわった。 ・放射能は不検出であった。 ・測定結果は、通常運転時と同程度か低い値であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られなかった。また、各測定値は、当組合の測定結果と同程度であった。
排ガス (ろ過式集じん器前)	・測定結果は、当組合の測定結果と同程度であった。 ・放射性物質はろ過式集じん器で捕集され、煙突排ガス中の放射能は不検出であった。
飛灰等(飛灰、脱塩残さ、スラグ)	・ダイオキシン類測定結果は、すべて法規制値を下まわった。 ・測定結果は、通常運転時と同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られなかった。また、各測定値は、当組合の測定結果と同程度であった。
運転時データ (炉温、排ガス量、 薬剤使用量等)	・試験時の自動測定装置計測結果は、通常運転時と同程度であった。 ・薬剤の使用量は通常運転時と同程度であった。
ごみ性状	・災害廃棄物の水分は当組合の測定結果より低く、低位発熱量は高い値であるが、当組合の焼却炉でも安定的に焼却できる程度である。 ・放射能濃度は、広域処理が可能な災害廃棄物の放射性セシウム濃度^{※1} 240Bq/kgを下まわった。

※1 「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインに関する Q&A について」

(平成 23 年 10 月 21 日、環境省発出事務連絡文書)

※ クリーンセンターの焼却施設は、汚水を一切排出しない施設であるため、排出水について測定・評価を行っていない。

※ 空間線量率については、バックグラウンド値と差異がなかったため評価を行っていない。

(評価のまとめ)

石巻広域クリーンセンターにおける焼却試験結果は、通常ごみ焼却時及び当組合の測定結果と同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られなかった。

3 焼却試験結果詳細

(1) 排ガス測定結果

- 概要 ① 災害廃棄物焼却試験結果は、すべて法規制値を下まわった。
 ② 測定値は、災害廃棄物を混合していない通常ごみ焼却時の測定結果と同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られなかった。
 ③ 測定値は、清掃一組の測定結果と同程度であった。

調査機関：女川町 焼却試験 エヌエス環境㈱
 通常ごみ焼却 北日本環境整備㈱
 清掃一組 排ガス(平成22年度) ㈱環境技術研究所
 ダイオキシン類(平成22年度) 日本環境㈱
 放射能(平成23年度) 中外テクノス㈱
 ㈱分析センター

試料採取箇所	測定項目	単位	女川町			清掃一組	
			※3 法規制値	焼却試験	通常ごみ焼却	全工場	世田谷 ※4
				平成23年9月8日	平成21年7月～23年8月	平成22, 23年度※5	平成22, 23年度※5
煙突	ばいじん	$\text{g}/\text{m}^3\text{N}$	0.04	0.001	0.00048～0.0015	不検出～0.006	不検出
	硫黄酸化物	ppm	500	2	不検出～9.9	不検出～8	不検出
	窒素酸化物	ppm	250	13	4～41	20～72	16～39
	塩化水素	ppm	430	4.3	9.9～36	不検出～18	不検出
	全炭化水素	ppm	—	8	—	0.5～5.0	1.7～2.5
	塩素	ppm	—	不検出	—	不検出～0.5	不検出
	ダイオキシン類	$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$	0.1	0.00088	0.00014～0.0023	0～0.011	0.00000021～0.0000085
	放射能	$\text{Bq}/\text{m}^3\text{N}$	(※2)	不検出	不検出	不検出	不検出
※1 煙道	硫黄酸化物	ppm	—	55	—	不検出～70	1～15
	窒素酸化物	ppm	—	120	—	41～350	220～350
	塩化水素	ppm	—	80	—	74～650	110～270
	ダイオキシン類	$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$	—	0.68	—	0.13～70	0.16～0.58
	放射能	$\text{Bq}/\text{m}^3\text{N}$	—	4.3	5.5	—	—

※1 煙道はろ過式集じん器前(清掃一組の窒素酸化物のみ触媒反応塔前)での測定値を示している。

※2 一般廃棄物処理施設に対する放射能濃度の法規制値は存在しないが、原子力安全委員会から出された安全確保のための当面の考え方において、濃度限度(*)が目安として示されている。

この濃度限度値は、セシウム-134とセシウム-137の存在比によって変化する値であり、 $20\text{Bq}/\text{m}^3 \sim 30\text{Bq}/\text{m}^3$ の間の値となる。

(*)「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」

(平成13年3月21日、経済産業省告示第187号)

※3 石巻広域クリーンセンターに適用される法規制値である。

※4 焼却試験を実施した石巻広域クリーンセンターの焼却炉は流動床式ガス化熔融炉であり、清掃一組で同形式の焼却炉を持つ工場は世田谷清掃工場のみであるので、比較のため世田谷清掃工場の測定結果を記載した。

※5 放射能については平成23年度の測定結果、その他項目については平成22年度の測定結果を記載した。

※ 不検出とは、放射能は検出下限値未満、放射能以外は定量下限値未満を示す。

※ ばいじん(煙突)、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素及びダイオキシン類は酸素12%換算値である。

(2) 飛灰等測定結果

- 概要 ① 災害廃棄物焼却試験結果は、すべて法規制値を下まわった。
 ② 測定値は、災害廃棄物を混合していない通常ごみ焼却時の測定結果と同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られなかった。
 ③ 測定値は、清掃一組の測定結果と同程度であった。

調査機関：女川町 焼却試験 エヌエス環境㈱
 通常ごみ焼却 ㈱理研分析センター
 清掃一組 ダイオキシン類(平成22年度) ㈱テルム
 放射能(平成23年度) 中外テクノス㈱
 ㈱分析センター
 日立協和エンジニアリング㈱

測定試料	測定項目	単位	女川町			清掃一組	
			法規制値	焼却試験	通常ごみ焼却	全工場	世田谷
				平成23年9月8日	平成21年7月～23年8月 平成23年9月1日	平成22年度 平成23年度	平成22年度 平成23年度
飛灰 ※1	ダイオキシン類	ng-TEQ/g	3	0.46	0.24～0.71	0.11～9.5	0.34
	放射能	Bq/kg	—	2,300	2,200	559～13,630	2,530～3,770
脱塩残さ ※1	ダイオキシン類	ng-TEQ/g	3	0.17	0.00069～0.64	—	—
	放射能	Bq/kg	—	不検出	不検出	—	—
スラグ	ダイオキシン類	ng-TEQ/g	3	0.0096	—	0	0
	放射能	Bq/kg	—	141	134	28～89	28～88

※1 飛灰及び脱塩残さの放射能濃度は薬剤処理を行う前の試料であり、ダイオキシン類濃度は薬剤処理を行った試料(飛灰処理汚泥)の測定値である。

※ 放射能における不検出とは検出下限値未満を示す。

※ ダイオキシン類の法規制値はダイオキシン類対策特別措置法による。

(3) 各種運転データ

- 概要 ① 災害廃棄物焼却試験時の自動測定装置計測結果は、通常運転時と同程度であった。
 ② 災害廃棄物焼却試験時の薬剤使用量は通常運転時と同程度であった。

調査項目		単位	女川町	
			焼却試験	通常ごみ焼却
			平成23年9月8日	平成23年9月1日
炉内温度		℃	1,225～1,263	1,211～1,268
蒸気量		t/h	12.38～13.13	12.00～12.63
排ガス量		m ³ N/h	25,900～32,500	25,900～31,300
薬剤使用量	消石灰	kg/h	24.5～64.3	10.1～60.3
	活性炭	kg/h	0.29～0.50	0.29～0.30
	アンモニア	m ³ N/h	0.4～14.7	0.5～14.2

(4) ごみ性状調査結果

概要 ①焼却試験ごみは清掃一組のごみ組成と同程度であった。
②焼却試験ごみの放射能濃度は、広域処理が可能な災害廃棄物の放射性セシウム濃度240Bq/kgを下まわった。

調査機関：女川町 焼却試験 エヌエス環境㈱
通常ごみ焼却 北日本環境整備㈱
清掃一組 富士産業㈱

○ ごみの物理組成、3成分等

調 査 項 目			単位	女川町			清掃一組
				災害廃棄物	通常ごみ	焼却試験ごみ※ ¹	平成22年度※ ²
				平成23年9月7日	平成21年5月 ～23年8月	平成23年9月7日	
ごみ組成	紙 類	%	9.6	27.2～45.1	34.5	24.68～58.75	
	織 維		14.4			1.18～12.42	
	厨 芥		－	13.1～23.8	15.6	10.92～36.52	
	木 草		木 質	54.0	1.3～14.5	16.9	1.84～22.12
			わら(畳)	0.2			
	プラスチック類等※ ³		15.5	21.0～39.5	26.7	11.77～25.58	
	そ の 他※ ⁴		6.3	2.0～9.5	6.3	1.71～12.74	
3成分	水 分	%	19.2	43.1～52.5	42.9	29.91～51.80	
	可 燃 分		73.6	42.0～49.1	50.5	41.50～62.94	
	灰 分		7.2	4.6～8.9	6.6	4.47～8.22	
低 位 発 熱 量			kJ/kg	14,930	6,920～8,520	9,134	7,681～13,073
見 掛 比 重			kg/L	0.161	0.206～0.227	0.204	0.091～0.206
元素組成	炭 素	%	40.61	22.16～33.31	29.61	22.0～33.9	
	水 素		5.40	3.42～6.37	4.68	3.29～4.97	
	窒 素		1.46	0.32～1.66	1.06	0.08～1.11	
	酸 素		26.01	9.43～16.70	14.91	15.44～23.96	
	燃 焼 性 硫 黄		0.03	0.07～0.23	0.14	0.01～0.10	
	揮 発 性 塩 素		0.09	0.05～0.19	0.10	0.10～0.73	

※1 災害廃棄物20%と通常ごみ80%を混合したとして計算した。

※2 中防破碎ごみ処理施設では粗大ごみを破碎したごみのみを処理しているため、比較対象から除いた。

※3 プラスチック類及びゴム・皮革

※4 5mm以下のごみ及び不燃物の合計

○ ごみの放射能濃度

調 査 項 目			単位	災害廃棄物		通常ごみ	焼却試験ごみ ^{※1}
				平成23年8月3日		平成23年9月7日	平成23年9月7日
放射能	紙 類		Bq/kg	77	133 ^{※7}	115	119 ^{※8}
	織 維			440			
	厨 芥			—			
	木 草	木 質		69			
		わら(畳)		220			
	プラスチック類等 ^{※5}			100			
そ の 他 ^{※6}		139					

※5 プラスチック類及びゴム・皮革

※6 5mm以下のごみ及び不燃物の合計

※7 8月3日に測定したごみ種ごとの放射能濃度と9月7日に測定したごみ組成結果に基づき災害廃棄物全体の放射能濃度を計算した。

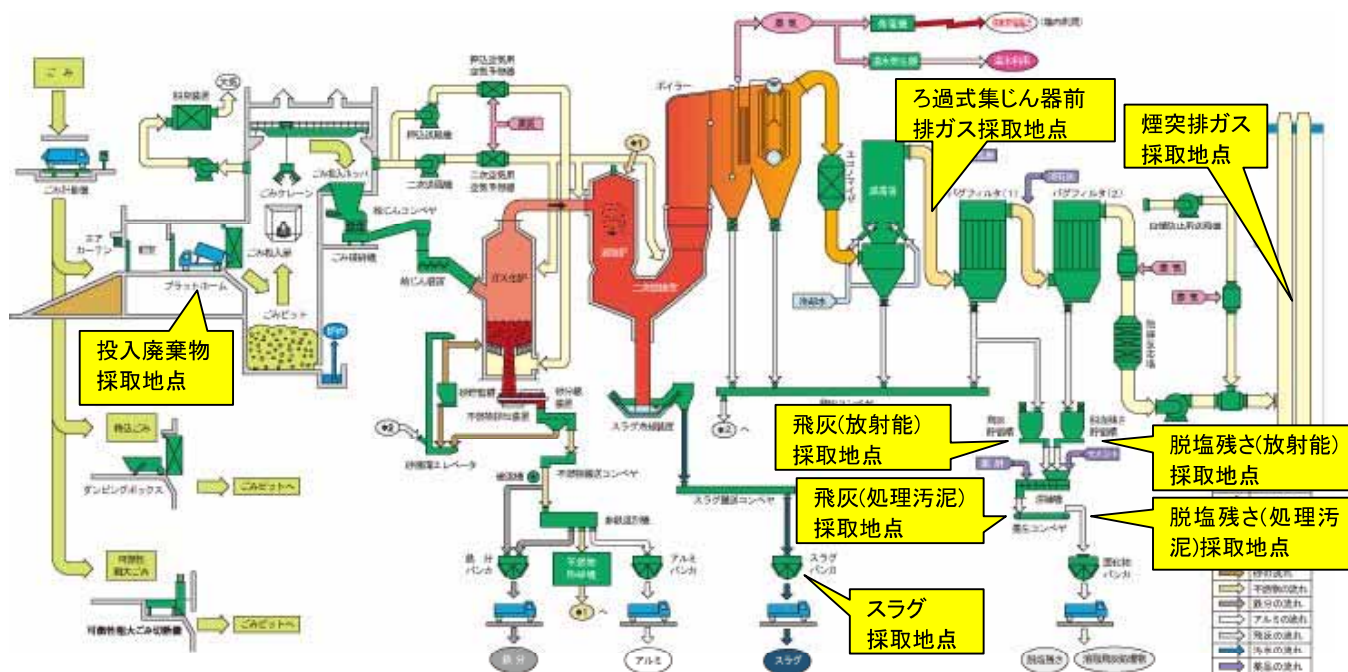
※8 災害廃棄物20%と通常ごみ80%の混合ごみ(焼却試験投入物)中の放射能濃度を計算した。

4 焼却試験実施施設の概要と試料採取地点

名称	石巻地区広域行政事務組合 石巻広域クリーンセンター
所在地	宮城県石巻市重吉町 8 番 20
焼却炉形式	流動床式ガス化溶融炉
施設規模	230t／日 (115t／24h×2 炉)
竣工	平成 15 年 3 月



主な試料採取地点



平成 23 年 11 月 24 日
東京二十三区清掃一部事務組合

災害廃棄物試験焼却実施要領

1 目的

災害廃棄物試験焼却は、東日本大震災により宮城県女川町から発生した災害廃棄物を当組合の施設で焼却処理するのに先立ち、当該廃棄物を法令及び当組合の管理基準に適合した処理ができることを確認するために行う。

2 実施清掃工場及び実施炉

大田清掃工場（3 炉中 1 炉）及び品川清掃工場（2 炉中 1 炉）

3 実施期間（予定）

（1）大田清掃工場

災害廃棄物の搬入は平成 23 年 12 月 10 日より 12 月 13 日までの期間

（実焼却は平成 23 年 12 月 13 日より 12 月 14 日までの連続 34 時間程度）

（2）品川清掃工場

災害廃棄物の搬入は平成 23 年 12 月 17 日より 12 月 20 日までの期間

（実焼却は平成 23 年 12 月 20 日より 12 月 21 日までの連続 34 時間程度）

4 実施方法

（1）試験対象廃棄物

東京都環境整備公社により安全性が確認された宮城県女川町の災害廃棄物

（木くず等の可燃性廃棄物）

（2）搬入及び貯留方法

試験対象廃棄物を清掃工場のごみバンカに投入し、ごみバンカ内にあらかじめ定めたエリアに貯留する。

（3）通常の可燃ごみとの混合比率・攪拌

焼却炉投入時において、通常の可燃ごみに対する試験対象廃棄物の混合比率がおおむね 20% になるようにバンカ内で混合・攪拌する。

5 試験焼却の確認項目

（1）確認の方法

試験焼却期間中は、現状の運転監視と同様に清掃工場に設置してある排ガスの自動測定装置による計測及び常時監視を行う。また、法的資格を有する第三者機関による測定を実施する。

第三者機関による測定項目については、これまでの可燃ごみ焼却状況と比較できるよう、原則として、毎年度実施している定期測定項目と同様とする。

なお、測定項目は各清掃工場の諸条件により、変更することがある。

(2) 測定項目

- 1) 排ガス：煙突（26 項目＋ダイオキシン類＋放射能＋アスベスト）
- 2) 排水：放流水（52 項目＋ダイオキシン類＋放射能）
- 3) 焼却灰、飛灰、飛灰処理汚泥、汚水処理汚泥等
 - a かさ比重、水分、熱しゃく減量
 - b 含有試験（13 項目）、溶出試験（17 項目）、性状分析（15 項目）、ダイオキシン類、放射能
- 4) 空間放射線量率：敷地境界
- 5) 運転データ採取（継続的に調査：運転操作性、薬剤使用量等含む）
 - a 測定期間：試験開始前より試験日を含む必要な期間
（他炉との比較を含む）
 - b 薬剤使用量
 - c その他

6 結果の公表

試験焼却終了後、第三者機関による分析期間を含め 1 月下旬を目途に試験の結果を取りまとめ、確認項目ごとの評価を行い、公表する。

特別区副区長会 宮城県女川町現地視察

特別区副区長会は、宮城県女川町の災害廃棄物を都内の清掃工場において受け入れるに当たり、集積状況や処理施設等について現地視察を実施した。

1. 日 時 平成23年12月19日(月)

2. 参加者 副区長6名、部課長13名、事務局11名(都3名、一組3名、区長会事務局5名)

3. 視察場所等

(1) 女川町役場

○須田町長と面談

○女川町より東日本大震災の被害状況および女川町内の災害廃棄物について説明



～女川町の被災状況～



～女川町の被災状況～

(2) 現場視察

○一次仮置場の災害廃棄物の集積状況



～一次仮置場での仕分作業～



～山積になっている災害廃棄物～

○女川町災害廃棄物二次処理施設

- ・ 混合廃棄物の選別等現場
- ・ 災害廃棄物のコンテナ積み込み作業現場



～職員による手選別～



～コンテナへの積み込み～

- ・ 放射能測定方法の説明



～遮蔽放射線測定の説明～



～放射能測定状況のパネル～

○石巻市(大街道地区)、東松島市(大曲浜地区)等の震災現場視察

○J R仙台貨物ターミナル (コンテナ集積現場)

(3) 宮城県庁

○三浦副知事と面談



宮城県女川町災害廃棄物試験焼却結果等について

宮城県女川町から発生した災害廃棄物を当組合の施設で焼却処理するのに先立ち、当該廃棄物を法令及び当組合の管理基準に適合した処理ができることを確認するため試験焼却を実施しました。

試験焼却において、当該廃棄物を当組合の施設でおおむね 20%の混合比率で焼却した結果、別紙「災害廃棄物試験焼却評価書」のとおり、法令等に適合した処理ができました。また、ごみ焼却の状況は通常ごみ焼却時と同程度でした。

なお、災害廃棄物の受入処理等の予定は下記のとおりです。

記

1 試験焼却の結果の周知

2月開催予定の住民説明会の中で説明します。

2 災害廃棄物の受入れ

(1) 受入期間

平成 2 4 年 3 月以降、平成 2 5 年 3 月まで

(2) 受入工場

稼働中の全清掃工場

(3) 受入量

1日平均 1 5 0 t (当初は 1 日約 6 0 t)

(4) 焼却処理方法

ア 通常の可燃ごみと災害廃棄物をバンカ内で混合・攪拌します。

イ 焼却炉投入時における通常の可燃ごみに対する災害廃棄物の混合比率は 10%以下とします。

(5) 受入計画及び受入量の公表

ア 月間の計画

毎月の受入計画を前月の 2 0 日を目途に、事前に当組合のホームページに掲載します。

イ 週間の計画

毎週の受入計画を前週の金曜日に、当組合のホームページに掲載します。

ウ 受入量

毎週の受入量を翌週の金曜日に、当組合のホームページに掲載します。

(問い合わせ先)

施設管理部

電話 管理課 0 3 - 6 2 3 8 - 0 7 0 4

技術課 0 3 - 6 2 3 8 - 0 7 4 5

施設課 0 3 - 6 2 3 8 - 0 8 4 1

災害廃棄物試験焼却評価書

1 目的

2 試験焼却の方法

- (1) 試験焼却対象ごみ
- (2) 試験焼却方法
- (3) 実施清掃工場
- (4) 試験焼却の測定項目

3 試験焼却測定結果の評価

(資料編)

- 別紙1 「大田清掃工場 災害廃棄物試験焼却測定結果」
- 別紙2 「品川清掃工場 災害廃棄物試験焼却測定結果」
- 別紙3 (参考) 定量下限値一覧、測定項目及び測定箇所

平成 24 年 1 月 31 日

東京二十三区清掃一部事務組合

1 目的

本試験焼却は、宮城県女川町から発生した災害廃棄物を当組合の施設で焼却処理するのに先立ち、当該廃棄物を法令及び当組合の管理基準に適合した処理ができることを確認するため実施した。

2 試験焼却の方法

(1) 試験焼却対象ごみ

東京都により安全性が確認された宮城県女川町の災害廃棄物（木くず等の可燃性廃棄物）

(2) 試験焼却方法

試験焼却対象ごみの混合比率がおおむね 20% になるように通常の可燃ごみ（以下「通常ごみ」という。）と攪拌して混合したもの（以下「混合ごみ」という。）を焼却し、通常ごみのみを焼却した場合との比較を行った。

(3) 実施清掃工場

試験焼却を実施した清掃工場は、表－1 のとおりである。

表－1 実施清掃工場と試験焼却の概要

	大田清掃工場	品川清掃工場
焼却能力	600 t/日 (200 t×3 炉)	600 t/日 (300 t×2 炉)
試験焼却炉	3 号炉 (比較焼却炉 1 号炉)	2 号炉 (比較焼却炉 1 号炉)
災害廃棄物搬入日	平成 23 年 12 月 10 日 (土) 12 月 13 日 (火)	平成 23 年 12 月 17 日 (土) 12 月 20 日 (火)
災害廃棄物搬入量(t)	58.91	81.40
混合ごみ焼却量(t)	313.13 (混合比率 18.8%)	406.92 (混合比率 20.0%)
試験焼却期間	平成 23 年 12 月 13 日 (火) ～14 日 (水)	平成 23 年 12 月 20 日 (火) ～21 日 (水)
測定期間	平成 23 年 12 月 10 日～16 日	平成 23 年 12 月 17 日～23 日

※試験焼却炉：混合ごみを焼却処理した炉

※比較焼却炉：通常ごみのみを焼却処理した炉

(4) 試験焼却の測定項目

排ガス、排水、焼却灰等に及ぼす影響や、焼却施設及び周辺環境への影響等を検証するため、次の項目について測定した。

ア 排ガス：煙突排ガス (26 項目＋ダイオキシン類＋アスベスト＋放射能濃度)

煙道 (4 項目)

イ 排水：放流水 (52 項目＋ダイオキシン類＋放射能濃度)

ウ 焼却灰等 (主灰、飛灰、飛灰処理汚泥、汚水処理汚泥)

(7) 水分、熱しゃく減量、かさ比重

- (イ) 含有試験(13項目)、溶出試験(17項目)、性状分析(15項目)
 - (ウ) ダイオキシン類、放射能濃度
 - エ 空間放射線量率：敷地境界
 - オ 運転データ：自動測定装置計測結果、各種運転データ
- ア～ウ及びエの測定は、それぞれ第三者機関及び実施清掃工場の職員による。
オの測定は、処理設備の計装機器による。
- なお、各項目の測定は、JIS 及び国の通知等の測定方法に基づき実施したものである。

3 試験焼却測定結果の評価

宮城県女川町から発生した災害廃棄物を当組合の施設でおおむね 20%の混合比率で焼却した結果、法令等に適合した処理ができた。また、ごみ焼却の状況は通常ごみ焼却時と同程度であった。

なお、資料編に掲載した試験焼却測定結果に基づく各測定項目の評価は、表－2のとおりである。

表－2 各測定項目の試験焼却測定結果の評価

測定項目	試験焼却測定結果の評価
ア 排ガス	・測定結果は、すべて法規制値及び協定値を下まわった。 ・放射能及びアスベストは不検出であった。 ・測定結果は、比較焼却炉と同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られなかった。また、各測定値は、全工場測定値（平成 22 年 4 月～23 年 11 月）から判断して通常の焼却による出現範囲であった。
イ 排水	・測定結果は、すべて法規制値及び協定値を満足した。 ・放射能は不検出であった。 ・測定値は、全工場測定値（平成 22 年 4 月～23 年 11 月）から判断して通常の焼却による出現範囲であった。
ウ 焼却灰等 (主灰、飛灰、飛灰処理汚泥、汚水処理汚泥)	・測定結果は、すべて法規制値等を下まわった。 ・放射能の測定値は、平成 23 年度それぞれの実施工場測定値から判断して通常の焼却による出現範囲であった。 ・その他の測定値は、全工場測定値（平成 22 年 4 月～23 年 11 月）から判断して通常の焼却による出現範囲であった。
エ 空間放射線量率	・試験焼却実施前、実施中、実施後で同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られなかった。
オ 運転データ	・各運転データは、通常ごみ焼却時と同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られなかった。

2（9）給食用牛乳の放射性物質測定検査の結果数値公表に関する要請

平成 23 年 12 月 20 日

農林水産大臣
鹿野 道彦 様

特別区長会 会長
西川 太一郎

給食用牛乳の放射性物質測定検査の 結果数値公表に関する要望について

現在、福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質の拡散による農作物等への影響に対する区民の不安の声が高まっています。

とりわけ、子どもを抱える保護者の関心は高く、各特別区においては、保育所や小・中学校の給食食材に関する情報を出来る限り提供したり、自主的に検査を行うなどして、保護者の不安を少しでも軽減できるよう努力しているところです。

こうした中で、子どもたちが毎日飲む牛乳について、乳業者に対して自主検査の結果数値の公表を求めています、開示されない状況にあります。

給食食材の安全性を理解してもらう上で、検査結果の数値公表は必要不可欠であり、給食用牛乳についても、乳業者が検査結果の数値を公表することで、保護者の不安も軽減されるものと考えます。

つきましては、監督省庁として乳業者に対し、独自に実施している給食用牛乳の放射性物質測定検査の結果数値を公表するとともに各区市町村へ速やかに情報提供するよう、早急に指導することを申し入れます。

平成 23 年 12 月 20 日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 様

特別区長会 会長

西川 太一郎

給食用牛乳の放射性物質測定検査の
結果数値公表に関する要望について

現在、福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質の拡散による農作物等への影響に対する区民の不安の声が高まっています。

とりわけ、子どもを抱える保護者の関心は高く、各特別区においては、保育所や小・中学校の給食食材に関する情報を出来る限り提供したり、自主的に検査を行うなどして、保護者の不安を少しでも軽減できるよう努力しているところです。

こうした中で、子どもたちが毎日飲む牛乳について、乳業者に対して自主検査の結果数値の公表を求めています、開示されない状況にあります。

給食食材の安全性を理解してもらう上で、検査結果の数値公表は必要不可欠であり、給食用牛乳についても、乳業者が検査結果の数値を公表することで、保護者の不安も軽減されるものと考えます。

つきましては、監督省庁として乳業者に対し、独自に実施している給食用牛乳の放射性物質測定検査の結果数値を公表するとともに各区市町村へ速やかに情報提供するよう、早急に指導することを申し入れます。

平成 23 年 12 月 20 日

文部科学大臣
中川 正春 様

特別区長会 会長
西川 太一郎

給食用牛乳の放射性物質測定検査の
結果数値公表に関する要望について

現在、福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質の拡散による農作物等への影響に対する区民の不安の声が高まっています。

とりわけ、子どもを抱える保護者の関心は高く、各特別区においては、保育所や小・中学校の給食食材に関する情報を出来る限り提供したり、自主的に検査を行うなどして、保護者の不安を少しでも軽減できるよう努力しているところです。

こうした中で、子どもたちが毎日飲む牛乳について、乳業者に対して自主検査の結果数値の公表を求めています。開示されない状況にあります。

給食食材の安全性を理解してもらう上で、検査結果の数値公表は必要不可欠であり、給食用牛乳についても、乳業者が検査結果の数値を公表することで、保護者の不安も軽減されるものと考えます。

つきましては、乳業者に対し、独自に実施している給食用牛乳の放射性物質測定検査の結果数値を公表するとともに各区市町村へ速やかに情報提供するよう、早急に指導することを申し入れます。

食安発 1 2 2 7 第 4 号

平成 23 年 12 月 27 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

乳の放射性物質の検査の実施について

乳の放射性物質検査については、平成 23 年 4 月 4 日に原子力災害対策本部から示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（最終改正：平成 23 年 8 月 4 日）に基づき、重点的品目として検査計画の策定及び検査の実施及び公表をお願いしているところです。

牛乳は子どもの摂取量が特に多く、学校給食に毎日使用されていることから、その検査結果について保護者の関心が高まっているところです。

つきましては、概ね 2 週間毎にクーラーステーション又は乳業工場で実施している検査について、概ね 1 週間毎に実施されるようお願いします。

なお、本件については農林水産省生産局へ連絡済みであり、また、事業者団体に対し検査結果の公表について別添のとおり通知していることを申し添えます。

(別添)

食安発1 2 2 7 第 6 号

平成2 3 年1 2 月2 7 日

一般社団法人 日本乳業協会

会 長 古 川 紘 一 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

牛乳の放射性物質の検査結果の公表について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、食品中の放射性物質汚染防止の観点から、都道府県等において、食品衛生法に基づきモニタリング検査を実施し、公表しているところです。

乳については、原子力災害対策本部より示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の中でも、重点的品目として検査の計画、実施をしているところであり、特に、子どもたちが毎日飲む牛乳については保護者の関心が高く、特別区長会からも乳業者による牛乳の検査結果の公表について要望があったところです。

貴会会員におかれては、食品衛生法に基づき、自主的な衛生管理に努められているものと承知していますが、会員各社において製造されている牛乳の放射性物質に係る検査結果について、適切に公表し、関係者に適切な説明を行うよう貴会会員への周知方よろしくお願いします。

また、牛乳の検査を自社で行っていない会員については、都道府県等で実施されるモニタリング検査結果も活用して対応するようお願いいたします。

なお、本件については農林水産省生産局へ連絡済みであることを申し添えます。

(別添)

食安発1 2 2 7 第 6 号

平成2 3 年1 2 月2 7 日

社団法人 全国農協乳業協会

会 長 宇 佐 美 忠 孝 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

牛乳の放射性物質の検査結果の公表について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、食品中の放射性物質汚染防止の観点から、都道府県等において、食品衛生法に基づきモニタリング検査を実施し、公表しているところです。

乳については、原子力災害対策本部より示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の中でも、重点的品目として検査の計画、実施をしているところであり、特に、子どもたちが毎日飲む牛乳については保護者の関心が高く、特別区長会からも乳業者による牛乳の検査結果の公表について要望があったところです。

貴会会員におかれては、食品衛生法に基づき、自主的な衛生管理に努められているものと承知していますが、会員各社において製造されている牛乳の放射性物質に係る検査結果について、適切に公表し、関係者に適切な説明を行うよう貴会会員への周知方よろしくお願いします。

また、牛乳の検査を自社で行っていない会員については、都道府県等で実施されるモニタリング検査結果も活用して対応するようお願いいたします。

なお、本件については農林水産省生産局へ連絡済みであることを申し添えます。

(別添)

食安発1 2 2 7 第 6 号

平成2 3 年1 2 月2 7 日

全国乳業協同組合連合会

会 長 芝 田 博 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

牛乳の放射性物質の検査結果の公表について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、食品中の放射性物質汚染防止の観点から、都道府県等において、食品衛生法に基づきモニタリング検査を実施し、公表しているところです。

乳については、原子力災害対策本部より示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の中でも、重点的品目として検査の計画、実施をしているところであり、特に、子どもたちが毎日飲む牛乳については保護者の関心が高く、特別区長会からも乳業者による牛乳の検査結果の公表について要望があったところです。

貴会会員におかれては、食品衛生法に基づき、自主的な衛生管理に努められているものと承知していますが、会員各社において製造されている牛乳の放射性物質に係る検査結果について、適切に公表し、関係者に適切な説明を行うよう貴会会員への周知方よろしくお願いします。

また、牛乳の検査を自社で行っていない会員については、都道府県等で実施されるモニタリング検査結果も活用して対応するようお願いいたします。

なお、本件については農林水産省生産局へ連絡済みであることを申し添えます。

2（10）東京電力株式会社の電気料金値上げに対する要請

平成24年3月19日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様
経済産業大臣 枝野 幸男 様

特別区長会
会長 西 川 太 一 郎

東京電力株式会社の電気料金値上げに対する要請

東日本大震災の発生以降、東京23区の自治体、企業および区民は、計画停電への対応や節電のための取り組みなど、協力を続けてきました。こうした中、東京電力株式会社は、燃料費等の負担が増加していることを理由に、産業・業務向け（「自由化部門」）の電気料金については平均17%、また、家庭向け（「規制部門」）の電気料金についても平均10%もの大幅な値上げを一方向的に発表しました。

自由化部門の電力市場は、規制緩和により民間事業者の参入が可能となっていますが、民間事業者の供給能力には限界があり、平成24年度に向けた各自治体の入札結果をみても自治体や企業が民間事業者から調達することは事実上大変な困難が伴います。さらに、規制部門においては、東京電力株式会社以外の電気事業者とは契約することができず、独占が認められている状況にあります。

今回の値上げが実施されると、東京23区内の企業の経営に大きな影響を及ぼし、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業に与える影響は極めて大きく、区民の生活はより一層厳しいものになることが予想されます。値上げの理由については、原子力発電所の停止などに伴う燃料費等の増加により、深刻な経営状況であるためと発表されていますが、燃料費等の負担増分 6,800 億円の詳細や経営合理化の具体的な内容は示されておらず、算定根拠が明確であるとは言いがたい状況です。

また、値上げの方法も、現行単価に一定額を上乗せするのみで、電力需要のピークカットや省エネなど、節電への取り組みを一層促す柔軟な価格体系になっていません。

東京電力株式会社に対しては真摯な経営努力が求められているにも関わらず、情報の

開示や企業努力が徹底されておらず、その姿勢には疑問を感じざるを得ません。さらに、電力事業における地域独占の弊害による高コスト構造解消の見通しも示されていない現状では、値上げは到底、容認できるものではありません。

わが国の景気は、歴史的な円高や欧州経済危機などにより依然として厳しい状況が続いており、企業を取り巻く環境は先行きが不透明です。このような中での電気料金の安易な値上げは、日本経済悪化の要因となるばかりではなく、区民生活や区内中小企業の経営に与える影響は深刻であり看過できるものではありません。

特別区長会は、以上のような状況を踏まえ、経営責任の明確化など東京電力株式会社の経営のあり方に関して抜本的な改革の実行を求め、今回の電気料金値上げの見直し、中小企業に対する特段の措置、さらに民間事業者の電気事業への参入促進や健全な競争原理に基づく市場の育成など、下記事項についての速やかな対応を強く要請します。

記

- 1 当面の収支見込、今後の電力需給の状況、電源構成、燃料費等負担増の具体的内容
と今後の方向性についての明確な情報の開示及び経営の合理化を確実に推進すること。
- 2 電気料金の値上げは、企業の経営に大きな影響を与えるため、特に中小企業に対する
特段の措置を講じること。
- 3 電力市場のさらなる自由化を進め、電気事業への民間事業者の参入促進、規制部門
(一般家庭、中小企業) への自由化拡大を図ること。
- 4 一律定額を上乗せする硬直的な値上げを行うのではなく、需要家が電気の使用形態
に応じた電気料金を選択できるよう、多様かつ柔軟な料金設定を講じること。

平成24年3月19日

東京電力株式会社

取締役社長 西澤 俊夫 様

特別区長会

会長 西 川 太 一 郎

東京電力株式会社の電気料金値上げに対する要請

東日本大震災の発生以降、東京23区の自治体、企業および区民は、計画停電への対応や節電のための取り組みなど、協力を続けてきました。こうした中、貴社は、燃料費等の負担が増加していることを理由に、産業・業務向け（「自由化部門」）の電気料金については平均17%、また、家庭向け（「規制部門」）の電気料金についても平均10%もの大幅な値上げを一方的に発表しました。

自由化部門の電力市場は、規制緩和により民間事業者の参入が可能となっていますが、民間事業者の供給能力には限界があり、平成24年度に向けた各自治体の入札結果をみても自治体や企業が民間事業者から調達することは事実上大変な困難が伴います。さらに、規制部門においては、貴社以外の電気事業者とは契約することができず、独占が認められている状況にあります。

今回の値上げが実施されると、東京23区内の企業の経営に大きな影響を及ぼし、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業に与える影響は極めて大きく、区民の生活はより一層厳しいものになることが予想されます。値上げの理由については、原子力発電所の停止などに伴う燃料費等の増加により、深刻な経営状況であるためと発表されていますが、燃料費等の負担増分6,800億円の詳細や経営合理化の具体的な内容は示されておらず、算定根拠が明確であるとは言いがたい状況です。

また、値上げの方法も、現行単価に一定額を上乗せするのみで、電力需要のピークカットや省エネなど、節電への取り組みを一層促す柔軟な価格体系になっていません。

貴社に対しては真摯な経営努力が求められているにも関わらず、情報の開示や企業努力が徹底されておらず、その姿勢には疑問を感じざるを得ません。さらに、電力事業における地域独占の弊害による高コスト構造解消の見通しも示されていない現状では、値

上げは到底、容認できるものではありません。

わが国の景気は、歴史的な円高や欧州経済危機などにより依然として厳しい状況が続いており、企業を取り巻く環境は先行きが不透明です。このような中での電気料金の安易な値上げは、日本経済悪化の要因となるばかりではなく、区民生活や区内中小企業の経営に与える影響は深刻であり看過できるものではありません。

特別区長会は、以上のような状況を踏まえ、経営責任の明確化など貴社の経営のあり方に関して抜本的な改革の実行を求め、今回の電気料金値上げの見直し、中小企業に対する特段の措置など、下記事項についての速やかな対応を強く要請します。

記

- 1 当面の収支見込、今後の電力需給の状況、電源構成、燃料費等負担増の具体的内容
と今後の方向性についての明確な情報の開示及び経営の合理化を確実に推進すること。
- 2 電気料金の値上げは、企業の経営に大きな影響を与えるため、特に中小企業に対する
特段の措置を講じること。
- 3 一律定額を上乗せする硬直的な値上げを行うのではなく、需要家が電気の使用形態
に応じた電気料金を選択できるよう、多様かつ柔軟な料金設定を講じること。

2（11）平成24年度国・都の施策及び予算に関する要望（※抜粋）

<国への要望>

◆東日本大震災を踏まえた総合的な災害対策の強化

（実施：平成23年8月 要望先：内閣府、経済産業省）

今回の災害は、千年に一度とも言われる地震、津波による自然災害に原子力災害も加わった、大規模広域複合災害であり、現行の災害対策基本法制の想定をはるかに超える、甚大な被害をもたらした。

このような国家的危機に対して、国は、地方自治体と連携し、1日も早い復旧、復興対策を講じることが必要である。このため、既存の法制にとらわれることなく、被災者の生活再建や被災地の復興はもとより、液状化等による被害も含めたライフラインの復旧をはじめとする都市防災機能の強化に向けて、自治体の取組みへの支援も含め、迅速かつ万全の措置を講じること。

また、帰宅困難者対策や計画停電対応など、特別区を含む首都圏で生じた様々な課題に対しても、適切に対処することが行政に求められている。このため、安全施策の検証をはじめ、首都圏特有の被害状況の分析を行った上で、総合的な対策を講じること。

また、住民の安全、安心の確保と不安解消の観点から、迅速・正確な情報の公開を徹底し、国と地方自治体との連絡体制の整備を図ること。

さらに、政府は原子力発電所の事故に伴う電力不足に対し、5月13日に電力需給対策を発表したが、今夏だけでなく中・長期的な視点から、地方自治体の意向も踏まえ、安定的な電力需給対策を講じること。

◆災害応急対策の充実

（実施：平成23年8月 要望先：内閣府、経済産業省、国土交通省）

切迫性が指摘されている首都直下地震や大規模な水害等への対策を強化するため、次の具体的方策を講じること。

- (1) 首都直下地震の被害想定として推計される、400万人を超える帰宅困難者への対応として、休憩場所の確保、救急援護体制の整備、事業所の社会的責務の明確化等の対策を推進すること。
- (2) 高層住宅におけるライフラインを確保するため、エレベーターや上下水道接続部の耐震化、高層階への備蓄倉庫の設置義務化等、より一層の防災対策を推進すること。
- (3) 首都直下地震により大きな被害が発生する密集市街地において、防災性と安全性を向上させる、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）対策を一層充実させること。
- (4) 首都圏における恒久的・安定的な電力供給の確保ができる仕組みを早急に構築すること。
- (5) 河川の氾濫等の大規模水害に対し、スーパー堤防の整備などの治水対策の推進、避難場所の確保、地下鉄や地下街等の地下空間の浸水対策の推進など、被害を最小限にするための具体的な対策を講じること。

＜東京都への要望＞

◆東日本大震災を踏まえた広域的な災害対策の推進

（実施：平成23年7月8日 要望先：総務局）

今回の災害は、千年に一度とも言われる地震、津波による自然災害に原子力災害も加わった、大規模広域複合災害であり、現行の災害対策法制の想定をはるかに超える、甚大な被害をもたらした。

国の中枢機能や企業の本社機能が集積する首都圏においては、直下型地震が発生した場合は、今回以上の災害になると予想されている。

このような社会状況において、都は、これまでも増して特別区と連携し、首都圏特有の被害を未然に防ぐ観点から、状況の調査・分析を行った上で、広域的な対策を講ずること。

特に、帰宅困難者対策については、広域自治体として主体的な立場から、総合的な対策を講ずること。

また、区民の安全、安心の確保と不安解消の観点から、迅速・正確な情報の公開を徹底し、都と特別区との連絡体制の整備を図ること。

◆震災対策の推進

（実施：平成23年7月 要望先：総務局）

切迫性が指摘されている首都直下地震等に備え、次の具体的方策を講じること。

- （１）首都直下地震の被害想定として推計される、400万人を超える帰宅困難者への対応として、帰宅支援ステーションの拡大、代替輸送手段の確保等、円滑な帰宅のための対策をより一層強化すること。
- （２）高層住宅における防災対策を推進するため、エレベーターの閉じ込め防止対策やライフライン施設の安全化等、より一層の防災対策を推進すること。

- (3) 首都直下地震時に大きな被害が発生する密集市街地において、防災性と安全性を向上させる、東京都防災密集地域整備事業（東京都木造住宅密集地域整備事業）の対策を一層充実させること。
- (4) 下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホール浮上抑制対策について、より早急な対応を行うこと。
- (5) 都営住宅や都民住宅等における、家具の転倒防止対策を促進すること。

◆水害対策の推進

（実施：平成23年7月 要望先：総務局、都市整備局、建設局、港湾局、下水道局）

近年、その頻度が高まっている都市型水害や高潮、洪水、震災による大規模水害等に対応するため、広域的な立場から次の方策を講じること。

- (1) 河川の氾濫を防止するため、護岸改修等の治水対策をより一層推進すること。
また、市街地での浸水被害を防ぎ、治水安全度の向上を図るため、下水道施設の処理能力の増強等をより一層推進すること。
- (2) スーパー堤防の整備を早期に実現すること。
- (3) 地下空間の浸水対策を推進すること。
- (4) 高潮による浸水想定区域図を作成すること。

東日本大震災
～被災自治体への支援と震災後の取組み～
(平成 23 年 3 月～平成 24 年 3 月活動報告)

発 行	平成 24 年 4 月
発行者	特別区長会事務局
住 所	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 19 階
電 話	03 - 5210 - 9740
F A X	03 - 5210 - 9706
印刷所	(株)アイガー 〒162-0041 新宿区早稲田鶴巻町563-22



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています